

398

120

0<sup>m</sup> 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10<sup>18m</sup> 11 12 13 14 15

始



6N31

398-120



# 大阪府全志

卷之五

大正  
11. 11. 28  
内交

# 大阪府全志卷之五目次

## 第三篇 國郡市町村志

### 第三章 和泉國……………一

位置、面積、境界、河川、街道、鐵道、軌道、地勢、築池、洪水、茅葺、血沼海、國名の由來、國內郡市名、國境の變遷、國府、國守、幕末に於ける各領各管の分布、各領各管の大阪府に統轄せられたる徑路、區畫の變遷、租稅・石高・反別・人口、

#### 第一節 堺市……………110

位置、境界、面積、橋梁、堺の濫觴、堺の名の現れ初め、堺の全盛、元和二年の町割、寛政十一年に於ける町名・家數・石銀高・家役數・無役數、現在町名、舊郷莊名、北莊、南莊、地子銀、地子銀免除、舊石高・反別・人口、領主及び管轄・區畫の變遷、歴代區長、歴代市長及び助役、

北莊東部

熊野町 同東一丁 同東二丁 同東三丁 同東四丁 同東五丁 同東六丁 戎之町 同東一丁 同東二丁  
 同東三丁 同東四丁 同東五丁 同東六丁 櫛屋町 同東一丁 同東二丁 同東三丁 同東四丁 同東五丁  
 車之町 同東一丁 同東二丁 同東三丁 同東四丁 材木町 同東一丁 同東二丁 同東三丁 同東四丁  
 宿屋町 同東一丁 同東二丁 同東三丁 神明町 同東一丁 同東二丁 同東三丁 九間町 同東一丁 同  
 東二丁 同東三丁 柳之町 同東一丁 同東二丁 錦之町 同東一丁 同東二丁 綾之町 同東一丁 同東  
 二丁 櫛之町 同東一丁 同東二丁 北旅籠町 同東一丁 同東二丁 北半町

町奉行所址、堺縣廳址、堺市役所、惠藤源左衛門の居址、一節道清、三味線創作の中  
 小路、極樂寺、千藏院、長樂寺、專稱寺、金蓮寺、盛宗寺、常安寺、最勝寺、超善寺、  
 超善寺井、菅原神社、舊神明神社、舊熊野神社、禪通寺の址、龍門寺、智禪寺、西福  
 寺、大心寺、西向寺、良俊寺、淨信寺、糸割符會所の址、眞宗大谷派本願寺別院、妙  
 滿寺、誓源寺、安樂寺、光明院、遍照寺、興覺寺、眞光寺、善宗寺、來遊寺、櫛笥寺、  
 念勝寺、西然寺、本願院、妙國寺、蘇鐵、土州藩士割腹の所、小西如清、小西行長、  
 西るいすの邸址、堺に於ける海外貿易者、蓮花寺、善教寺、本受寺、紫白藤、成就寺、  
 寶珠院、土州藩士十一人の墓、聞藏寺、淨行寺、本派本願寺別院、超元寺、高林寺、

眞宗寺、善長寺、超願寺、吉川俵右衛門の墓、傳法寺、專稱寺の址、經王寺、十輪院、  
 覺應寺、萬福寺、淨福寺、證誠寺、大善寺、月藏寺、宗泉寺、淨念寺、林昌寺、北十  
 萬、淨光寺、淨因寺、淨得寺、福成寺、大福院、榮松寺、鐵砲鍛冶、喜多七太夫の址、  
 宮尾道三の址、高三隆達の址、六間町遊廓の址、地獄太夫と一休禪師、高須神社、町  
 名及び區畫の變遷表、

北莊西部

熊野町西一丁 同西二丁 同西三丁 戎之町西一丁 同西二丁 櫛屋町西一丁 同西二丁 車之町西一丁  
 同西二丁 材木町西一丁 同西二丁 宿屋町西一丁 同西二丁 神明町西一丁 同西二丁 九間町西一丁  
 同西二丁 柳之町西一丁 同西二丁 同西三丁 錦之町西一丁 同西二丁 同西三丁 綾之町西一丁 同西  
 二丁 同西三丁 櫻之町西一丁 同西二丁 同西三丁 北旅籠町西一丁 同西二丁 同西三丁 北半町西一丁  
 往時の埠頭、海船館、七堂濱、宗見寺、宗宅寺、土居原鋸、宗鐵、加賀四郎、出齒庵  
 丁、御方庵丁、來迎寺、梅翁寺の址、車屋道説の舊址、町名及び區畫の變遷表、

戎島

内川、防波堤築設、芝居及び茶屋、御鯛茶屋、恵比須神社、町名及び區畫の變遷表、

土据川以北

二三

並松町

大和橋、

七道

南莊東部

一三六

市之町 同東一丁 同東二丁 同東三丁 同東四丁 同東五丁 同東六丁 甲斐町 同東一丁 同東二丁  
同東三丁 同東四丁 大町 同東一丁 同東二丁 同東三丁 同東四丁 宿院町 同東一丁 同東二丁 同  
東三丁 中之町 同東一丁 同東二丁 同東三丁 寺地町 同東一丁 同東二丁 同東三丁 少林寺町 同  
東一丁 同東二丁 同東三丁 新在家町 同東一丁 同東二丁 同東三丁 同東四丁 南旅籠町 同東一丁  
同東二丁 同東三丁 南半町 同東一丁

岐翁の居址、曾呂利新左衛門の邸址、向泉寺の址、阿彌陀寺、如意社、西方寺、眞如  
庵、永福寺、泉然寺、法行寺、淨妙寺、開口神社、金龍井、安養寺、玉圓寺、法華寺、  
住本寺、了覺寺、圓光寺、養壽寺、本教寺、祥雲寺、舊臥龍松、本光寺、宿院、舊兜

神社、飯匙池、名越岡、劇場卯之日座、今井家の邸址、長谷寺、調御寺、顯本寺、三好  
元長の墓、明治十年先帝陛下行在所の址、紹鷗の舊址、道陳の舊址、靈法寺、長久寺、  
常滿寺、生善寺、寶樹寺、正法寺、寶光寺、慈光寺、妙法寺、長徳寺、本成寺、源光  
寺、光照寺、大阿彌陀經寺、船松神社の舊址、淨專寺、少林寺、引接寺の址、妙慶寺、  
本要寺、本傳寺、發光院、寶泉寺、阿彌陀寺、長泉寺、鹽穴寺、賢清寺、延命寺、圓  
龍寺、圓明寺、長慶寺、幸徳寺、專稱寺、正明寺、光澤寺、願正寺、南宗寺、玉の横  
野、海會寺、妙光寺、大安寺、納屋助左衛門、臘脂屋某と木澤長政、鉾塚、乳守、乳  
守神社、臨光庵、今井家の墓、十王堂の址、乳守の遊廓、遊女高間と五助、高渚寺の  
址、町名及び區畫の變遷表、

南莊西部

一九九

市之町西一丁 同西二丁 同西三丁 同西四丁 同西五丁 甲斐町西一丁 同西二丁 同西三丁 同西四丁  
同西五丁 大町西一丁 同西二丁 同西三丁 同西四丁 宿院町西一丁 同西二丁 同西三丁 同西四丁  
中之町西一丁 同西二丁 同西三丁 同西四丁 寺地町西一丁 同西二丁 同西三丁 同西四丁 少林寺町  
西一丁 同西二丁 同西三丁 同西四丁 新在家町西一丁 同西二丁 同西三丁 同西四丁 同西五丁 南  
旅籠町西一丁 同西二丁 同西三丁 同西四丁 同西五丁 南半町西一丁 同西二丁

一光庵、扇屋甚右衛門の舊址、鹽風呂、千利休の舊址、東光寺、阿免寺、常通寺、光乘寺、久の森、喜宗寺、南通寺、教蓮寺、明現寺、觀月院、辨願寺、沅南江の舊址、町名及び區畫の變遷表、

新地

二二九

吾妻橋通一丁 同二丁 同三丁 同四丁 榮橋通一丁 同二丁 龍神橋通一丁 同二丁 住吉橋通一丁  
同三丁 大濱通一丁 同二丁 同三丁 同四丁 南附洲新田 中附洲新田 戎島附洲新田 北附洲新田

新地開發の徑路、新地の遊廓、新田の開發、堺港、大濱、大濱砲臺、大濱公園、神明擁護紀念碑、堺の浦、櫻鯛、魚市場、天誅組の上陸地、神明神社、吉川井、妙圓寺、町名及び區畫の變遷表、

第二節 泉北郡

二二九

位置、境界、面積、地勢、山川、舊大鳥・和泉郡の由來、境界變更、舊郷莊名及び村里の増減、幕末領主の分布、各領地の統一及び區畫の變遷、新郡設置後の町村異動、舊石高・反別・人口の現在町村別、歴代郡長、

第一項 三寶村

二六四

- 大字南島 月洲神社、
- 大字山本
- 大字平田
- 大字 彌三次郎
- 大字鹽濱
- 大字若松
- 大字松屋 田守神社、

第二項 五箇莊村

二七一

- 大字船堂 白王寺、正覺寺、心念寺、
- 大字花田
- 大字庭井
- 大字萬屋

大字淺香山 淺香瀨、淺香浦、稻荷神社、  
 大字大豆塚 西願寺、  
 大字 奥 曼陀羅寺、  
 大字北花田 華表神社、地藏寺、

第三項 向井町……………二六三

大字西萬屋新田

大字遠里小野

堺市上水道水源地、

大字北莊 堺王子の址、戸立野、首截地藏、新井戸、壱井戸、北今池、眞光寺、

誓源寺、

大字中筋 三國ヶ辻、反正天皇御陵、方違神社、舊向井神社、三國丘、向井、大

阪監獄、心蓮寺、紅谷庵、牡丹花宵柏、城山、

第四項 舩松村……………三〇一

百舌鳥野、北室院、明願寺、願專寺、仁德天皇御陵、古塚、古井、

第五項 湊町……………三〇六

船待神社、淨光寺、長源寺、延長寺、本行寺、碁利玄、湊紙、湊壺鹽、湊燒、

第六項 神石村……………三〇九

大字上石津 石津原、石津川、石津神社、永祥寺、願行寺、圓淨寺、履中天皇御陵、

乳岡、念佛寺、七觀音、

大字市 眞行寺、一路山禪海寺の址、

第七項 踞尾村……………三二〇

八幡神社、因念寺、順教寺、風月庵似雲法師示寂の所、古塚、踞尾堡址、

第八項 濱寺町……………三五

大字下石津 石津の松原、石津太神社、西法寺、教蓮寺、慈光寺、淨念寺、長徳寺、

鎮守屋敷(源顯家の墓)、

大字船尾 濱寺、濱寺公園、元立寺、常樂寺の址、  
大字下 淨信寺、善正寺、黄金塚、十方塚、經塚、

第九項 鳳村……………三四九

大字長承寺  
大字野代 光來寺、  
大字北王子 大鳥王子の址、正覺寺、  
大字大鳥 大鳥神社、大鳥北濱神社、大鳥濱神社、大鳥井關神社、大鳥美波比神  
社、舊押別神社、專光寺、超圓寺、淨林寺、

第十項 高石町……………三六九

大字高石南 高脚海、高師濱、高石神社、不斷寺、念通寺、圓德寺、  
大字高石北 大雄寺の址、三光國師、乙池、  
大字今在家 伽羅橋、羽衣松、  
大字新

第十一項 取石村……………三八三

大字富木 等乃伎神社、舊大歳神社、楷定寺、車塚、  
大字土生 取石池、西光寺、  
大字新家  
大字大園 善稱寺、  
大字綾井 專稱寺、

第十二項 鶴田村……………三九〇

大字草部 日部神社、行興寺、以速寺、鶴田池、古墳、  
大字上 箕の産地、箕作株、太子講、地藏堂、乳母の屋敷、行基清水、生蓮寺、  
大字菱木 菱城野、菱木神社、萬行寺、妙法寺、淨願寺、  
大字原田

第十三項 八田莊村……………四〇〇



大字八田北 善行寺、

大字堀上

大字南

大字八田寺 蜂田神社、蜂田寺、牛神塚、

大字毛穴 本念寺、

大字家原寺 家原寺、行基、中室院、家原城址、寺町塚、雀部氏、

大字平岡 岡徳寺、傳和泉式部の墓、

第十四項 深井村……………四三

大字深井 深井、野々宮神社、極樂寺、寶泉寺、稱讚寺、善福寺、深井堡、一本松、

大字土塔

大字畑山

第十五項 百舌鳥村……………四二

大字赤畑 百舌鳥野、百舌鳥耳原、百舌鳥神社、光明院、圓通寺、萬代寺、古塚、

大字高田 光淨寺、御廟山、古塚、

大字西 古塚、

大字百濟 古塚、

大字梅 正念寺、本通寺、法華寺、古塚、

大字東 東村寨の址、古塚、

大字金口 願生寺、古塚

大字夕雲開 古塚、

第十六項 東百舌鳥村……………四三

大字土師 西福寺、大野寺、荒陵、古塚、

大字土師新田 惟妙寺、

第十七項 久世村……………四八

大字小坂 了源寺、

大字伏尾 久世大和守陣屋の址、

大字和田 荒山、多治速比賣神社、舊鴨田神社、舊坂上神社、多聞寺、和田城址、

和田新發智の墓、

大字八田 八田壺、西念寺、

大字平井 坂上神社の址、海岸寺、

大字東山新田 誓願寺、

大字檜葉

第十八項 東陶器村……………四四五

大字北 月輪寺、

大字見の山

大字上之 陶荒田神社、光明寺、

大字岩室 梵字ヶ芝、觀音院、

大字福田 興游寺、願成寺、無量庵、圓乘寺、

第十九項 西陶器村……………四五二

大字田園 觀音寺、千塚、

大字辻之 豐西寺、

大字深坂 陶山

大字高藏寺 高藏寺、御茶屋山、

第二十項 北上神村……………四六二

大字大庭寺 大庭寺、古墳、嚴島神社の舊址、渡邊氏陣屋の址、

大字太平寺 太平寺、鴨田神社の址、

大字小代 常念寺、

大字野々井 西性寺、

大字三木閉 巳之池、

第二十一項 上神谷村……………四六八

大字片藏 櫻井神社、金福寺、

大字豊田 福德寺、小谷城址、東山城址、西山城址、

大字富藏・威應寺、藥師寺、

大字釜室

大字畑 松林庵、寶光庵、

大字逆瀬川

大字田中 西方寺、

大字榎 山の井神社の址、山の井、天神の松、

大字鉢ヶ峯寺 鉢ヶ峯、舊國神社、法道寺、

第二十二項

美木多村

大字上 美多禰神社、放光寺、城山、

大字檜尾 總福寺、牛石塚、

大字大森 地藏堂、

大字別所 法華寺、頼光塚、

第二十三項

信太村

大字太 菩提寺、光受寺、

大字中 信太森、信太森神社、長徳寺、聖神社、十景の原、鏡池、土蜘蛛の窟、

大字上 若宮塚、

大字舞 所石頓宮、

大字上代 阿闍梨池、廢觀音寺、信太山陸軍演習場、横代塚、棗塚、番所塚、小金塚、

大字王子 篠田王子の址、中央寺、常念寺、

大字尾井 雨降塚、小竹宮址、舊小竹神社、箱清水、清水氏邸内の清水、舊府神

社、蔭涼寺、

大字富秋

大字小野

第二十四項

上條村

大字千原 千原城址、玉の井、玉井源秀の墓、

大字尾井千原

大字綾井

大字二田 蓮花寺、二田城址、古池、  
 大字北曾根 曾根神社、曾根城址、  
 大字南曾根 大運寺、  
 大字助松 助松神社、專稱寺、光秀寺、一里塚、田中遠江守陣屋の址、牛瀧塚、  
 田中矩方、海藏寺の址、羽衣清水の址、蓮正寺、  
 大字 森 西蓮寺、日吉神社の址、

第二十五項 大津町……………五三三

大字下條大津 大津神社、舊粟神社、大津城の址、南溟寺、緣照寺、強緣寺、長生寺、  
 來迎院、慈眼寺、安樂寺、上品寺、  
 大字宇多大津 大津松原、大津浦、阿彌陀寺、

第二十六項 忠岡村……………五三六

大字忠岡 忠岡神社、常念寺、勝基寺、永福寺、萬福寺、正覺寺、  
 大字馬瀬 正念寺、

大字高月  
 大字北出

第二十七項 穴師村……………五四四

大字豊中 泉穴師神社、聖徳寺、淨福寺、清修寺、  
 大字板原 法藏寺、  
 大字 宮  
 大字穴田  
 大字池浦 生福寺、藥師寺の址、  
 大字虫取 淨忠寺、  
 大字我孫子 心福寺、

第二十八項 國府村……………五四八

大字府中 清水、和泉宮址、國府廳の址、珍努縣主の舊地、泉井上神社、舊和泉  
 神社、勅使筋、御幸道、神主田所家、市邊天神社、チンダ山、大泉寺、阿彌陀

寺、妙源寺、寶國寺、和泉寺の址、國府城址、

大字井の口 井口王子の址、

大字肥子 善法寺、

大字和氣 妙泉寺、

大字小田 玉井山莊、地福寺、

第二十九項

伯太村

大字伯太 伯太營址、平松行宮址、平松王子址、丸笠神社、伯太神社、御所塚の址、

大字池上

大字黒鳥 黒鳥山、籌塚、砲兵第四聯隊營舎、練兵場、大塚、

第三十項

南王子村

八阪神社、西教寺、笠懸松、

第三十一項

郷莊村

大字坂本 郷莊神社、禪寂寺、坂本城址、坂本臣鷹野の墓、

大字寺門

大字今福

大字觀音寺 觀音寺、觀音寺城の址、

大字桑原 桑原水仙、西福寺、桑原井、

大字今在家 成福寺、

大字一條院

第三十二項

北池田村

大字池田下 明王院、妙法寺、東岸寺、願成寺、

大字坂本 目塚、

大字伏屋 上野原、兒塚、兒井、

大字室堂 森光寺、

第三十三項

南池田村

大字萬町 阿彌陀原、石の尾、契冲阿闍梨の庵址、小寺、

大字浦田 智海谷、智海寺址、法華寺、古城址、

大字平井 羅漢寺、

大字納花 谷山池、福壽寺、

大字鍛冶屋 西福寺、

大字黒石 春日神社、觀音寺、塚穴、

大字三林 穗椋神社の址、

大字和田 國分寺、淨福寺、西光寺、

大字國分

第三十四項

横山村……………六〇七

大字福瀬 潮谷、鳥地獄、小堂寺、觀音堂、

大字南面利 泉福寺、

大字岡 淨福寺、

大字善正 地藏寺、

大字九鬼 阿彌陀寺、觀自在寺、

大字横尾山 施福寺、吉祥院の址、横尾神社の址、

大字坪井 鳳林寺、

大字佛並 男乃字刀神社、舊常願寺、佛並寺、覺超僧都、福徳寺、

大字小野田 平安寺、正福寺、

大字下宮 八坂神社、神宮寺、阿彌陀寺、切坂城址、

大字北田中 本泉寺、

第三十五項

南横山村……………六二七

大字父鬼 父瀧、父鬼谷、鬼碓、七越峠、經塚、横山炭、八坂神社、觀音寺、

大字大野 堯王院、地藏寺、

第三十六項

北松尾村……………六三三

大字唐國 妙樂寺、

大字内田 善照寺、地藏寺、

大字寺田  
大字箕形 大日寺、箕形城址、

第三十七項 南松尾村……………六三七

大字久井 久井、契冲阿闍梨の址、地藏寺、  
大字春木 春日神社、舊冬堂、觀音寺、千體池、城山、膳部の尾、  
大字春木川 地藏寺、  
大字若樫 菩提寺、  
大字松尾寺 松尾寺、

第三十八項 山瀧村……………六四八

大字内畑 山直神社、長光寺、井關城址、  
大字大澤 牛瀧山、大威徳寺、轉法輪寺、大澤神社、大澤堡の址、

第三節 泉南郡……………六五五

位置、境界、面積、地勢、山川、舊南・日根郡の由來、境界變更、舊郷莊名及び村里の増減、幕末領主の分布、各領地の統一及び區畫の變遷、新郡設置後の町村異動、舊石高・反別・人口の現在町村別、歴代郡長、

第一項 山直上村……………六七四

大字積川 積川神社、  
大字稻葉 菅原神社、古城址、麻福田麿の宅址、古塚、  
大字山直中 中村神社、安樂寺、古城、古塚、  
大字包近 楠本神社、龍泉寺、善王寺、楠氏の城址、包近塚及び九頭神、

第二項 山直下村……………六八四

大字三田 穗棕神社、八幡神社、菅原神社、正樂寺、西教寺、馬子塚、  
大字摩湯 淡路神社、正願寺、麻湯の墓、  
大字田治米 菅原神社、九須神社、正源寺、乙御前宅址、  
大字今木 菅原神社、

大字東大路

大字新在家

菅原神社、圓滿寺、岡山御坊の址、馬場及び小金塚、酢壺池、

第三項 八木村

六九四

大字池尻

久米田池、久米田寺、橋諸兄塚、女郎塚、久米田の古戰場、松岸寺、

大字大町

圓勝寺、

大字西大路

大字小松里

滿願寺、

大字額原

淨行寺、三好實休の墓、左京の墓、

大字箕土路

淨福寺、

大字荒木

淨福寺、

大字下池田

積川王子の址、

大字中井

夜疑神社、正樂寺、

第四項 南掃守村

七二四

大字加守

念佛寺、金福寺、

大字西之内

兵主神社、西蓮寺、西光寺、

大字下松

淨福寺、筆塚、硯塚、

大字上松

松村の里、戀の淵、式部塚、少井泉、淨念寺、

大字尾生

菅原神社、淨念寺、

大字二ヶ山

第五項 北掃守村

七三四

大字春木

彌榮神社、西福寺、西性寺、禮拜塚、古塚、大砲試驗場、

大字礪上

大字吉井

第六項 岸和田町

七三一

大字岸城町・同宮本町・同五軒屋町・同上町・同南上町・同野田町

岸和田城址、講習館、修武館、文學館、泉南郡役所、岸城神社、正覺寺、一唱



庵、藥師院、觀藏院、本德寺、十輪寺、

大字並松町・同北町・同魚屋町・同堺町・同本町・同南町

淨圓寺、西方寺、圓教寺、本昌寺、光明寺、圓成寺、梅溪寺、天性寺、

大字中町・同大工町・同中之濱町・同紙屋町・同大手町・同中北町・同大北町

岸和田港、

大字沼町・同筋海町 菅原神社、淨光寺、大將軍塚、

大字上野町・同下野町 來迎寺、波羅寺、九雙牛神塚、

大字藤井町

大字別所町 來迎山、

第七項 土生郷村……………七五六

大字土生 土生神社、舊山下八幡社、泉光寺、岡部家の墳、駐輦紀念碑、西向寺、

正光寺、神明山、土生の墓、

大字作才 慈光寺、

大字畑 波多神社、淨滿寺、

大字極樂寺 極樂寺、

大字流木 稱名寺、檜屋城の址、

第八項 有眞香村……………七六三

大字神須屋 捕鳥部萬の犬の墓、

大字八田 矢代寸神社、捕鳥部萬の墓、

大字眞上

大字土生瀧 意賀美神社、成願寺、

大字阿間河瀧 阿彌陀寺、

第九項 東葛城村……………七七一

大字河合 東葛城神社、長徳寺、落合城址、諸兄塚、

大字白原 經塚、

大字神於 神於寺、

大字上白原

大字相川 安福寺、  
大宇塔原 葛城山、高麗神社、彌勒寺、

第十項 西葛城村……………七九

大字木積 西葛城神社、観音寺の址、孝恩寺、蛇谷城址、池尻壘址、  
大字馬場 遍照寺、大福寺、  
大字和谷 金福寺城の址、

大字大川  
大字蕎原 常福寺、  
大字三箇山 正覺寺、

第十一項 島村……………七九

圓光寺、

第十項 木島村……………七八

大字 森 木島の柚山、稻荷神社、舊清兒神社、稱念寺、  
大字三松 興禪寺、妙順寺、高城の址、  
大字水間 水間寺、観音院、  
大字名越 安養寺、常照寺、  
大字清兒 明圓寺、珀琳寺、高井城の址、

第十三項 麻生郷村……………七九

大字津田  
大字小瀬 無量寺、  
大字久保 阿理莫神社、捕鳥部萬の潜みし址、最勝寺、眞成寺、  
大字永吉  
大字堀 専念寺、

大字堀新町  
大字鳥羽  
大字福田

大字半田 道教寺、海岸寺の址、駐驛紀念碑、麻生川王子の址、

大字麻生中 正満寺、

大字新井 新治行宮の址、

大字海塚 南三味庵、

大字海塚新町

第十四項 貝塚町……………八〇八

大字貝塚北・同貝塚西・同貝塚南・同貝塚中・同貝塚近木

感田神社、願泉寺、尊光寺、満泉寺、正福寺、泉光寺、眞行寺、上善寺、橋本

正高の墓、妙泉寺、要眼寺、貝塚遊廓、貝塚城の址、

第十五項 北近義村……………八二七

大字脇濱 近木浦、高繼神社、舊神前神社、不動院、淨雲院、

大字加治 稱名寺、

大字神前 西誓寺、

大字畠中 長樂寺、畠中城の址、源行家の墓、

大字石才 惠念寺、

第十六項 南近義村……………八二七

大字王子 南近義神社、舊近木王子、吉祥園寺、長泉寺、善正寺、

大字地藏堂 正福寺、上福寺、丸山、

大字橋本 安樂寺、明教寺、鞍持王子址、千石堀城址、積善寺城址、

大字堤 永覺寺、

大字窪田

大字澤 淨國寺、萬徳寺、八品神社の址、和泉橋、澤城址、

大字浦田

第十七項 北中通村……………八四二

大字上瓦屋 元成寺、顯如上人の隠穴、

大字下瓦屋 道の池、住吉神社、西方寺、

大字中庄 奈加美神社、大光寺、光明寺、教蓮寺、かなわぬ松、日根對山、  
 大字鶴原 垣田野、加支田神社、舊加支田神社、光泉寺、正覺寺、今池、加支田  
 松塚、貝田王子の址、

第十八項 佐野町……………八五四

佐野の松原、澳津の濱、春日神社、舊佐野王子、妙光寺、上善寺、西法寺、法  
 樂寺、妙安寺、如來寺、明嚴寺、妙淨寺、佐野池、加護池、佐野城の址、

第十九項 熊取村……………八六四

大字大久保 法禪寺  
 大字五門 熊取行宮の址、中氏の邸、中瑞雲齋、慈照寺、  
 大字紺屋 芳元寺、  
 大字野田 雨山、法願寺、西方寺、成合寺、  
 大字七山 法樹寺、淨見寺、  
 大字小垣内 正法寺、

大字久保 大森神社、正永寺、興正寺、惠林寺、來迎寺、  
 大字小谷 興藏寺城址、興藏寺、

第二十項 日根野村……………八八六

大字日根野 日根、日根野、日根行宮、日根の松原、日根神社、舊比賣神社、慈眼  
 院、楞嚴寺、西上寺、淨雲寺、地藏寺、總福寺、日根城の址、荒塚  
 大字俵屋

第二十一項 上之鄉村……………八九五

意賀美神社、正樂寺、茅淳宮の址、寶塚、

第二十二項 長瀧村……………八九九

葛葉井、蟻通神社、清福寺、永福寺、明福寺、光瀧寺、禪興寺の址、

第二十三項 南中通村……………九〇五

大字安松 冠の淵、八幡神社、淨蓮寺、極樂寺、善性寺、  
 大字岡本 船岡神社、船岡山、淨音寺、  
 大字樫井 日枝神社、舊樫井王子、若宮神社、觀音寺、正法寺、福正寺、聖護院  
 宮御宿所の址、靱井城址、樫井城址、本山城址、樫井川の古戰場、

第二十四項 大土村……………九二四

大字土丸 春日神社、極樂寺、蓮花寺、土丸城址、  
 大字大木 火走神社、禪德寺、犬鳴山、七寶瀧寺、

第二十五項 田尻村……………九二六

大字吉見 吉見の里、春日神社、遠藤但馬守陣屋の址、麾下岡部氏の舊邸址、淨  
 林寺、正善寺、  
 大字嘉祥寺 嘉祥神社、眞光寺、

第二十六項 新家村……………九三四

大字新家 種河神社、清明寺、宗福寺、淨福寺、千代見笠山、躑躅笠山、  
 大字別所  
 大字兎田 菟田川、善照寺、因超寺、

第二十七項 東信達村……………九四四

大字六尾 阿彌陀寺、  
 大字金熊寺 金熊寺、金熊寺の梅林、信達神社、疫神社、  
 大字童子畑 地藏寺、  
 大字楠畑  
 大字葛畑 極樂寺、

第二十八項 北信達村……………九五二

大字大苗代 海會宮池、一岡神社、了安寺、  
 大字市場 厩戸御所の址、菖蒲笠山、砂川、稻荷神社、長慶寺、眞如寺、弘誓寺、  
 大字牧野 信達王子社の址、往生院、

大字岡中 躰躰ヶ岡、林昌寺、長岡王子社の址、

第二十九項

西信達村

九六三

大字岡田

岡田浦、里外神社、西光寺、明覺寺、安樂寺、淨泉寺、長安寺、氏松、古塚、

大字北野

勝樂寺、

大字中小路

道正寺、南海寺、厩戸王子の址、

第三十項

雄信達村

九六九

大字男里

山城水門、濱の宮、男神社、根上松、法然寺、光平寺、淨泉寺、雄の山、

大字幡代

光明寺、

大字馬場

極樂寺、

第三十一項

鳴瀧村

九七六

鹿島神社、淨光寺、

第三十二項

樽井村

九七九

山の井、茅渟神社、受法寺、南泉寺、專徳寺、君が池、

第三十三項

尾崎村

九八〇

尾崎神社、西本願寺別院、善性寺、皿田池、

第三十四項

東鳥取村

九八三

大字石田

波太神社、鳥取神社、祐道寺、

大字自然田

玉田山、菟砥川上宮址、瑞寶寺、自然居士、

大字桑畑

南林寺、

大字山中

境橋の復讐、琵琶懸、地藏堂王子址、馬目王子址、地福寺、

大字黒田

黒田寺、

大字下出

極樂寺、大願寺、石橋直之の墓、

大字取中

長樂寺、潮音寺、

第三十五項 西鳥取村……………1,001

大字波有手 揖取神社、法福寺、西光寺、正行寺、善六の碑、  
大字 新 北野神社、稱念寺、泉養寺、寶林寺、

第三十六項 下莊村……………1,002

大字箱作 箱の浦、加茂神社、菅原神社、稻荷神社、宗福寺、觀音寺、泉福寺、  
青龍院、

大字山中

大字貝掛 玉津浦、指出森神社、萬願寺、貝掛松、

大字 舞

第三十七項 淡輪村……………1,015

黒崎の松原、五十瓊敷入彦命の字度の墓、西二山在、小二山在、眞鍋山、船守  
神社、西福寺、西林寺、西教寺、善性寺、淡輪城址、多賀井屋敷、多賀井主水、

眞鍋氏、土屋相模守陣屋の址、醫王寺の址、隠穴、

第三十八項 深日村……………1,015

深日浦、飯盛山、飯盛寺の址、國玉神社、深日行宮の址、寶樹寺、金乗寺、彌  
勒寺の址、深日城の址、

第三十九項 孝子村……………1,031

橘逸勢及び妙沖の墓、高仙寺、金輪寺、正樂寺、專光寺、圓明寺、

第四十項 多奈川村……………1,034

大字谷川 谷川港、産土神社、興善寺、理智院、常見寺、正教寺、和泉瓦、  
大字東畑 極樂寺、光明寺、  
大字西畑 觀音寺、正願寺、  
大字小島 小島浦、住吉神社、本願寺、教圓寺、

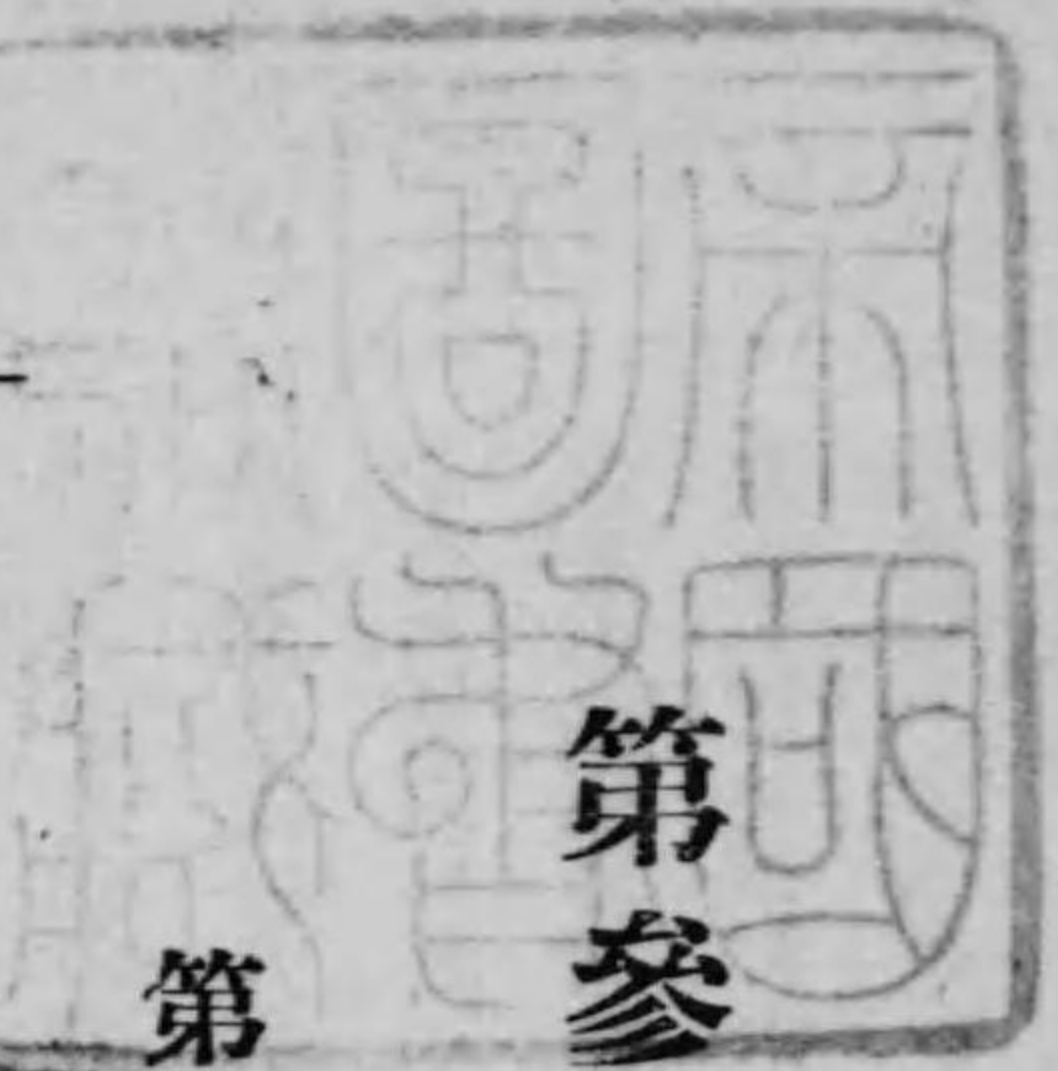
大阪府全志卷之五目次 (終)

大阪府全志

井上正雄著

第參編 國郡市町村志

第參章 和泉國



位 區 當國は五畿内の一にして其の最南端に位し、東西九里八町・南北拾里參拾壹町、參拾壹方里壹歩の面積を有し、一市二郡即ち堺市・泉北郡・泉南郡を包容す。東南は天野山・横尾山・七越嶺・葛城山・飯盛山等の諸峯嶺を以て河内・紀伊の兩國に界し、西は茅渚海に面し、北は大和川を隔て、攝津國に接し、石津川・大和川・春木川・津田川・近義川・住吉川・岡田川・男里川・田身輪川等の諸河川は、東方の山岳に發して西方海に注ぎ、國道第二十九號路線は北方攝津より來り堺市を貫き海濱に沿ひて南に走り泉南郡北中通村大字鶴原に至り左折して東鳥取村大字山中を経て和歌山に入り、孝子越



街道は北中通村大字鶴原に於て國道第二十九號路線より分れ海岸に沿ひて南方紀伊に入る、共に南北縦貫の幹線なり。長尾街道は堺市戎之町に於て國道第二十九號路線より分れ中河内郡を経て南河内郡に向ひ、竹内街道は同市大小路に於て同國道より分れ中河内郡の南端を過ぎて南河内郡に入り、西高野街道は同市の同國道より分れ南河内郡天見を経て紀見峠に向ひ、小栗街道は同市市之町東一丁に於て竹内街道より分れ泉南郡北中通村大字瓦屋に至りて國道第二十九號路線に合し、父鬼街道は泉北郡鳳村大字長承寺に於て小栗街道より分れ南横山村大字父鬼を経て紀州に入り、大津街道は南河内郡長野町大字長野の西高野街道より分れ來り泉北郡大津町に於て國道第二十九號路線に合し、牛瀧街道は泉北郡山瀧村大字大澤より起り泉南郡岸和田町に於て國道第二十九號路線に合し、父鬼街道支線は泉北郡南横山村大字父鬼の父鬼街道より分れて泉南郡岸和田町大字大北町の岸和田港に達し、葛城街道は泉南郡東葛城村大字塔原の紀州境より來り岸和田町に於て國道第二十九號路線に合し、水間街道は泉南郡西葛城村大字蕎原の葛城街道と貝塚町の國道第二十九號路線とを聯絡し、粉川街道は泉南郡北近義村大字脇濱の國道第二十九號路線より分れ大土村大字大木に至りて紀州に入り、雄山街道は泉南郡東鳥取村大字山中の國道第二十九號路線と尾崎村の孝子越街道を聯絡し、根來街道は泉南郡東信達村大字葛畑の紀州境より來り樽井村に至りて孝子越街道に合し、井關街道は泉南郡東鳥取村大字畑の紀州境より來り尾崎村に至りて孝子越街道に合し、谷川街道は深日村の孝子越街道より分れて谷川港

鐵道  
軌道

灣に達す。その他粉川街道支線・信達街道・大苗代街道・蟻通街道・大井關街道・粉川街道東支線・犬鳴街道・土生郷街道・水間街道支線・葛城街道支線・岸和田街道・松尾街道・槇尾街道・美木多街道・西上神谷街道・東上神谷街道・陶器街道・濱寺街道・西天野街道支線・大鳥街道・堺海港路線・庭井街道等幾多の道路は分岐聯絡して縦横に貫通せるのみならず、南海鐵道は大阪市の難波より來り海岸を走りて南方和歌山に入り、其の阪堺線電車は濱寺より大阪市南區の惠比須町に通じ、高野鐵道は大阪市汐見橋より堺市の東部を経て河内國の南河内郡に走れり。

地勢  
築池  
洪水

其の地勢は南北に長く東西に狭く、東部に高くして西部に低下し、河川は單流にして放瀉速なり。故に旱害の地にして水害の地にあらず。其の史上に見せる飢饉の因て來れるは旱害ならざるなく、垂仁天皇三十五年秋九月五十瓊敷命を遣はして作らしめ給ひし高石池・茅渚池、及び淳和天皇天長三年春正月丙申民望に従ひて築かしめ給ひし五ヶ所の池は、何れも旱害に備へしめられたるものならん。勿論水害の絶無なるにはあらずしなるべきも、史上に其の事の見えざるは、被害の甚大なる洪水なかりしものと推想せざるべからず。北部の攝・河兩國に連れるの邊に洪水の警報を告ぐるに至りしは、寶永元年に於ける大和川の轉鑿以後にあり。今同川開通以後に於ける水害の記録に見ゆるものを擧ぐれば左の如し。但し明治十八年の洪水は、當國にありては稀有のことたりしなるべきも、攝・河兩國に於ける當時の被害に比すれば、固より同日の談にあらざるなり。

一、享和元年五月十五日南島新田及び彌三次郎新田の大和川堤防潰決す。(大阪府誌)

一、文化元年八月二十九日南島新田及び彌三次郎新田の大和川堤防潰決す。(同)

一、明治十八年六月十五日以來降雨あり、十七日午後に至り纔に止みしも、諸方の河川は大に水量を加へ、大鳥郡にありては午後五時大和川の水量十二尺に上り、同七時十五尺に達し、平田新田は堤防五間許缺損して溢水村野に充ち、堺は周圍を繞れる渠流の漲溢したるに止まれるも、石津川暴漲して同日午後四時二十分水量六尺餘を加へ、六時には十餘尺に上り、市村の耕地數反を損じ、踞尾村の堤防大に崩壊して耕地に浸入す。陶器川は水量一丈を加へ、小坂村先づ其の害を蒙り、平井村は萬田川の堤防八間を決し、上神谷川は水量十三尺に上り、其の派川も共に漲りて和田村・田園村・深坂村・辻の村・高藏寺村は耕地に浸害し、小代村は北川の堤防七ヶ所・延長約六拾餘間を決し、片藏村は上神谷川の堤防約五拾間を損じ、豊田村は同堤防五ヶ所・延長約四拾間を決し、富藏・釜室・畑・鉢ヶ峰の四ヶ村は復た共に堤防を決し、梅村は堤防二ヶ所を損じ、大庭寺村は深田川堤防二ヶ所・延長約七拾間を壊り、野々井村は和田川の堤防四ヶ所・延長約四拾餘間を決し、南高石村紀州街道支線の今川橋は悪水路の爲に落ち、下石津村の紀州街道なる大陽橋は橋柱流失して凹形となり、上石津村の小栗街道筋の石津橋墜落して往來を絶ち、同街道より堺に亘れる一帯の地に浸水せり。和泉郡にありては午後六時五十分大津川の水量七尺を加へしが、同

日午後三時高月村の牛瀧川堤防約四拾六間を決し、板原村は檜尾川堤防四拾六間を壊り、寺田村は井路堤防三ヶ所・延長約拾六間を破り、箕形村は堤防約貳拾間を損じ、春木村は堤防約七間を壊り、松尾寺村の松尾川は川形を變ずるに至りしもの數ヶ所、且道路九拾餘間を流亡せり。南郡にありては加守川溢水し、津田川・松尾川暴漲し、日根郡にありては午後四時に至りて檜井川の水量八尺、男里川同六尺を加へて沿川村落に被害せり。十八日午前三時大和川減水し初めて各川共に水量を減じ、爾後二十一日に至るまで降雨なかりしも、二十二日降雨あり、二十三日に亘りて苦雨時々下り、諸川再び水勢を増し、和泉郡内田村字長池の牛瀧川堤防一ヶ所、和田村の井堰一ヶ所を破壊せり。二十四日河川減水、二十五日苦雨、二十六日大雨、大和川漸く氾濫、二十七日雨益暴、二十八日午前三時強雨來りて天明初めて霽れしも、諸川更に泛漲して大和川・石津川・大津川等何れも水量六七尺を加ふ。二十九日雨瀰滂沱、翌三十日午前十時二十分大和川橋流失せり。依て直に通路を開かん爲め屈強の舟夫拾餘人を募り、船を激流に浮べて北岸に達せしめたるも、返らんとして北岸を距る拾數間の所に來りけるに、奔湍衝激舟忽ち覆りて舟夫四名生死不明となる、水勢の狂暴想見すべし。北花田村より河内國丹北郡一津屋村に至るの間は、流水路面に上りて腕車の軸を没す。石津川溢れて拾餘尺に達し、堺の南方紀州街道に沿へる湊村より下石津村に至る間は總て河川と變じ、十七日の洪水に墜落したる石津橋の假橋は再び流失し、大陽橋の中央

拾四間許り墜落し、尙沿堤數ヶ所を崩壊し、蹠尾村の石津川支流に架せる三光橋も復た墜落せり。和泉郡の大津川暴漲し、板原村及び忠岡村に於て同川堤防二ヶ所・延長約百五拾間を潰決し、宇多大津村の民舎拾餘は忽ち暴水の壅入する所となり、宇多大津・忠岡兩村間に架せられたる楯並橋の塵除杭流失し、上村の一丁川橋は過半其の激流に損じ、太村に於ける千石川橋も亦同じ、和氣村の檜尾川に架せる柳田橋過半流失し、小田村の牛瀧川に架せる高橋は南詰の橋臺缺損し、小田村以北上石津村迄の小栗街道は數ヶ所缺損を生じ、堺より河内の國分村に至る奈良街道も亦數ヶ所小破せり。以上大鳥・和泉の兩郡に亘りて、道路の破損・橋梁の損壞・耕地の浸害等は列擧すべからず。又日根・南の兩郡に於ては津田川・加守川・岡田川・男里川・近木川・見出川等何れも汎溢せしのみならず、幾多の溜池等暴漲しければ、淡輪・新家・日根野・五門・小谷・上の郷・菟田・下瓦屋・上瓦屋・鶴原・中庄・岡中・大苗代・佐野・箱作・貝掛・童子畑・牧野・馬場・山中・流木・畑・極樂寺・津田・尾生・神須屋・土生瀧・八田・阿間河瀧・水間・岸和田・神於・沼・野・塔原・稻葉・田治米・春木・加守・西の内・下松・三ヶ山・額原・小松里の諸村に於けるは皆其の田圃水害に艱み、山岳の崩壊、道路の壅塞、橋梁の損壞、堰埭若くば水刳杭の破壊せしもの少からず。同夜十二時北風起り、雨益暴、翌七月一日午前十時北風彌強く雨又大、午後六時風位西に轉じ、同十時に至りて風雨初めて斂る。是れより先、大和川は堺の一文字淵を穿ちて

其の水勢を分派しければ、七月一日に至りて貳尺を減じ、二日五尺を減じ、翌三日大和橋の址に渡船を設けて午前十一時より南北の往來を開き、爾後天氣漸く順に歸し、諸川も常水に復し、郡村初めて安堵せり。大水の區域は攝・河・泉に跨り、當國のみにて壹百四拾ヶ村に亘り、同年七月十三日調に依れば、浸水戸口七拾壹戸・貳百貳拾五人、同反別七百九町七反貳畝貳拾壹歩、倉庫納家の損壞參、橋梁の落失四、同破損拾五、破船貳、溺死男參人、壓死男壹人、漂着死體男壹を算せり。而して水災者に對する御下賜金、及び内外國人の寄贈金等に就ては、攝津の同條下に記する所の如し。(洪水誌)

一、明治三十六年七月七日より降雨ありて諸川増水し、同九日大和川最高位壹丈七尺五寸に達し、其の他石津川・大津川・津田川・近木川・男里川・青木川等何れも泛溢し、堤防の決潰・道路橋梁の毀壞流失せしもの多し。(大阪府書類)

往古にありては、河内國に屬して茅渚といひ、一に血沼又は珍努に作れり。神武天皇東征のとき、膽駒山を踰えて中州に入らんとし給ひしに、長髓彦之を禦ぎ皇師利あらざりしかば、更に廻幸して南のかた山城の水門に至り給ひけるに、皇兄五瀬命矢瘡の痛むことはなほだしく、水に就き血を洗ひ給ひしより血沼海の稱起れりといふ。是れより海畔なる大鳥・和泉・日根の地を珍努といひ、山を茅渚山と稱するに至れり。即ち茅渚の稱は初め海の名に起りしものと知るべし。故に正史に茅渚と記せる

茅渚

血沼海

ものは、總て此の三郡の地を指せるなり。日本書紀安閑天皇元年冬十月の條に、「以小墾田屯倉與每國田部、給貺紗手媛、以櫻井屯倉一本云加貺與每國田部、給貺香香有媛」と記して茅渟山屯倉の名見え、同書孝德天皇五年春三月の條に、「蘇我倉山田大石川麻呂將二子法師與赤狗、自茅渟道逃向於倭國境」と見ゆる茅渟道も、此の國の道をいへるなるべし。同書欽明天皇十四年の條に、「夏五月戊辰朔河内國言、泉郡茅渟海中有梵音、震響若雷聲、光彩晃曜如日色」と見ゆる茅渟海は即ち此の海にして、海は復た萬葉集以下に見ゆるもの多し。但し茅渟の名は、陸にありては當國に限れるも、海にありては萬頃一望更に邊際なければ、雄水門より難波に至るまでの海面は皆茅渟の名ありしならん。左に掲記する萬葉の無名氏の歌は攝津國廿一首の一、同守部王の歌は攝津國四八津にありて、和泉海を眺望しての詠なり。

高	葉	妹かため貝をひろふとちぬの海にぬれにし袖ほほせとかはかす	無	名
同		ちぬわより雨々零來四八津のあま綱手繩ほせりぬればたへんかも	守	部
同		ちぬの海の濱への小松根ふかめて我が戀ひ渡る人の子ゆへに	王	
家	集	ちぬの海なみに深ふうきみるのうきをみるはたゆかしかりけり	源	俊
名	寄	ちぬの海の濱邊の小松沙こして波の音にそ秋風はふく	禮	人
			し	らす

かくて茅渟の名を爲し、茅渟縣を以て稱せられしが、神功皇后の新羅を征し給へるの年に當り、地

中に波浪の音あり、須臾にして清泉の涌躍すること丈餘に及び、其の流れ長く、其の味甘露の如くなりしかば、其の地を泉郡と名づけ給へり。清泉は即ち國府の清水是れなり。同皇后は凱旋の後紀伊國に至り、御舟より下り此の水を見て大に賞し給ひしといふ。後、元正天皇は其の地に和泉宮即ち智努宮を建てさせられ、同天皇は養老元年二月初めて行幸し、同年十一月再び此の和泉離宮に行幸あらせらる。同離宮の成りし年月は正史に見えざれども、其の前年即ち靈龜二年三月癸卯、河内國和泉・日根の兩郡を割きて此の珍努宮に供し給ひしこと見ゆれば、其の成りしも同年ならんか。茅渟宮に二あり、一は此の宮にして、他の一は是れより先允恭天皇の建て、衣通姫を置き給ひし茅渟宮なり、其の址は上之郷村字中村にあり。然れども河内國の兩郡を割きて供せられしは、泉州志にいへるが如く彼れにあらすして、此の和泉宮即ち珍努宮なるべし。珍努宮に兩郡を供せられしは分國の因を爲し、翌四月甲子遂に大鳥・和泉・日根の三郡を割きて和泉監を置かれしかば、茅渟の地は茲に河内國を離れて初めて和泉國となれり。然るに聖武天皇の天平十二年八月甲戌、和泉監を河内國を併せられたる爲め一時和泉の國名を沒したるも、孝謙天皇の天平寶字元年五月乙卯、復た舊に依りて國を分ち國司を置かれて獨立し、以後また變動なし。而して國名の和泉は郡名の和泉と同じく國府の清泉に起因し、泉に和の字を加へたるは、泉の柔和を稱美せしものなりといふ。

淳和天皇の天長二年三月、攝津國江南の四郡を割きて當國に併せらる。江南の四郡は即ち東成・西

國內郡市名

國境の變遷

成・百濟・住吉の四郡なり。然るに四郡の百姓騒動して私業を顧るものなかりしかば、同年閏七月壬辰更に之を攝津國に還附せらる。初の大鳥・和泉・日根の三郡たりしが、後年紀不詳和泉郡の地を割き、泉南郡を置かれて四郡となれり。泉南郡を單に南郡に呼べるは其の略なり。中世國境郡界の錯亂に依り、大鳥郡の日置・直尻兩村は當國を離れて河内國の所屬となり、攝津國との國界は堺の大小路たりしを以て、同街は當國及び攝津の兩國に跨り、施政上の不便少からざりしかば、明治四年九月大和川の中央を以て兩國の境界と定められ、同川以南に於ける攝津國住吉郡に屬せし堺の北莊及び庭井村(部)・庭井新田・庭井村流作新田・船堂村・奥村・大豆塚村・遠里小野村(部)・七道領(部)・北花田村・淺香山・淺香山流作新田・北莊村・南島新田・花田新田・萬屋新田・彌三次郎新田・西萬屋新田は當國大鳥郡に入り、同七年八月四日同國住吉郡七道領の内なる飛地を同じく當國大鳥郡に編入せらる。ついで同二十二年四月一日の市制施行に依り、堺の市街は大鳥郡を離れて獨立の市となり、從來の四郡は新に同市を加へて一市四郡となりしも、同二十九年四月一日大鳥・和泉の二郡を合併して泉北郡、日根・南の二郡を合併して泉南郡と改められしかば、今の如く一市二郡となれり。

國府・國守

河内國を離れて一國を爲せし當國は、和泉郡の府中に國府廳を置かれ、國司の官舎も同所に存し、代々の長官は其の跡に就きしかば、府中は其の後久しく當國に於ける中樞となりて、國府の地名を爲せり。國司の氏名は悉くは詳ならざれども、養老六年三月阿倍朝臣廣庭の和泉・河内の事を知りし以

來、天平寶字三年五月大野朝臣廣主は當國の守となり、同四年四月紀朝臣小揖之に代り、同五年正月に參河王、同八年十月に紀朝臣佐波麻呂、寶龜二年七月に參河王、同八年正月に大野朝臣石主、同九年七月に佐味朝臣山守、延暦二年三月に當麻真人得足、同六年二月に中臣朝臣比登、同七年正月に巨勢朝臣家成、同八年四月に安曇宿禰廣吉、同二十三年十月に中科宿禰雄庭、弘仁九年正月に興世朝臣書主、承和四年に藤原並藤、一壽元年正月に毛野朝臣綱主、齊衡二年正月に縣犬養大宿禰貞守、貞觀元年正月に高丘宿禰百興、同五年二月に島田朝臣善長、同九年正月に御室朝臣安常、元慶三年正月に百濟王俊聰、同六年正月に廣階宿禰貞雄、仁和三年二月に清江宿禰貞直國守に任せらる。(以上六國史の依る)其の後の國守に紀貫之・菅原定義・橘季綱・藤原章信・源順・源成方あり、康保年中に藤原兼平、長徳年中に藤原經俊、長和年中に大江學周、橘道貞・藤原修政(以上二人年紀を記せず)、治暦年中に藤原範基、延久年中に藤原季定、承保年中に藤原定仲、康和年中に藤原顯綱、天永年中に藤原有成、保安年中に藤原家範、天承年中に藤原道經、保元年中に源仲賴、治承年中に藤原範良、養和・壽永年中に平信兼、壽永年中に藤原俊親、元曆年中に高階仲基、建久年中に高階經仲・源賴成、建仁年中に藤原光成、建永年中に藤原有長あり。(以上和泉志に依る)然るに建武二年に至りて楠正成當國の守護となり、其の族和田正武岸和田に居りて和泉守たりしが、後龜山天皇の弘和二年(北朝の永徳二年)正月山名陸奥守氏清は楠氏の據れる赤坂城を拔きし功を賞せられて、足利義滿より當國を與へられ、城を堺に築きて泉府と呼び、元中八年

(北朝の明) 十二月足利氏に背きて洛の内野に戦死し、翌年正月大内義弘は内野に於ける戦功を賞せられて紀伊及び當國を與へられしも、應永六年九月復た足利氏に背き所領七州の兵貳萬七千餘騎を率ゐて堺に入り、城池を築きて之に據りしかば、同年十一月九日義満は自ら出で、八幡に陣し、畠山基國・斯波義重・細川頼元等を大将として之を攻めしむ。城堅うして容易に抜けざりしも、十二月二十一日内應する者ありて火を内より放ちければ終に支ふる能はず、義弘は畠山基國の子満家の爲めに斬らる。依て細川頼元の子満元當國の守護となり、守護代を堺に置き、持之・勝元を経て政元に至り、其の義子高國と澄元の兄弟壻に鬩ぎて互に争ひしが、享祿四年澄元の子晴元遂に當國を取り、河内・紀伊を攻め抜きて勢位赫然、家臣三好元長を守護代と爲せり、元長は長輝の子なり。是より先長輝は、堺の海船の濱に一大館の建設に着手して未だ功を竣えざりしかば、元長(雲海)之を完成して政所の號を賜はり、勢威復た漸く盛となり、晴元と和せざりしが、享祿五年六月二十日堺の顯本寺に自殺し、元長の子長慶は天文年中晴元に叛きて當國を奪ひ、攝・河・泉の間に横行し、其の族十河存保をして堺に居りて警衛せしめ、其の子義興を経て孫の義次に至り、天正元年織田信長に滅されて、當國は信長の統一する所となる。信長は天正五年營を堺の南莊に建て、松井友閑をして國務を司らしむ。天正十年信長は光秀に殺され、豊臣秀吉は同十三年根來寺を討ちて其の巢穴を毀てり。蓋し永祿の初めより其の僧徒の來りて國中を劫略せしを以て、之が害を除きしなり。依て秀吉は營・堺の北莊に移し、小西行

長・石田三成をして事を知らしむ。元和元年同氏亡び、徳川氏は堺の市街を直管となして町奉行を置き、郡部の直管地には代官を置きて支配せしむるあり、預所となせるあり、役知に充つるありしが、其の他は各藩・麾下及び宮・堂上家・社寺等に分領せしむ。故に各領管は犬牙錯綜せしのみならず、封境の變換・役知の轉屬類に行はれて其の末造に至りしが、其の末造に於ける當國の石高は、拾七萬壹百貳拾九石參斗壹升壹合四勺にして、各領管は左記の如くに分布せり。

幕末に於ける各領各管の分布

區別	氏名	大鳥郡	和泉郡	南郡	日根郡	計
岸和田藩	岡部美濃守長職	石	石	石	石	石
淀藩	稻葉美濃守正邦		九六・〇三	一、七六〇・一三六	三三、〇〇五・六四一	三、二六九・九七三
伯太藩	渡邊丹後守章綱	四、六六・六六八	一、八七〇・三六八		五、六・八三〇	六、四四三・四三六
三上藩	遠藤但馬守胤城		二、三七・三三三		二、九六・三五七	五、二四八・八八〇
小泉藩	片桐主膳正貞篤		一、九四・一〇七〇		一、九四・一〇七〇	一、九四・一〇七〇
關宿藩	久世大和守廣業	四、七五・〇二〇	五、六九〇・九八三		一〇、四四〇・一三六三	一〇、四四〇・一三六三
土浦藩	土屋采女正舉直				八、二七五・九二〇	八、二七五・九二〇
	一橋大納言茂榮	三、六八・一六三	一五、一四〇・六四三		八、二七五・九二〇	一八、九二八・五五三

區別	氏名	大鳥郡	和泉郡	南郡	日根郡	計
京都守護職	田安大納言慶頼	一三、九二五・四九三石				一三、九二五・四九三石
代官	松平肥後守容保役知			一、一七・六四三石	九、四〇〇・一三九石	一〇、五七八・七七三石
代官	内海多次郎支配地	八、四八七・七七七		三、三六・八三三		一、八〇三・五九〇
代官	小堀數馬支配地		六、四・五五五			六、四・五五五
岸和田藩	岡部美濃守長職預所	四、五九〇・〇八四	一、九三・一〇三	四、二五八・〇〇四	五、五八〇・六七七	二二、〇六・五二九
	堺町奉行支配地	四、三三三				四、三三三
堂上	大坂町奉行支配地			(貝塚)		
廳下	施藥院家		一〇三・五九〇			一〇三・五九〇
同	岡部鐘八郎		一七・四七五		二、九五・九四八〇	二、九五・九四八〇
同	稻垣藤九郎		一六〇・四四八〇			一六〇・四四八〇
同	林大		二一・七三〇			二一・七三〇
同	小出主水	四、二九二・六三〇				四、二九二・六三〇
細川家	菅原神社	三三〇・〇〇〇				三三〇・〇〇〇

開口神社	九〇・〇〇〇					九〇・〇〇〇
方違神社	三〇・〇〇〇					三〇・〇〇〇
本願寺掛所	二六・三三〇					二六・三三〇
南宗寺	一一〇・〇〇〇					一一〇・〇〇〇
禪通寺	三〇・〇〇〇					三〇・〇〇〇
北十萬	三〇・〇〇〇					三〇・〇〇〇
海會寺	三〇・〇〇〇					三〇・〇〇〇
大安寺	二二・五〇〇					二二・五〇〇
顯本寺	二二・〇〇〇					二二・〇〇〇
經王寺	二二・〇〇〇					二二・〇〇〇
極樂寺	二〇・〇〇〇					二〇・〇〇〇
旭蓮社	三〇・〇〇〇					三〇・〇〇〇
金光寺	一五・〇〇〇					一五・〇〇〇
光明寺	一八・〇〇〇					一八・〇〇〇
引接寺	一〇・〇〇〇					一〇・〇〇〇

區別	氏名	大鳥郡	和泉郡	南郡	日根郡	計
	櫛笥寺	1,100石				1,100石
	松尾寺		14,000石			14,000石
	施福寺		6,000石			6,000石
	大威徳寺		2,200石			2,200石
計		5,400石	21,000石	5,800石	5,500石	37,700石

各領各管の  
大阪府に統  
轄せられた  
る徑路

一橋大納言茂榮・田安大納言慶頼領地、京都守護職松平肥後守容保役知、堺町奉行・大坂町奉行支配地、及び代官小堀數馬・同内海多次郎支配地は、明治元年の初め新に御料となりて、其の内一橋・田安の兩家領、京都守護職の役知及び代官内海多次郎の支配地は岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締に移り、堺町奉行及び大坂町奉行支配地は大坂裁判所司農局の支配に屬し、代官内海多次郎の支配地も亦同年二月二十四日岡部・渡邊兩藩の當分取締を解かれて同司農局の支配に屬し、代官小堀數馬の支配地も同司農局の支配となり、同年五月二日大阪府司農局の支配に改まり、社寺領は同月十日・堂上家領及び麾下の采地は同月二十四日同司農局の支配に入り、同月晦日一橋・田安の兩家は藩屏に列せられて舊領故の如くせられたるを以て、岡部・渡邊兩藩の當分取締を解かれて兩家領に復し、同年六月二十

區劃の變遷

二日堺縣設置せられて大阪府司農局の支配地は同縣管轄に轉じ、岡部・渡邊兩藩の當分取締たる京都守護職の舊役知は七月二十三日、關宿藩の領地は同二年二月十二日共に同縣管轄に屬し、同月二十四日大和川以南なる六千貳拾石壹升五合八勺の地は、管轄界改定の爲め攝津縣よりまた同縣の管轄に入る。同年六月細川家の家臣長岡帶刀の采地は熊本藩の支配に屬す。同月諸藩版籍を奉還して知藩事を置かれしかば、堺縣及び岸和田・淀・伯太・三上・小泉・土浦・一橋・田安・熊本九藩の管治たりしも、同年十二月二十六日一橋・田安の兩藩は廢せられて、其の管地は堺縣の管治に屬し、同三年四月熊本藩の支配地も同縣管轄となり、同年四月十四日三上藩は當國吉見に移りて吉見藩と改め、同年十月四日には土浦藩の管地、同十二月には岸和田藩の預所も、また堺縣の管轄となる。同四年七月十四日の廢藩置縣に依り、堺縣及び新置の岸和田・淀・伯太・吉見・小泉五縣の管治たりしが、同年十一月二十二日の大改革に依り、當國の全部は初めて堺縣の統管する所となる。依て同縣は翌五年二月區畫を制定して當國の全部を二十五區に分ち、同年四月堺市街の各區中に小區を置き、同七年一月二十二日大小區を制定して國內を三大區十四小區に分ち、四月十三日小區内には更に番組を置けり。同九年十月二十四日第一大區中の小區を更正し、同年十二月七日小區内に於ける番組を廢し、同十三年四月十四日郡區編成法に依り、一區二郡役所即ち堺市街に堺區役所、堺の市街を除きたる大鳥郡と和泉郡を聯合して湊郡役所(後大鳥和泉郡役所と稱す)、南・日根の兩郡を聯合して岸和田郡役所(後南日根郡役所と稱す)を置き、同



月二十三日町村を十五ヶ聯合に分ちしが、同十四年二月七日同縣廢止せられて大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日同府は毎町村制に改めて例外を置き、同十六年二月二十八日町村の聯合又は分離を許し、同十七年七月一日戸長役場管理區域を定め、九拾四箇の戸長役場を置かれて、同二十二年四月一日の市町村制施行に至るまで繼續せり。

延喜主税式に依れば、當國の正税公廩各八萬束・國分寺領五千束・文珠會料壹千束・卷尾寺觀音堂料五百束・勅旨莊御稅壹千束・官舎修理料壹萬束・池溝料貳萬束・救急料參萬束と見え、和名抄には田四千五百六拾九町六段參百五拾七步・本穗貳拾貳萬七千五百束と記し、見稻簿には米拾五萬九千參百貳拾六石七斗五升貳合と載せ、江源武鑑に天文二十二年將軍足利義輝の日本國中に於ける知行の員數を知らんと欲して、高木光資・上野晴時の二人をして之れを改めしめしときの石高を拾四萬五千五百拾貳石とし、豊臣氏の檢地目録には拾四萬千五拾石とし、天保石高帳には拾七萬六千五百五拾石七斗六升六合壹勺とせり。而して徳川氏の末造に於ける現在各郡市の舊石高及び其の後の反別・人口等は左の如し。

租税・石高・反別・人口

郡市名	舊石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年五月 末日現在反別	同上人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
堺市	105,000 <small>石</small>	110,100 <small>町</small>	41,000	370,700 <small>町</small>	44,000 <small>町</small>	440,000	65,900	67,700
泉北郡	8,800 <small>町</small>	9,100 <small>町</small>	7,600	15,800 <small>町</small>	18,400 <small>町</small>	18,800	13,800	14,700

泉南郡

計

備考

前記幕末に於ける各領の拾七萬壹百貳拾九石斗壹升壹合四勺に比し、六千貳拾石壹升五合八勺を増加するは、泉北郡に五千九百拾四石九斗七合七勺・堺市に壹百五石壹斗八合壹勺を加へたるに依る。又國勢調査に依る堺市の人口は八萬四千九百九拾五人・泉北郡の人口は拾壹萬六千人なれども、堺市の内には本書脱稿後に編入せられたる泉北郡回井町の八千九百九拾貳人・湊町の七千貳百九拾人、計壹萬六千貳百八拾貳人を含むるを以て、本表には兩町に屬する分を泉北郡の人口に加へて堺市の人口より除き記載せり。

176,100 <small>町</small>	176,300 <small>町</small>	100,500	163,400 <small>町</small>	107,000	165,000	137,500	151,700
176,100 <small>町</small>	176,300 <small>町</small>	111,200	164,300 <small>町</small>	117,000	165,000	137,500	151,700

### 第一節 堺市

本市は和泉國の北端に位し、北は大和川を以て攝津國東成郡安立町大字七堂領に界し、東は泉北郡向井町大字遠里小野・同北庄・同中筋及び同郡船松村に接し、南は同郡湊町に連り、西は同郡三寶村に交りて海に瀕せり。東西拾八町參拾九間四尺八寸・南北參拾壹町參拾六間四尺四寸・周圍參里七町拾四間にして、零方里貳分五厘の面積を有す。宏衢は十字を爲して、其の南北に通ずるを大道といひ、東西に通ずるを大小路といひ、大小路より北は攝津國住吉郡に屬し、以南は當國大鳥郡に屬し來りしが、明治四年九月の國界改定に依りて全部當國大鳥郡に屬し、同十二年四月一日市制を施行せられしかば大鳥郡を離れて獨立の市となれり。地勢は平坦にして道路は各地に連絡し、汽車・電車は南北に貫通し、本街は東南北の三面に土堀川を繞らし、西部には二十五間川・十三間川・内川・壺川・旭川・西堀川あり、港灣は設けられて入津船舶輻輳し、各川は之と聯絡して廻漕の利に富み、又幾多の橋梁を架設して交通運輸の便に供せらる。而して大正八年十二月末に於ける橋名を擧ぐれば左の如し。

橋名	川名	種類	延長	幅員	南詰	北詰
千日橋	土堀川	木	三三・〇〇	七・〇〇	南詰	北半町西一丁
土堀川	木	三三・〇〇	七・〇〇	南詰	北半町西一丁	北詰七道(松四)
北之橋	木	三三・九〇	三三・〇〇	南詰	北半町	北詰並松町
稻荷橋	木	二九・〇〇	八・〇〇	南詰	北半町	北詰七道(松東)
野口橋	石	二七・〇〇	四・〇〇	西詰	櫻之町東二丁境	東詰向井町大字遠里小野
清水橋	石	三〇・〇〇	六・〇〇	西詰	綾之町東二丁境	東詰向井町大字遠里小野
柳橋	石	二六・〇〇	五・〇〇	西詰	柳之町東二丁境	東詰向井町大字北庄
九間中橋	石	二七・〇〇	五・〇〇	西詰	九間町東三丁境	東詰向井町大字北庄
地獄橋	石	二四・〇〇	五・〇〇	西詰	九間町東三丁境	東詰向井町東三三丁境
極樂橋	石	二六・〇〇	八・〇〇	西詰	神明町東三三丁境	東詰宿屋町東三三丁境
岡村橋	石	二二・〇〇	三・五〇	西詰	宿屋町東三三丁	東詰宿屋町東三三丁
豊井橋	石	三五・〇〇	六・〇〇	西詰	材木町東四丁	東詰材木町東四丁
東戎橋	石	二三・〇〇	六・〇〇	西詰	材木町東四丁境	東詰車之町東四丁境
中日橋	石	二八・〇〇	五・三〇	西詰	車之町東四丁境	東詰車之町東四丁境
花田口橋	石	二四・〇〇	一・二〇	西詰	櫛屋町東五丁境	東詰櫛屋町東五丁境
禪通寺橋	木	二二・〇〇	五・〇〇	西詰	戎之町東五丁境	東詰戎之町東五丁境
新南橋	石	三〇・〇〇	四・五〇	西詰	熊野町東六丁	東詰戎之町東六丁

第三篇 國都市町村志

第三章 和泉國

第一節 堺市

二二

橋名	川名	種類	延長	幅員	町名
大小路橋	同	石	二五・九〇	一〇・六〇	東詰 市之町東六丁境
細橋	同	石	三〇・〇〇	四・七〇	東詰 市之町東六丁
目口橋	同	木	三三・〇〇	一三・〇〇	東詰 市之町東六丁境
前橋	同	石	三〇・〇〇	四・五〇	東詰 甲斐町東四丁境
翁橋	同	石	三三・〇〇	八・七〇	東詰 甲斐町東四丁境
東住吉橋	同	木	三五・〇〇	六・〇〇	東詰 宿院町東三丁
明治橋	同	木	三二・〇〇	六・〇〇	東詰 宿院町東三丁境
魚荷橋	同	木	三二・〇〇	六・〇〇	東詰 中之町東三丁境
榮壽橋	同	石	三三・〇〇	一〇・〇〇	東詰 寺地町東三丁境
百々橋	同	石	三〇・五〇	六・五〇	東詰 寺地町東三丁境
舳松橋	同	石	二四・〇〇	六・五〇	東詰 寺地町東三丁境
高橋	同	木	三二・〇〇	五・〇〇	東詰 寺地町東三丁境
砂利橋	同	石	三〇・〇〇	五・三〇	東詰 寺地町東三丁境
山の口橋	同	石	六一・九〇	二・九〇	東詰 寺地町東三丁境

橋名	川名	種類	延長	幅員	町名
少林寺橋	同	木	四三・〇〇	二・九〇	南詰 南半町
鷺橋	同	木	四八・〇〇	七・〇〇	南詰 南半町西二丁
中橋	同	木	四六・〇〇	六・〇〇	西詰 南附洲新田
濱橋	同	木	五五・〇〇	六・〇〇	西詰 南附洲新田
得新橋	同	木	五七・〇〇	七・〇〇	西詰 南附洲新田
相生橋	同	木	一〇九・五〇	一一・〇〇	西詰 南附洲新田
新築橋	同	木	七九・二〇	一〇・〇〇	北詰 住吉橋通一丁
住吉橋	同	木	五四・九〇	一一・七〇	西詰 住吉橋通一丁
龍神橋	同	木	一三三・六〇	一一・〇〇	西詰 龍神橋通一丁
榮橋	同	木	八九・一〇	一一・〇〇	西詰 榮橋通一丁
吾妻橋	同	木	五三・三〇	二四・〇〇	西詰 吾妻橋通一丁
千歳橋	同	木	五四・〇〇	一三・〇〇	北詰 戎島三丁
戎橋	同	木	四九・二〇	一一・〇〇	西詰 戎島三丁境
新橋	同	木	七三・二〇	一一・〇〇	西詰 戎島二丁境
菱橋	同	木	四一・六〇	一一・〇〇	西詰 戎島二丁境

第三篇 國都市町村志

第三章 和泉國

第一節 堺市

橋名	川名	種類	延長	幅員	兩詰	町名
湊橋同		木	七二〇〇	一二〇〇	東詰	龍神橋通二丁 西詰 大濱通二丁境
旭橋同		木	四五〇〇	一二〇〇	東詰	榮橋通二丁 西詰 大濱通一丁
勇橋堅	川	木	一六・五〇	一三〇〇	北詰	吾妻橋通一丁 南詰 榮橋通一丁
大師橋	十三間川	木	五三〇〇	六〇〇	南詰	戎島一丁 北詰 三寶村大字山本
神南邊橋	三五間川	木	六四・二〇	九〇〇	東詰	車之町西二丁境 西詰 三寶村大字山本
海山橋同		木	六六〇〇	三〇〇	東詰	第之町西三丁境 西詰 三寶村大字山本
海船橋同		石	三〇〇〇	四〇〇	東詰	櫻之町西三丁境 西詰 北附洲新田
江川橋同		木	三四・〇〇	六〇〇	東詰	北旅籠町西三丁境 西詰 北附洲新田

堺の變遷

堺はもと境に作れり、國境の義なり、其の地名となりしは國境にありしより起れり。之に就て兩説あり、一は攝津・和泉兩國の分界なる大小路の南北に跨れるを以て此の名ありといひ、一は攝・河・泉三國の境たりし今の向井町大字北莊及び同中筋の東部なる、三國ヶ辻附近にありしより此の名起れりといふ。後説は三國境にして、前説は二國境なり。二國境は近世觀にして、三國境は往時觀なり。往時・近世の兩觀とも境たるには相違なきも、近世觀は本市地勢の變遷を忘れたるの說にして從ひが

たし。思ふに現在本市の地は往時の海面なり、其の海面たりしは大阪市低地部の海面たりしに同じ。地勢に就て之を觀るに、北は同市大江岸より南方天王寺・阿部野を経て住吉に來り、住吉より更に本市の東郊を経て南に亘れる一帯岡陵の邊は往時の海岸なり。其の海岸には老松稚松林を爲して、今の住吉の名物となれる岸の姫松は其の遺物ならん。物變り星移り諸川の流出する泥砂は海底を埋めて洲渚となり、陸地となりて海岸の漸次西に移りしは、岡陵以西に於ける低地成立の大勢なり。傳へいふ、櫻之町と北旅籠町との横町の東なる塚の外には、潮越の樋のありし所にして、播州の浦と潮の満干を反對にし、彼の浦満潮のときには此の浦干潮となり、此の浦満潮のときには彼の浦干潮たりしと、復た變遷中に於けるの地勢を語れるものなり。されば大阪の舊地の東方岡陵の邊にありしと同じく、本市に於ても東方高地の邊に其の舊地を存せしを推想し得べければ、傳ふるが如く三國ヶ辻附近に舊地を存せしなるべし。

三國ヶ辻は向井町大字中筋の條に記するが如くもと攝・河・泉三ヶ國の境にして、其の三ヶ國の境となりしは靈龜二年四月にあれば、境の名を爲せしは其の以後なり。從て國境の定まりしを白鳳二年なりと傳ふるは誤れり。其の附近は海濱に沿ひ、高燥にして風景に富めるの勝地なりしなれば、御陵の如きも設けられ、自然南北縦貫の道路も通じ、寺院の建設と宗旨の弘通に餘念なかりし行基も來りて、天平年中三國山向泉寺を建てしかば、道俗群集して土地の繁榮を助長し、後王子社の如きも置

かれしなるべし。王子社は即ち堺王子にして、三國ヶ辻の北なる同町大字北庄の内にありしといへば、境の聚落は同王子より三國ヶ辻の附近にありしものと思はる。然るに其の海濱は年所を経るに従ひ、漸次陸地を生じて西方に膨脹しければ、聚落の中心も之に従ひて次第に推移し、遂に舊地は郊外に残されて今の地に市街を爲すに至りしものならん。もと開口・木戸・原の三ヶ村なりしといふ。舊志の之を記するものを見るに、堺鑑には三村の宮(開口神社)の條下に於て南莊を開口村とし、木戸・原の兩地の址は今大小路の西南の田地となれりと記し、全堺詳志には開口は今舳松村の田地となり、木戸と原との二村は今大小路の西南の田圃となるを載せ、何れも木戸・原の兩村を大小路より西南なりとせるも、其の何れの所なりしかは明ならず。現今其の遺稱とも見るべき字地を求むれば、舳松村大仙陵の西邊に原茶屋あり、向井町大字中筋の西南翁橋の東邊に木戸辻の字地を存す。然れども何れも大小路の東南にして、二書の記する所と其の方角を異にすれば、今三ヶ村の舊地を知るに由なし。依て思ふに此の三ヶ村は東郊の邊より陸地の膨脹するに従ひて、漸次其の地に人家を成せしものなるべければ、東郊の邊より今の堺市に亘れるの間に存せしも、聚落の西に移れるに従ひ、其の廓内に包擁せられて其の名のみを傳ふるに至りしものならん。而して引接寺の縁起に、貞和年中同寺門前の南には人家一字もなかりしと見ゆれば、當時尙人煙稀薄の所にして、今の市街及び寺院等の多くは、其の後に成りしものなるを知るべし。

堺の名の現れ初め

堺の全盛

堺の名を爲し來りたるは前記の如くなるも、其の名は家隆(壬二)・圓尊(木)・知家(上同)等の歌に見ゆるに過ぎざりしが、康安元年十二月(後村上天皇 正平十六年)細川氏春淡路の軍勢を引率して、兵船八十艘堺の濱に到着せしことの太平記に見えたる以來、其の名は世に現るゝに至れり。然れども市街の繁榮せしは、魚商の隆盛なりしと、海運業の發展せしとに依れるならん。由來和泉の海濱は魚介の利に富み、延喜式にも其の内膳の貢贄は鯛鱈なりと見え、沿海の一帶は漁業に従事して生計を立つるもの多く、殊に此の地は地の利を占めて其の集散場に適しければ、夙に魚商賣行はれ、建久年中には魚市場も起り、他國より輸入の魚類も此に取扱はれ、其の販路の如きも漸次擴張して、南北朝時代には畿内の各地に供給せられしといふ。魚商の隆盛は海運の發達を促し、商船も來泊して市街は爲に繁榮せしが、其の最も長足の發展を爲せしは大内義弘の時代にあり。義弘は此に築きて市街を開き、海外諸蕃との貿易を奨励せしのみならず、明帝より差越したる勘合印並に渡船のことは其の掌る所なりしを以て、市民は之に便宜を得て、明國は勿論沿海の諸國に往還して交易に従ひれば、商賈の富は非常に増進し、市街は急速に繁榮せり。義弘の戰敗當時、兵火に罹りて焼失せし家屋の壹萬戸なりといへるもの、以て之を證すべし。即ち戰國の世にありて、獨り此の地は互市場となりて商業に従事し、後花園天皇の永享四年二月將軍足利義教の僧道淵を明に聘せしむるや、當地の商人は諸國の守護五山の僧及び兵庫の商人等と共に、勘合の符を受けて彼の地に渡りて貿易せり。文明三年此の地商人の琉球に至りて通

商せるものあるに依り、島津氏其の特權を侵さるゝことを訴へしかば、同六年九月幕府は島津氏に對し、泉州の賈人小島林太郎左衛門・堺の湯川宣阿・小島三郎左衛門の船は、渡唐の命を受けて琉球に廻航す、之を防ぐべからず、其の他の諸船は嚴に通航を禁止すべしと諭せしも、堺の賈人等の密航するものは依然たりしといふ。又從來の遣明船は多く兵庫を以て出航地と爲せしも、文明八年四月當津より解纜せしを初めとして、以後數次當津より出發するに至れり。されば海外貿易熱は市人の間に横溢し、爾來飛田氏・豐臣氏より徳川氏の初めに至りて彌隆盛を極めしが、寛永十三年五月十九日異國渡海を禁じ、互市場を長崎の一港に限られて繼續せざるに至りしは憾むべし。渡海禁止以前にありては、單に互市場として有名なりしのみならず、文學・美術其の他百般の事業最も殷盛を極めたり。

かくて堺の市街は繁榮し來りしも、市街の區域及び町名等は舊記の存するものなければ、其の詳細を知るに由なし。元和元年四月二十五日大野道次來りて火を放ちければ、全市は焦土と化し、財寶書類悉く亡失せり、市に舊記の存せざるは之に依る。翌二年町奉行長谷川左衛門のとき、初めて町割を爲して町々に繪圖面を渡せり、即ち現在の市區是れなり。此の改正に依りて寺院等の換地となりしもの少からざりしが、當時處置に不當のことあり、奉行長谷川の家臣風間六右衛門は之が爲めに死せしといふ。此の改正に依りて成れる町割の制式は、如何なる標準に依りて行はれたるかは詳ならざれども、攝・泉の國境に大小路を置きて之を畫し、南北に大道を通せしめて本幹となし、本幹たる大道の

元和二年の町割

各町に爾餘の市坊を聯繫し、以て統一あらしめたるものならん。大道は之を貳拾四ヶ町に分ち、壹町の長さは舊間(六尺五寸)にて六拾四間と爲せるも、兩端なる貳ヶ町即ち南半町と北半町は長さ各貳拾八間なり、故に其の大道の各町に聯繫せる各街の長さも亦之に準せり。當時の町數は復た之を知るに由なきも、寛文八年戎島町を市街に編入し、寶永元年には壹百七拾八ヶ町なりしといふ。此の町數は爾後殆ど變更なくして明治の初年に至りしが如し。今寛政十一年十月改に依る町名及び家數・石銀高・家役數・無役數調を示せば左の如し。但し延享四年には堅町參百八拾ヶ町・横町六拾四ヶ町、合計四百四拾四ヶ町なりしと舊記に見ゆるは、公私町の總數を指せるものにして、公稱町の數には異動なかりしものなるべし。(堺には表向の町と否らざるものあり、表向の町には町年寄を置けるも、否らざる町には年寄なく、表向町に附屬して管理せらるる、本書には假に公稱町・私稱町の文字を用ひて、之を區別することとせり。)

北 莊 東 部

町名	家數	石銀高	家役數	無役數	差引家役數	年寄氏名
湯屋町	四 <sup>軒</sup>	一、三三・三〇〇	五 <sup>役</sup> ・〇〇〇	二・〇〇〇	五・〇〇〇	谷善右衛門
戎之町	三元	一、四二・五〇〇	八 <sup>二</sup> ・〇〇〇	二・〇〇〇	八〇・〇〇〇	布屋治兵衛
櫛屋町	二元	一、〇二・二六〇	六 <sup>三</sup> ・〇〇〇	一・四四二	六二・五五六	帯屋彦右衛門
車之町	二元	一、〇二・二六〇	六 <sup>九</sup> ・〇〇〇	二・九三〇	六六・〇七〇	住吉屋治郎兵衛

(大道筋)

寛政十一年に於ける町名・家數・石銀高・家役數・無役數

町名	家數	石銀高	家役數	無役數	差引家役數	年寄氏合
北材木町	三	一、〇三・九五〇	五六・〇〇〇	二・〇〇〇	五四・〇〇〇	小西與七郎
宿屋町	四	一、〇一六・四三〇	七八・〇〇〇	二・〇〇〇	七六・〇〇〇	高三善右衛門
神明町	七	九〇七・三七〇	七一・〇〇〇	二・〇〇〇	六九・〇〇〇	沈香屋仁兵衛
九間町	三	九〇一・七一〇	七〇・〇〇〇	二・〇〇〇	六八・〇〇〇	榎並屋太郎兵衛
柳之町	三	八四四・六七〇	五八・〇〇〇	三・〇〇〇	五五・〇〇〇	鍛冶屋喜八郎
錦之町	七	八五九・一〇〇	五四・〇〇〇	二・〇〇〇	五二・〇〇〇	河内屋九兵衛
綾之町	三	七七四・一七一	五六・〇〇〇	二・〇〇〇	五四・〇〇〇	松本卯兵衛
櫻之町	元	四九・七九〇	四二・〇〇〇	二・〇〇〇	四〇・〇〇〇	山田五兵衛
北旅籠町	四	三三八・五九〇	八六・〇〇〇	一・五〇〇	八四・五〇〇	大和屋九兵衛
北半町	二	八八・〇二二	一三・〇〇〇	一・〇〇〇	一一・〇〇〇	篠原五郎兵衛
以上十四町	(四五一) (四二)	一一、六三三・五九九 (一一、六三三・五九九)	八五六・〇〇〇	二七・八七二	八二八・一二八	
(山口筋)						
湯屋山口町	一	二八〇・四一〇	三三・〇〇〇	三・〇〇〇	三〇・〇〇〇	西元周
南桑屋町	二	四八〇・一〇〇	六〇・〇〇〇	一・〇〇〇	五九・〇〇〇	綿屋庄兵衛

町名	家數	石銀高	家役數	無役數	差引家役數	年寄氏合
北糸屋町	二	四八六・三〇一	六九・〇〇〇	二・〇〇〇	六七・〇〇〇	同
北中之町	三	四四二・五五〇	五一・〇〇〇	一・四六〇	四九・五四〇	奈良屋源兵衛
兩替町	四	四五三・〇五〇	六六・〇〇〇	二・九七八	六三・〇二二	上田隨泉
神明山口町	一	二六二・八二八	四八・〇〇〇	二・〇〇〇	四六・〇〇〇	同
且過町	四	三六六・五八〇	九四・〇〇〇	二・〇〇〇	九二・〇〇〇	梅屋儀兵衛
南鏡屋町	二	二五四・一五〇	四六・〇〇〇	二・〇〇〇	四四・〇〇〇	佃屋長兵衛
北鏡屋町	三	一九六・九〇〇	五二・〇〇〇	一・八八〇	五〇・一二〇	紙屋三右衛門
綾山口町	三	一五〇・五七〇	六〇・〇〇〇	二・〇〇〇	五八・〇〇〇	和泉屋五郎兵衛
山口二丁目	七	一〇七・四六〇	四七・〇〇〇	二・〇〇〇	四五・〇〇〇	河内屋小八郎
山口一丁目	三	五八・〇九〇	五三・〇〇〇	二・〇〇〇	五一・〇〇〇	度吉兵衛
稻荷町	一	一四・七九〇	八・〇〇〇	〇	八・〇〇〇	同
以上十三町	(三七八) (三七七)	三、五五八・八八〇 (三、五五五・七七九)	六八七・〇〇〇	二四・三二八	六六二・六八二	
(東筋)						
北大小路町	二	五三一・九六〇	三二・〇〇〇	一・三五〇	三〇・六五〇	若狭屋彦七
西天神前町	三	一〇七・九二〇	二六・〇〇〇	二・〇〇〇	二四・〇〇〇	帶屋利兵衛

町名	家數	石	銀	高	一家	役數	無役數	差引家役數	年寄氏名
東天神前町	一八	一七・八〇〇	二六・〇〇〇	一・〇〇〇	二五・〇〇〇	山田屋重兵衛			
矢藏下町	二〇	一三八・三〇〇	二七・〇〇〇	二・〇〇〇	二五・〇〇〇	同			
北馬場町	二四	一七五・五六〇	三九・〇〇〇	三・〇〇〇	三六・〇〇〇	河内屋傳六			
鎗屋町	二〇	一〇〇・六七〇	三六・〇〇〇	二・〇〇〇	三四・〇〇〇	河内屋利兵衛			
北向井領町	三九	二二一・五六〇	五二・五〇〇	二・〇〇〇	五〇・五〇〇	麴屋八兵衛			
骨屋敷町	二七	一四一・五六〇	五四・〇〇〇	二・〇〇〇	五三・〇〇〇	釘屋利兵衛			
藏屋敷町	二七	七二・八八七	一五・〇〇〇	二・五〇〇	一二・五〇〇	錢屋丑松			
中島町	三三	一五五・五〇〇	五四・〇〇〇	一・〇〇〇	五三・〇〇〇	平野屋佐兵衛			
水落町	四二	一八一・五〇〇	六七・〇〇〇	二・〇〇〇	六五・〇〇〇	同			
南御坊前町	一四	二六・一五〇	一九・〇〇〇	一・〇〇〇	一八・〇〇〇	同			
北絹屋町	三五	一三八・六七〇	四六・〇〇〇	二・〇〇〇	四四・〇〇〇	河内屋清兵衛			
弓場町	三三	一一〇・二〇〇	六三・〇〇〇	二・〇〇〇	六二・〇〇〇	河内屋瀨一郎			
中魚屋町	二七	九〇・八二〇	四九・〇〇〇	二・〇〇〇	四三・〇〇〇	大和屋新兵衛			
市戎町	三〇	一八三・二六〇	五四・〇〇〇	二・〇〇〇	五二・〇〇〇	和泉屋助三郎			

町名	家數	石	銀	高	一家	役數	無役數	差引家役數	年寄氏名
大黒町	三九	二九〇・四九〇	六一・〇〇〇	二・〇〇〇	五九・〇〇〇	帶屋小兵衛			
北御坊前町	二四	七九・九八〇	二八・〇〇〇	一・〇〇〇	二七・〇〇〇	月行司 和泉屋伊三郎			
經王寺前町	一六	三八・一三〇	一三・〇〇〇	〇・五〇〇	一一・五〇〇	同			
新樽屋町	四七	二四・七一〇	三五・六七〇	一・五〇〇	三四・一七〇	樽屋市兵衛			
櫛屋東大工町	三三	九五・二〇〇	四七・〇〇〇	二・〇〇〇	四五・〇〇〇	河内屋治兵衛			
車東大工町	四二	六三・三五三	五・〇〇〇	一・〇〇〇	五〇・〇〇〇	柳屋吉右衛門			
袋町	二								
柳錦大工町	三六	七二・八〇〇	五三・〇〇〇	二・〇〇〇	五〇・〇〇〇	柳屋吉右衛門			
北樽屋町	三八	三一・一六三	三六・〇〇〇	二・〇〇〇	三四・〇〇〇	池田屋三郎兵衛			
北木挽町	八	五・二五〇	八・〇〇〇	〇	八・〇〇〇	道具屋市左衛門			
北馬屋町	七四	八三・八八〇	七五・二六〇	二・〇〇〇	七三・二六〇	同			
北瓦町	二二	一四・八一〇	五・〇〇〇	〇	五・〇〇〇	同			
天神東片原町	一〇	一〇・八九〇	八・五五〇	六・〇〇〇	二・五五〇	月行司 若狹屋彦七			
丑寅角屋敷	一	八・四二〇	三・〇〇〇	〇	三・〇〇〇	若狹屋彦七			
稻荷新屋敷町	八	二九・六二〇	六・〇〇〇	〇	六・〇〇〇	伊豫屋藤五郎			



町名	家數	石銀高	家役數	無役數	差引家役數	年寄氏名
以上三十町	八〇一	三、三五三・六七三	一、〇八四・九八〇	四九・八五〇	一、〇三五・一三〇	
(農人町筋)	(八〇一)	(三、三五三・六七三)				
湯屋農人町	三四	五一・四二〇	三五・〇〇〇	二・〇〇〇	三三・〇〇〇	河内屋嘉兵衛
戎農人町	四七	七六・五九〇	七一・三〇〇	二・〇〇〇	六九・三〇〇	近江屋與治兵衛
櫛屋農人町	四三	七三・一一〇	四〇・一〇〇	二・〇〇〇	三八・一六〇	住吉屋利市
車農人町	五五	七一・九七〇	七二・五七〇	二・〇〇〇	七〇・五七〇	平田龜右衛門
北材木農人町	四三	六五・六四〇	四五・一九〇	一・一一〇	四四・〇八〇	虎間善三郎
宿屋農人町	四七	四九・八一〇	六四・〇八〇	二・〇〇〇	六二・〇八〇	永田七郎兵衛
神明農人町	三九	四九・一一〇	三七・五四〇	一・六〇〇	三五・九四〇	八百屋佐兵衛
九間農人町	三六	四七・九七〇	四六・四九〇	二・〇〇〇	四四・四九〇	金屋市右衛門
柳農人町	三二	四七・一三〇	三六・二九〇	二・〇〇〇	三四・二九〇	原宗兵衛
六間町	三一	五九・二四〇	三〇・〇〇〇	二・〇〇〇	二八・〇〇〇	伊豫屋東五郎
以上十町	四〇七	五八四・九八〇 (五七九・九八〇)	四七八・六二〇	一八・七一〇	四五九・九一〇	
(小計) 六十七町	二、〇三七	一九、一三一・一〇一	三、一〇六・六〇〇	二二〇・七五〇	二、九八五・八五〇	

北莊西部

町名	家數	石銀高	家役數	無役數	差引家役數	年寄氏名
(中濱筋)						
湯屋町中濱	二〇	三二六・三二〇	四三・〇〇〇	二・〇〇〇	四一・〇〇〇	和泉屋兵衛
戎之町中濱	二〇	三二四・一三〇	三九・〇〇〇	三・〇〇〇	三五・〇〇〇	油屋源四郎
櫛屋町中濱	二六	三四六・二一〇	六二・〇〇〇	二・〇〇〇	六〇・〇〇〇	桐原吉兵衛
車之町中濱	二六	三四六・七六〇	七二・〇〇〇	一・〇〇〇	七一・〇〇〇	内田作次郎
北材木町中濱	三〇	二九五・七八〇	八一・〇〇〇	二・〇〇〇	七九・〇〇〇	和泉屋嘉右衛門
宿屋町中濱	二四	二二三・七八〇	八四・〇〇〇	二・〇〇〇	八二・〇〇〇	度五兵衛
神明町中濱	二七	二二二・六九〇	五二・〇〇〇	一・〇〇〇	五一・〇〇〇	同
九間町中濱	二三	二二六・五九〇	六〇・〇〇〇	一・七二〇	五八・二八〇	西島養軒
柳之町中濱	一六	一六一・四二〇	七五・〇〇〇	一・〇〇〇	七四・〇〇〇	同
錦之町中濱	二九	一六〇・六〇〇	六九・〇〇〇	二・〇〇〇	六七・〇〇〇	岡田淨意
綾之町中濱	三五	一一一・一六〇	八四・三〇〇	二・〇〇〇	八二・三〇〇	石制作左衛門
中濱二丁目	四六	四八・六四〇	七〇・〇〇〇	二・〇〇〇	六八・〇〇〇	綾井重三郎
中濱一丁目	三八	五九・五四〇	六七・〇〇〇	二・〇〇〇	六五・〇〇〇	井上關右衛門

町名	家數	石	銀	高	家役數	無役數	差引家役數	年寄氏名
中臺屋町	一六	二、八八五・一四〇	一一・五二〇	一四・〇〇〇	八九一・三〇〇	〇・五〇〇	一一・五〇〇	綾井重次郎
以上十四町	三六五 (三六)	二、八九五・一四〇	一一・五二〇	一四・〇〇〇	八九一・三〇〇	二四・二〇〇	八六七・〇八〇	
(濱筋)								
湯屋町濱	三〇	二六九・七一〇	二六・九〇〇	六五・九〇〇	二・〇〇〇	六三・九〇〇	大和屋善七郎	
戎之町濱	三九	一三九・六三〇	三六・〇〇〇	三八・〇〇〇	一・五〇〇	三六・五〇〇	和泉屋太兵衛	
櫛屋町濱	二二	六三・三五〇	三一・九一〇	三一・九一〇	二・〇〇〇	二九・九一〇	内田作次郎	
車之町濱	一一	七三・二五〇	二六・四三〇	二六・四三〇	一・〇〇〇	二五・四三〇	同	
北材木町濱	一三	八三・三三〇	三五・六一〇	三五・六一〇	二・〇〇〇	三三・六一〇	木屋六兵衛	
宿屋町濱	二九	一七五・七九〇	五五・〇〇〇	五五・〇〇〇	一・〇〇〇	五四・〇〇〇	同	
神明町濱	五五	一九一・一六〇	五八・二二〇	五八・二二〇	一・〇〇〇	五七・二二〇	木屋市兵衛	
九間町濱	五二	二四九・二〇〇	八五・四五〇	八五・四五〇	一・〇〇〇	八四・四五〇	同	
柳之町上濱	五二	一〇一・三二〇	七三・〇〇〇	七三・〇〇〇	二・〇〇〇	七一・〇〇〇	松屋市左衛門	
柳之町下濱	四七	一〇一・三二〇	四七・四七五	四七・四七五	一・〇〇〇	四六・四七五	木屋市兵衛	
錦之町濱	五九	二〇・六八〇	六四・七七〇	六四・七七〇	二・〇〇〇	六二・七七〇	同	

綾組屋敷町	二二	四七・二五〇	二四・〇〇〇	二四・〇〇〇	一・〇〇〇	二三・〇〇〇	同
善教町	一六	五八・七四〇	三三・〇〇〇	三三・〇〇〇	一・〇〇〇	三一・〇〇〇	同
海船町	二九	一一七・〇〇〇	一九・四〇〇	一九・四〇〇	二・〇〇〇	一一七・四〇〇	同
蛤伏町	三六	二八・二〇〇	三二・二〇〇	三二・二〇〇	一・五〇〇	二九・七〇〇	細田屋助衛門
山伏町	二九	一四・四八〇	三八・七九〇	三八・七九〇	二・〇〇〇	三六・七九〇	板並屋右衛門
小櫻町	四九	四九・三二〇	八五・〇〇〇	八五・〇〇〇	二・〇〇〇	八三・〇〇〇	平野三郎兵衛
梅香町	二五	三一・六三〇	二七・〇〇〇	二七・〇〇〇	一・五〇〇	二五・五〇〇	平野屋源兵衛
西臺屋町	一六	一一・五二〇	一八・七〇〇	一八・七〇〇	一・〇〇〇	一七・七〇〇	平野屋三郎兵衛
金物屋町	三六	三八・八五〇	四五・〇〇〇	四五・〇〇〇	二・〇〇〇	四三・〇〇〇	金屋源兵衛
戎島	一〇五	七五・四二〇	七五・四二〇	七五・四二〇	二・〇〇〇	七三・四二〇	斗々屋三郎兵衛
以上二十一町	八七〇 (八七)	二、〇六五・七三〇	一、〇七八・二七五	一、〇七八・二七五	三三・五〇〇	一、〇四五・七七五	
(小計)	一、二三五 (一、二五)	四、九五〇・八七〇	一、九六九・五七五	一、九六九・五七五	五六・七二〇	一、九二二・八五五	
北莊計 百二町	三、二七一 (三、二一六)	二四、〇八一・九七二 (二四、〇九九・三五)	五、〇七六・一七五	一七七・四七〇	三、八九八・七〇五		

第三篇 國郡市町村志 第三章 和泉國 第一節 堺市 三七

南莊東部

町名	家數	石銀高	家役數	無役數	差引家役數	年寄氏名
(大道筋)						
市之町	三	九一五・二二〇	四七・〇〇〇	二・〇〇〇	四五・〇〇〇	刀屋市兵衛
甲斐町	二四	一、一七四・五四〇	五八・三〇〇	三・三〇〇	五五・〇〇〇	小山屋久兵衛
大町	二五	八五〇・五八〇	五六・〇〇〇	三・〇〇〇	五三・〇〇〇	布屋市兵衛
宿院町	三〇	九七五・四七〇	五四・〇〇〇	二・〇〇〇	五三・〇〇〇	石川屋九右衛門
南中之町	二九	九三二・八八〇	五〇・〇〇〇	一・五七〇	四八・四三〇	備前屋太郎兵衛
寺地町	二六	八五七・四八〇	五一・一五〇	四・一五〇	四七・〇〇〇	小刀屋八右衛門
少林寺町	三五	五九〇・三八〇	六二・二〇〇	一・七八〇	六〇・四二〇	刀屋平兵衛
新在家町	四三	五〇一・二〇〇	五五・〇〇〇	一・七一〇	五三・二九〇	住吉屋八郎兵衛
南旅籠町	三三	四〇六・九四〇	五一・〇〇〇	二・〇〇〇	四九・〇〇〇	油屋九郎兵衛
南半町	二六	一六一・九五〇	二六・九七〇	二・九二〇	二四・〇五〇	住吉屋九左衛門
以上十町	三〇一	七、三五六・六四〇	五一・六二〇	二四・四三〇	四八七・一九〇	
(山の口筋)						
南大小路町	七三	八四九・九五〇	九八・〇〇〇	三・九〇〇	九四・一〇〇	大坂屋長兵衛

甲斐山口町	二三	二〇七・五〇〇	一六・〇〇〇	二・〇〇〇	一四・〇〇〇	河内屋作左衛門
大寺片原町	一六	五七・三〇〇	一八・〇〇〇	一・〇〇〇	一七・〇〇〇	奈良屋甚八
川端町	三三	三六三・四九〇	三五・〇〇〇	二・〇〇〇	三三・〇〇〇	同
宿院南半町	三五	一六六・二二〇	二六・〇〇〇	二・〇〇〇	二四・〇〇〇	荒物屋喜兵衛
舩松町	八六	五二八・三八〇	一四〇・一六〇	二・〇〇〇	一三八・一六〇	奈良屋甚八
舩松口の町	五二	一八九・九九〇	七九・〇〇〇	一・〇〇〇	七八・〇〇〇	同
灰屋町	四六	九七・九〇〇	六一・〇〇〇	二・〇〇〇	五九・〇〇〇	帶屋長左衛門
妙光寺町	三八	一〇四・二九〇	三八・〇〇〇	二・〇〇〇	三六・〇〇〇	泉屋善兵衛
以上九町	四〇一	二、五五四・八五〇	五一・一六〇	一七・九〇〇	四九三・二六〇	
(東筋)						
本在家町	六七	六三〇・二二〇	一四一・〇〇〇	六・〇〇〇	一三五・〇〇〇	大和祐三郎
南向井領町	三一	二二九・〇〇〇	五一・四八〇	二・〇〇〇	四九・四八〇	田原屋宗左衛門
谷口片原町	一〇	二二・八七〇	一一・〇〇〇	〇・九一〇	一〇・〇九〇	同
火鉢屋町	一九	三五・四〇〇	二四・〇〇〇	一・〇〇〇	二三・〇〇〇	同
塗師屋町	二三	三九・四八〇	二八・〇〇〇	一・〇〇〇	二七・〇〇〇	同

町名	家數	石銀高	家役數	無役數	差引家役數	年寄氏名
鍛冶屋町	三二	三六・四七〇	二〇・〇〇〇	二・〇〇〇	一八・〇〇〇	鍛冶甚左衛門
南上之町	四〇	二三〇・〇六〇	五九・〇〇〇	一・五〇〇	五七・五〇〇	同
南片原上之町	一六	四〇・九七〇	一九・〇〇〇	二・〇〇〇	一七・〇〇〇	小間物屋長兵衛
南片原下之町	一六	四三・九二〇	二一・〇〇〇	一・〇〇〇	二〇・〇〇〇	錦地 玄忠
南樽屋町	二九	四二・二八〇	二四・〇〇〇	二・〇〇〇	三三・〇〇〇	和泉屋平兵衛
南樽屋町二丁目	二七	三三・六二〇	二七・〇〇〇	一・七六〇	二五・二四〇	細屋久右衛門
鹽穴町	二二	二九・八一〇	二六・〇〇〇	二・〇〇〇	二四・〇〇〇	池田屋彌兵衛
南馬場町	三三	一五六・九五〇	六六・〇〇〇	二・〇〇〇	六四・〇〇〇	西尾屋平兵衛
魚店東半町	二五	五四・八三〇	三二・〇〇〇	二・〇〇〇	三〇・〇〇〇	河内屋長兵衛
南大工一丁目	二九	一〇五・七二〇	三七・五〇〇	二・〇〇〇	三五・五〇〇	新屋源右衛門
南大工二丁目	三六	七九・六六〇	八・〇〇〇	三・〇〇〇	四五・〇〇〇	佐渡屋又左衛門
南大工三丁目	三三	五三・二三〇	三〇・〇〇〇	一・六四〇	二六・三六〇	辻 彌兵衛
絹屋二丁目	三三	一〇五・三五〇	三三・〇〇〇	二・〇〇〇	三〇・〇〇〇	麴屋喜兵衛
絹屋三丁目	三六	一二九・九四〇	四五・〇〇〇	二・〇〇〇	四三・〇〇〇	田中彌兵衛

(農人町筋)

絹屋四丁目	二二	一二五・四四〇	三六・〇〇〇	一・〇〇〇	三五・〇〇〇	錦地 玄忠
絹屋五丁目	三三	八二・九〇〇	三八・〇〇〇	二・〇〇〇	三六・〇〇〇	河内屋惣左衛門
絹屋六丁目	三六	六三・八〇〇	四一・〇〇〇	二・〇〇〇	三九・〇〇〇	錦地 玄忠
以上二十二町	六九	二、三七一・七二〇	八五六・九八〇	四三・八一〇	八二四・一七〇	
市農人町	六七	四九・〇五〇	五一・〇七五	二・〇〇〇	四九・〇七五	灰屋久左衛門
甲斐農人町	八〇	八六・四七〇	九〇・五四〇	一・〇〇〇	八九・五四〇	同
大町農人町	三〇	四八・八一〇	二九・五〇〇	二・〇〇〇	二七・五〇〇	和泉屋太郎兵衛
宿院農人町	五三	四四・九二〇	五三・五三〇	二・〇〇〇	五一・五三〇	榎井屋善右衛門
中之町農人町	三六	四六・四〇〇	四二・四一〇	二・〇〇〇	四〇・四二〇	河内屋太兵衛
寺地町農人町	一七	四〇・五〇〇	二〇・五七〇	〇・六四〇	一九・九三〇	鍋屋作兵衛
少林寺町農人町	一九	四五・一七〇	一一・一五七	一・〇〇〇	一〇・五七〇	同
新在家農人町	四二	四四・三九〇	四六・三〇〇	二・〇〇〇	四四・三〇〇	河内屋惣八
旅籠町農人町	四〇	四四・九六〇	三九・三八〇	二・〇〇〇	三七・三八〇	和泉屋權兵衛
南高須町	四二	六一・八四〇	四七・〇〇〇	二・〇〇〇	四五・〇〇〇	河内屋惣八

町名	家數	石銀高	家役數	無役數	差引家役數	年寄氏名
東半町	一四	三六・六三	七・〇〇〇	—	七・〇〇〇	月行高 綿屋小しゆ入代判 利兵衛
以上十一町	四四一 (四四〇)	五四九・一四〇	四三八・八九五	一六・六四〇	四三二・三四五	
(小計) 五十二町	一、七六二	二、八三三・三五〇	二、三二八・六四五	一〇一・七八〇	二、二六八・八六五	
南莊西部						
(中濱筋)						
市之町中濱	一九	二七三・四九〇	二八・〇〇〇	二・〇〇〇	二六・〇〇〇	住吉屋仁兵衛
甲斐町中濱	二四	三八六・七〇〇	五八・〇〇〇	二・〇〇〇	五六・〇〇〇	卯羽平八
南材木町	二七	二七五・八二〇	四七・〇〇〇	二・〇〇〇	四五・〇〇〇	戸川屋嘉兵衛
今市町	三五	一六四・四一〇	四六・〇〇〇	二・〇〇〇	四四・〇〇〇	灰屋吉左衛門
石屋町	二五	二二六・五一〇	四九・〇〇〇	一・六六〇	四七・三四〇	土九二齋
寺地町中濱	二七	一五九・四七〇	五五・〇〇〇	一・〇〇〇	五四・〇〇〇	同
少林寺町中濱	四〇	一五八・五二〇	四六・〇〇〇	一・〇〇〇	四五・〇〇〇	同
新在家町中濱	三七	九八・八一〇	四一・〇〇〇	二・〇〇〇	三九・〇〇〇	河内屋宗兵衛

町名	家數	石銀高	家役數	無役數	差引家役數	年寄氏名
南旅籠町中濱	三五	六八・九六〇	四六・〇〇〇	二・〇〇〇	四四・〇〇〇	中村以泊
舞臺町	三三	三五・三五〇	一一・九八〇	〇・四五〇	一一・五三〇	同
南馬屋町	元	三二・一一〇	三七・〇〇〇	一・四五〇	三五・五五〇	虎谷源右衛門
以上十一町	三四〇 (三四)	一、九八〇・一五〇	四六五・九八〇	一七・五六〇	四四八・四二〇	
(濱筋)						
市之町濱	二四	三五〇・二一〇	六二・六二〇	一・〇〇〇	六一・六二〇	海部屋利左衛門
甲斐町濱	九〇	五二二・六六〇	一三二・四六〇	二・二〇〇	一三〇・二六〇	柴屋次兵衛
大町濱	八〇	四六八・七一〇	七七・六六五	三・〇〇〇	七四・六六五	池田屋六右衛門
宿院町濱	五三	四六五・四三〇	七五・〇二三	五・八三三	六九・一八〇	見通庄次郎
南中之町上濱	四四	二二七・四二〇	五三・〇〇〇	二・〇〇〇	五一・〇〇〇	池田屋六兵衛門
南中之町下濱	七九	三二六・九九〇	一一・四五〇	四・〇〇〇	二七・四五〇	綿屋甚右衛門
紺屋町	二〇八	六一・九〇〇	二二・二七〇	四・〇〇〇	二九・二七〇	虎間七右衛門
少林寺町濱	一七九	二七〇・四九〇	一四・〇〇〇	二・〇〇〇	一三九・〇〇〇	玉屋喜兵衛
新在家町濱	二八九	二四一・〇八〇	一二・〇五五	二・〇〇〇	一二四・〇五五	秦庄右衛門
蘆原町	三三三	一〇六・六〇〇	一五・一五七	二・〇〇〇	一四八・一五七	納屋利兵衛

町名	家数	石銀高	家役数	無役数	差引家役数	年寄氏名
鑑町	三三	一四・〇〇〇	三一・〇〇〇	一・八〇〇	二九・二〇〇	秤屋 勇助
江川町	五〇	六八・八五〇	三六・〇〇〇	一・〇〇〇	三五・〇〇〇	同
小農人町	三四	七一・六二〇	三四・〇〇〇	一・八〇〇	三三・二〇〇	譽田屋茂兵衛
以上十三町	一、五〇三 (一、四九六)	三、七七六・九七〇 (三、八三五・九六〇)	一、二六三・六九〇	三三・六三三	一、二三二・〇三七 (一、二二三・〇五七)	
(小計) 二十四町	一、八四三 (一、八三六)	五、七七七・二二〇 (五、八八六・二一〇)	一、七二九・六七〇	五〇・一九三	一、六八〇・〇三七 (一、六七九・〇三七)	
南莊計 七十六町	三、六〇七 (三、五九九)	一八・五八九・四七〇 (一八、六六六・四六〇)	四、〇四八・三一五	一五一・九七三	三、八九六・九〇二 (三、八九六・三四二)	
兩莊計百七十八町	六、八七七 (六、八七五)	四二、六七一・四四二 (四二、七七七・六九五)	八、二四・四九〇	三三九・四四三	七、七九五・六〇七 (七、七九五・〇三七)	

備考

- 一、無役数の内には、總年寄・年寄・會所・郷屋敷其の他の無役家を含む。
- 一、大道筋・山口筋・東筋・中濱筋・濱筋は其の石銀高に郷中の入用を四分半、其の家役に同五分半を掛く、但し此傳馬町・南傳馬町・袋町には前者より郷中の入用を掛けず。
- 一、農人町は其の家役に餘糧・並垣外給銀・同居宅費請・總會所普請等の入用割のみを掛け、他の入用は前者より之を掛けず。

掛けず。

一、表中括弧を附せるは、其の合計と内譯と符合せざるものなり、原書に傳寫の誤あるものならん。

町名及び其の数は前記の如くなりしが、明治元年並松町を加へて壹百七拾九ヶ町となり、同五年一月車東大工町を廢して絹屋町に合併し、湯屋町を熊野町と改めたる爲め減じて復た壹百七拾八ヶ町となり、同年二月従前の家役石銀を廢して更に壹萬役を置き、區畫を制定して袋町の名を省き、新に湯屋寺町・戎寺町・櫛屋寺町・車寺町・材木寺町・宿屋寺町・神明寺町・九間寺町・柳寺町・錦寺町(以上拾町北莊)、市之町寺町・甲斐町寺町・大町寺町・宿院寺町・南中之町寺町・寺地町寺町・少林寺町寺町・新在家町寺町・南旅籠町寺町(以上九町南莊)、龍神町一丁目・同二丁目・榮橋通一丁目・同二丁目・住吉橋通北一丁目・同二丁目・同三丁目・住吉橋通南一丁目・同二丁目・同三丁目・南堀留町一丁目・同二丁目・旭町・入船町・夕榮町・吾妻橋通一丁目・同二丁目・同三丁目・永保町・老松町(以上貳拾町)の參拾九ヶ町を加へたる爲め、差引參拾八ヶ町を増し 貳百拾六ヶ町となりしも、同年四月改正せられて壹百九拾五ヶ町となり、市街は兩側の軒庇突出で道幅を狭の通行に不便なりしを以て、同七年十月二日之が伐縮を達し、同九年より實行せらる。同十二年戎島附洲新田・梅ヶ香町附洲新田・海船町附洲新田・新地附洲新田・紺屋町附洲新田・新在家町附洲新田・蘆原町附洲新田・南半町附洲新田(以上新田を總稱して單に堺地先新田・堺地續新田又は附洲新田といふ)、を編入して、同年十一月十三日梅ヶ香町附洲新田・海船町附洲新田を合併して北附洲新田・新地附洲

新田を中附洲新田、紺屋町附洲新田・新在家町附洲新田・蘆原町附洲新田・南半町附洲新田を合併して南附洲新田と改稱し(新田の編入は改稱と同時に進行したるものなるが如くに思はる)、同二十七年二月十日向井村大字七道を編入せられて貳百ヶ町となれり。今其の現在町名を検すれば左の如し。

現在町名

七道	並松町	北半町	同	西一丁	北旅籠町
同 東一丁	同 東二丁	同 西一丁	同 西二丁	同 西二丁	同 西三丁
櫻之町	同 東一丁	同 東二丁	同 西一丁	同 西二丁	同 西二丁
同 西三丁	綾之町	同 東一丁	同 東二丁	同 東二丁	同 西一丁
同 西二丁	同 西三丁	錦之町	同 東一丁	同 東二丁	同 西一丁
同 西一丁	同 西二丁	同 西三丁	同 西二丁	同 西三丁	同 東一丁
同 東二丁	同 西一丁	同 東三丁	同 西一丁	同 西二丁	同 西二丁
神明町	同 東一丁	同 東二丁	同 東三丁	同 西一丁	同 西二丁
同 西二丁	宿屋町	同 東一丁	同 東二丁	同 東三丁	同 西一丁
同 西一丁	同 西二丁	材木町	同 東一丁	同 東二丁	同 東二丁
同 東三丁	同 東四丁	同 西一丁	同 西二丁	同 西三丁	同 西二丁
					車之町

同 東一丁	同 東二丁	同 東三丁	同 東四丁	同 西一丁
同 西二丁	櫛屋町	同 東一丁	同 東二丁	同 東三丁
同 東四丁	同 東五丁	同 西一丁	同 西二丁	戎之町
同 東一丁	同 東二丁	同 東三丁	同 東四丁	同 東五丁
同 東六丁	同 西一丁	同 西二丁	熊野町	同 東二丁
同 東二丁	同 東三丁	同 東四丁	同 東五丁	同 東六丁
同 西一丁	同 西二丁	同 西三丁	戎島一丁	同 二丁
同 三丁	北附洲新田	戎島附洲新田	(以上九拾八ヶ町は 大小路筋以北の分)	
市之町	同 東一丁	同 東二丁	同 東三丁	同 東四丁
同 東五丁	同 東六丁	同 西一丁	同 西二丁	同 西三丁
同 西四丁	同 西五丁	甲斐町	同 東一丁	同 東二丁
同 東三丁	同 東四丁	同 西一丁	同 西二丁	同 西三丁
同 西四丁	同 西五丁	大町	同 東一丁	同 東二丁
同 東三丁	同 東四丁	同 西一丁	同 西二丁	同 西三丁
同 西四丁	宿院町	同 東一丁	同 東二丁	同 東三丁

同 西二丁	同 西二丁	同 西三丁	同 西四丁	中之町
同 東一丁	同 東二丁	同 東三丁	同 西一丁	同 西二丁
同 西三丁	同 西四丁	寺地町	同 東一丁	同 東二丁
同 東三丁	同 西一丁	同 西二丁	同 西三丁	同 西四丁
少林寺町	同 東一丁	同 東二丁	同 東三丁	同 西二丁
同 西二丁	同 西三丁	同 西四丁	新在家町	同 東一丁
同 東二丁	同 東三丁	同 東四丁	同 西一丁	同 西二丁
同 西三丁	同 西四丁	同 西五丁	南旅籠町	同 東一丁
同 東二丁	同 東三丁	同 西一丁	同 西二丁	同 西三丁
同 西四丁	同 西五丁	南半町	同 東一丁	同 西二丁
同 西二丁	吾妻橋通一丁	同 二丁	同 三丁	同 四丁
榮橋通一丁	同 二丁	龍神橋通一丁	同 二丁	住吉橋通一丁
同 二丁	大濱通一丁	同 二丁	同 三丁	同 四丁
南附洲新田	中附洲新田	<small>(以上壹百貳ヶ町は 小路筋以南の分)</small>		

其の地は已に記せしが如く、東方高地の邊より漸次西方に膨脹し來りし所なるを以て、南部鹽穴郷

舊郷莊名

の地先は同郷に屬し、北部榎津郷の地先も復た同郷に屬せしなるべし。然るに北莊の地を土師郷なりとせるものあり、此の説は今の向井町大字中筋及び同北莊を土師郷なりとせるに依れるなるべきも、兩地の條に記するが如く、其の高地の邊は國界未定のときにありては百舌鳥野と呼べる内にして、國界の判定するに及び大字北莊の地は攝津に屬し、同中筋は和泉に屬したるものなれば、其の後に至り攝津の内なる北莊に和泉の郷名たる土師の名あるべき筈なく、又同中筋は和泉の内なれども、今に傳ふる土師郷とは其の地域を異にすれば從ひ難きが如し、尙後考を俟つになん。而して舊農人町の東邊なる今の舳松村・向井町大字中筋・同北莊の間には區別なく、一帯に舳松村に當れるの邊は舳松、向井町大字北莊に當れるの邊は北莊と呼びしを、後何れの時にか堺の市街と分離して南を舳松村・北を北莊村、其の中間を中筋村と名づけしが如し。即ち泉州志に「今割戎町・湯屋町・市町・甲斐町・大町・宿院町・北農人町、曰中筋」と記せるもの、以て此の間の消息を知るに足るべし。和泉志村里の條堺南莊の下に、「鹽穴・片原・農人町等在東、正東舳松村、其北有中筋村、獨跨北莊」と記し、元祿年間の地圖に外農人町の地を北莊村・中筋村・舳松村と記するを以て見れば、同町の堺の市街に入りしは其の以後なるべし。

全堺詳志 元祿十二年卯の五月、往古堺の町並の事を知府より尋ありて、郷長より書上し其の趣に、往古堺の町並只今の様に筋通り不申、東方公田を堺町中に入れられ町家になる、此田凡五十四町、此高千百石ばかりの田、元來舳松村・中筋村・北莊村の



高堂萬石の地、只今凡九千九百石なり、是に千百石を加ふれば壹萬石の都合なれば、是を以て見るに田地を町家に取入たりと知るべし、混雜多くして今にては諸事考へ難し、

北莊・南莊

地子 銀

堺を堺莊と呼べるは、鎌倉時代の末期よりの稱にして、國界たる大小路以北を北莊・以南を南莊と呼べるも、亦其の以後なるべし。北莊は一に北郷・南莊は一に南郷ともいひ、南郷は南本郷・南支郷、北郷は北本郷・北支郷に分たれしが、元祿六年九月之を廢して單に南北の兩郷と爲せり。其の地子銀は從來合計四拾參貫目にして、南本郷拾五貫貳百八分・同支郷參貫貳百七拾參分八分、北本郷拾六貫壹百四拾六分八分・同支郷八貫參百拾壹分四分(四拾貳貫九百參拾貳分八分となりて、地計より六拾七分貳分少し、文字に傳寫に誤あるものならん、後の訂正を俟)の割合なりしも、其の舊石高の幾何なりしかは記録に接せざるを以て之を記するを得ざるを憾む。徳川氏の初めより他の郡村と分離して、施政上の取扱を別にし來りしが、寛永十一年閏七月二十六日將軍徳川家光下坂のとき、南北兩郷の年寄・町代を大坂城に召出して地子を赦免せられ、同日町奉行石川三右衛門之を町内に布達し、大坂と同じく無稅地となりしかば、有租地としての石高なるものなかりしに、明治十二年附洲新田・同二十七年二月十日向井村大字七道を編入せられたる爲め、附洲新田の四拾九石參斗貳升參合及び七道の五拾五石七斗八升五合壹勺、計壹百五石壹斗八合壹勺は、有租石高として本市の内に記載せざるべからざることとなる。

地子銀免除

舊石高・反別・人口

區 別	舊 石 高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	市町村制施行 當時の反別	市町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
舊市街地	石	一五、六、三三三	四、九六六	三、四、七〇二	四、四三三		
附洲新田	五、七、一〇〇	三、三、九〇五		一、八、〇三六	二、〇		
七 道	五、五、七五二	一、二、二〇六	七	一、八、〇三六	二、〇		
計	一、〇七、一、八一一	一、〇一、〇、四四四	四、九七三	五、三、七三八	六、四三三	六、八七五	六、八七五

領主及び管轄・區畫の變遷

もと住吉神社との關係淺からざる所なれども、正中年間には今林准後の所領にして、其の社領となりしは後醍醐天皇以後ならん。南北朝時代を通じて同社家の管領する所たりしも、寛正二年に至りて南莊は京都相國寺の塔頭崇壽院の領となり、其の後一時停止せられ、長享元年十月舊に復し、同院は紹宣都寺を莊主と爲して之を管領せしめけるに、幕府は寺家領を廢して伊勢貞宗を以て堺の代官に擬せしも、崇壽院命を奉せず、遷延日を亘りしが、翌二年十月細川政元は長鹽又四郎を以て堺の代官と爲し、崇壽院復た言を左右に托して應せざりしも、延徳二年九月幕府は南莊を政元の家臣安富元家に與へて、崇壽院の強訴をも聽かざりしが、明應年中に至り元家之を崇壽院に返附しければ、再び寺領となり、天文の初めに至りて全く武家の押領する所となりしといふ。同年間三好長慶は其の族十河存保をして此の地を警衛せしめ、天正五年織田信長は營を南莊なる今の市之町農人町に置き、松井友閑を代官と爲して政務を掌らしめ布政所と稱せしが、同十三年豊臣秀吉は營を北莊なる殿の馬場に移し、

石田三成・小西行長を以て府事を司らしめ、徳川氏は町奉行を置きて市政を執らしめて其の末造に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同年二月大阪裁判所の支配に属し、同年六月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月市街は第七區より第十區までの四區に分れ、附洲新田は第二區に入り、同年四月十三日市街の各區内は五ヶ小區に分れ、同七年一月二十二日第一區となりて、各區内は四小區に分れ、附洲新田は第二大區一小區に属す。同年四月十三日市街の小區内は各二番組に分れ、附洲新田は第二大區一小區の六番組に入り、同九年十月二十四日市街の四ヶ小區は二ヶ小區に改められて、從來の番組廢せられ、同年十二月七日附洲新田も番組廢せられて單に第二大區一小區内となる。同十三年四月十四日堺區役所部内となり、同月二十三日區内を通じて一ヶ聯合たりしが、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日毎町村制に改まり、例外として數町の聯合を置かれたる時には、市街は大阪と同じく各町に戸長を置きしものと、又數町聯合して戸長を置きしものあるべく想はるれども、記録に接せざるを以て明ならず。同十六年三月一日復た改められて十ヶ聯合に分れ、同十七年七月一日戸長役場管理區域の設定あるに及び、十ヶ戸長役場を置かれしも、同二十年三月三十一日限り之を廢し、其の事務は區長の兼攝する所となりて、同二十二年四月一日の市制施行に至るまで繼續せり。

歴代區長

氏名	就任年月日	退任年月日	氏名	就任年月日	退任年月日
高山保次郎	治十三年四月十六日	明治十五年三月二十日	一植作兵衛	明治十五年三月二十日	
小向寛雄	同十九年八月廿五日	同二十二年三月廿一日			

歴代市長及び助役

市長			助役		
氏名	就任年月日	退任年月日	氏名	就任年月日	退任年月日
一植作兵衛	明治二十二年六月廿五日	明治二十六年七月	倭田平七	明治二十二年六月廿六日	明治二十五年四月
北田豊三郎	同二十六年十月九日	同二十九年二月	向野善路	同二十五年五月十九日	同三十五年九月
大西五一郎	同二十九年二月十二日	同三十八年九月	宮本通義	同三十五年十月十五日	同三十九年三月
宮本通義	同三十九年三月廿一日	同四十三年二月	川崎友治郎	同三十九年五月七日	同四十一年十月
齋藤研一	同四十三年七月二日	大正元年十月	中村貞義	同四十二年二月十八日	大正元年三月六日
熊野秀之輔	大正元年三月廿九日	同六年一月	大島伸太郎	大正二年十月十四日	現任
齋藤研一	同六年六月十九日	現任			

北莊東部

熊野町・同東一丁・同東二丁・同東三丁・同東四丁・同東五丁・同東六丁、戎之町・同東一丁・同東二丁・同東三丁・同東四丁・同東五丁・同東六丁、櫛屋町・同東一丁・同東二丁・同東三丁・同東四丁・同東五丁、車之町・同東一丁・同東二丁・同東三丁・同東四丁、材木町・同東一丁・同東二丁・同東三丁・同東四丁、宿屋町・同東一丁・同東二丁・同東三丁・神明町・同東一丁・同東二丁・同東三丁・九間町・同東一丁・同東二丁・同東三丁、柳之町・同東一丁・同東二丁、錦之町・同東一丁・同東二丁、綾之町・同東一丁・同東二丁、櫻之町・同東一丁・同東二丁、北旅籠町・同東一丁・同東二丁、

北半町 (五十八ヶ町)

此の五十八ヶ町は西六間筋以東にして、表町筋に大道筋・山之口筋・東筋・農人町筋あり、裏町筋に東六間筋・十間筋あり。東六間筋の西側は大道筋附・東側は山之口筋附、十間筋の西側は山之口筋附・東側は東筋附なり。公稱の町名はもと大道筋に湯屋町・戎之町・櫛屋町・車之町・北材木町・宿屋町・神明町・九間町・柳之町・錦之町・綾之町・櫻之町・北旅籠町・北半町の十四ヶ町、山口筋に湯屋山口町・南糸屋町・北糸屋町・北中之町・兩替町・神明山口町・且過町・南鏡屋町・北鏡屋町・綾

山口町・山口二丁目・山口一丁目・稻荷町の十三ヶ町、東筋に北大小路町・西天神前町・東天神前町・矢藏下町・北馬場町・鏡屋町・北向井領町・骨屋町・藏屋敷町・中島町・水落町・南御坊前町・北絹屋町・弓場町・中魚屋町・市戎町・大黒町・北御坊前町・經王寺前町・新樽屋町・櫛屋東大工町・袋町・柳錦大工町・北樽屋町・北木挽町・北馬場町・北丸町・天神東片原町・稻荷新屋敷町の三十ヶ町、農人町筋に湯屋農人町・戎農人町・櫛屋農人町・車農人町・北材木農人町・宿屋農人町・神明農人町・九間農人町・柳農人町・六間町の十ヶ町、合計六十七ヶ町なりしが、明治五年二月區畫制定當時には、東筋に於て車東大工町及び袋町の二ヶ町を減じて、新に湯屋寺町・戎寺町・櫛屋寺町・車寺町・材木寺町・宿屋寺町・神明寺町・九間寺町・柳寺町・錦寺町の十ヶ町を加へたる爲め、差引八ヶ町を増して七十ヶ町となれり。其の減少したる二ヶ町の内、車東大工町は同五年一月之を廢して北絹屋町に合併せしに依れるも、袋町を減せしは其の事由詳ならず。尙同五年一月湯屋町は熊野町と改稱せらる。而して以上各町は明治五年四月改正せられて現在の五十八ヶ町となれり。

新町名の改正は如何にして行はれしか、公私記録の見るべきものなし、憾むべし。又舊公稱町の包擁せし地區分明ならず、故に新町の區域は其の何れに當れるかも知るに由なし。依て今は大道筋の町名を題として、順次東方に亘れる各堅筋の公私町名に依りて、現在町の區域を見るの外なし。之に依りて調査すれば、熊野町に西六間筋の一部(他の一部は熊野町西一丁に入る)及び東六間筋の一部を加へて熊野町、湯屋山

口町に東六間筋の残部及び西天神前町の一部を加へて熊野町東一丁、北永福寺町に西天神前町の残部及び西矢藏下町の一部を加へて熊野町東二丁、北馬場町に西矢藏下町の残部及び西鏡屋町の一部を加へて熊野町東三丁、東鏡屋町に西鏡屋町の残部及び北向井領町の一部を加へて熊野町東四丁、北向井領町に北向井領町の残部及び超善寺町の一部を加へて熊野町東五丁、湯屋町内農人町・湯屋町農人町に超善寺町の残部を加へて熊野町東六丁、戎之町に西六間筋の一部(他の一部は戎之町西一丁に入る)及び木下町の一部を加へて戎之町、木下町の残部に天神東片原町の一部を加へて戎之町東一丁、骨屋町に天神東片原町の残部及び中島町の一部を加へて戎之町東二丁、西水落町に中島町の残部及び水落町の一部を加へて戎之町東三丁、南御坊前町に水落町の残部及び戎町内農人町の一部を加へて戎之町東四丁、戎之町農人町に戎之町内農人町の残部を加へて戎之町東五丁、新樽屋町を戎之町東六丁、櫛屋町に西六間筋の一部(他の一部は櫛屋町西一丁に入る)及び東六間筋の一部を加へて櫛屋町、東六間筋の残部に南糸屋町の一部を加へて櫛屋町東一丁、藏屋敷町・藏屋敷町・殿馬場に南糸屋町の残部及び上源町(源一に)の一部を加へて櫛屋町東二丁、櫛屋町東大工町に上源町の残部及び南御坊前町の一部を加へて櫛屋町東三丁、南御坊前町の残部に櫛屋町内農人町の一部を加へて櫛屋町東四丁、櫛屋町農人町に櫛屋町内農人町の残部を加へて櫛屋町東五丁、車之町に西六間筋の一部(他の一部は車之町西一丁に入る)及び東六間筋の一部を加へて車之町、北糸屋町に東六間筋の残部及び殿馬場の一部を加へて車之町東一丁、北絹屋町に殿馬場の残部及び車東大工町の

一部を加へて車之町東二丁、車東大工町の残部に袋町の一部を加へて車之町東三丁、車之町内農人町及び車之町農人町に袋町の残部を加へて車之町東四丁、北材木町に西六間筋の一部(他の一部は材木町西一丁に入る)及び東六間筋の一部を加へて材木町、北中之町に東六間筋の残部及び十間筋の一部を加へて材木町東一丁、市戎之町に十間筋の残部及び弓場町の一部を加へて材木町東二丁、妙國寺前町に弓場町の残部及び材木町内農人町の一部を加へて材木町東三丁、材木町農人町に材木町内農人町の残部を加へて材木町東四丁、宿屋町に西六間筋の一部(他の一部は宿屋町西一丁に入る)及び東六間筋の一部を加へて宿屋町、兩替町に東六間筋の残部及び十間筋の一部を加へて宿屋町東一丁、大黒町に十間筋の残部及び大黒町の一部を加へて宿屋町東二丁、宿屋町内農人町・宿屋町農人町に大黒町の残部を加へて宿屋町東三丁、神明町に西六間筋の一部(他の一部は神明町西一丁に入る)及び東六間筋の一部を加へて神明町、神明山口町に東六間筋の残部及び十間筋の一部を加へて神明町東一丁、北御坊前町に十間筋の残部及び神明町内農人町の一部を加へて神明町東二丁、神明町農人町に神明町内農人町の残部を加へて神明町東三丁、丸間町に西六間筋の一部(他の一部は丸間町西一丁に入る)及び雪駄屋町の一部を加へて丸間町、且過町に雪駄屋町の残部及び十間筋の一部を加へて丸間町東一丁、經王寺前町に十間筋の残部及び丸間町内農人町の一部を加へて丸間町東二丁、丸間町農人町に丸間町内農人町の残部を加へて丸間町東三丁、柳之町に西六間筋の一部(他の一部は柳之町西一丁に入る)及び東六間筋の一部を加へて柳之町、南鏡屋町に東六間筋の残部及び大工町の一部を加へて柳之町東一丁、柳

之町内農人町・柳之町農人町に大工町の殘部を加へて柳之町東二丁、錦之町に西六間筋の一部(他の一丁に入る)及び東六間筋の一部を加へて錦之町、北鏡屋町に東六間筋の殘部及び大工町の一部を加へて錦之町東一丁、瓦屋町・錦之町農人町に大工町の殘部を加へて錦之町東二丁、綾之町に西六間筋の一部(他の一部は綾之町西一丁に入る)及び北樽屋町の一部を加へて綾之町、綾山口町に北樽屋町の殘部及び北木挽町の一部を加へて綾之町東一丁、北木挽町の殘部を綾之町東二丁、櫻之町に中臺屋町の一部(他の一部は櫻之町西一丁に入る)及び東六間筋の一部を加へて櫻之町、山口二丁目に東六間筋の殘部及び北馬屋町の一部を加へて櫻之町東一丁、馬屋町に北馬屋町の殘部を加へて櫻之町東二丁、北旅籠町に西六間筋の一部(他の一部は北旅籠町西一丁に入る)及び東六間筋の一部を加へて北旅籠町、北山口一丁目に東六間筋の殘部及び北高須町の一部を加へて北旅籠町東一丁、稻荷新屋敷町・新屋敷町に北高須町の殘部を加へて北旅籠町東二丁、北半町を兩分して(他の一部は北半町西一丁に入る)其の一部に稻荷町を加へて北半町と改めたるものとす。而して以上現在町を割出したる舊公私町は、各堅筋に存するものなれども、尙横筋に北大小路町及び中魚屋町あり、北大小路町は熊野町の南側大道より東方に亘れるを以て、熊野町及び同東一丁乃至東六丁に至る七ヶ町に分屬し、中魚屋町は材木町と車之町との間なる東一丁より東三丁までなるを以て、車之町及び材木町の各東一丁乃至東三丁に分屬せしものと知るべし。

舊公私町に異名の存するものあり、即ち天神東片原町に猿ヶ坂、中島町に銀杏の木、藏屋敷町に江戸屋町、櫛屋東大工町・車東大工町に中大工町、袋町に牢屋町、北中之町に足袋屋町、市戎町に竹屋町、弓場町に天人町、中魚屋町に中の店、十間筋の大黒町にひすの町、柳農人町に漬屋町、北高須町裏町に蛸裏の稱あり。横筋即ち東西筋にも通稱を存するものあり、即ち熊野町と戎之町の間なる東天神前町の辻より東方農人町迄を禪通寺筋、戎之町と櫛屋町の間なる東西を水落農人町又は花田口、櫛屋町の東方なる藏屋敷町の南を黒門筋、櫛屋町と車之町の間なる大道より山の口筋に至るまでを堀口、宿屋町と神明町との間なる大道より東方裏農人町の出口までを三藏口と呼べり。熊野町・戎之町・神明町の名は、各其の町に熊野神社・戎神社・神明神社の鎮座せしより起り、綾之町・錦之町は技工をして綾錦を織らしめし所なるより其の名を爲し、天神前の町・天神東片原町は菅原天神のあるに依り、南御坊前町・北御坊前町は南北南御坊のあるに依り、經王寺前の町は經王寺のあるに依り、禪通寺筋は禪通寺のあるに依りて各其の町名をなし、市戎町は弘法大師の其の地に戎を勸請して所の入市を催せしより其の名起り、又大黒町も同大師の大黒天を勸請せしに依りて此の名ありといふ。又北馬屋町は南馬屋町と共に堺驛傳馬所のありし所にして、傳馬繼立の御用を勤め(南の驛と半月交代)往時より郷中に入費を免せられ、町名は是れより起りしが、驛は繼續し來りしも、明治五年五月陸運會社の興るに至りて廢止せらる。又北高須町・北半町に北の字を冠するは、南高須町及び南半町に對せしものならん。此の區域は北莊西部・南莊東部・同西部に比すれば、街衢最も廣く、北東は土堀川之を繞れり。川

町奉行所址

は其の開整の年紀等詳ならず。古來拾間幅なりしを、水野伊豫守の時代に浚渫して六間乃至八間幅に縮め、堤防に梅檀木を植ゑ、ついで貞享の頃には東土堀川の堤上に漆の樹を栽ゑしといふ。各町中神明町・宿屋町・材木町の三ヶ町は、往時堺津の繁昌を極めし當時に於ては、神宿材と呼びて富豪の淵叢地にして、字殿馬場は復た豊臣時代より引續きて徳川時代を通じ、明治元年正月に至るまで町奉行所のありし所なり。殿馬場の道路の廣潤にして、其の七間幅を有せしは此の政廳所在地たりしに依れるならん。明治元年正月二十七日大阪裁判所の開廳せらるゝに及び、此の町奉行公廨の址に一廳を設けられて、閏四月十二日堺役所と稱へしが、六月二十二日堺縣設置せられて其の廳舎となりしも、狹隘を感じければ、同五年五月二日(或はいふ、少)神明町東二丁の西本願寺掛所に轉廳し、址は幾多の變遷を経て、今の如く堺市役所・堺區裁判所等の官公衙所在地となる。而して徳川幕府の末造に於ける政廳其の他の配布概況を記すれば、殿馬場の西側なる今の市役所・區裁判所・女子手藝學校のある所は、實に當時の町奉行所にして、女子手藝學校北手の大部分は同心屋敷・東の大部分は丑寅屋敷と呼びし所なり。又殿馬場の東側なる今の高等女學校及び高等小學校敷地の西邊は與方同心屋敷にして、同高等女學校の東なる車之町東三丁は同心屋敷及び牢屋敷のありし所なり。

堺縣廳址

堺市役所

堺市役所は明治二十二年四月一日の市制施行に際し、舊堺區の區域に依りて置かれたる當市自治の行政公衙にして、當市の前身たる堺區は、明治十一年七月の郡區編成法に依り、同十三年四月十四日

従前の區畫を廢して設けられし行政區畫なり。當時區役所は櫛屋町東一丁上等小學校址(同校は明治十一年六月十一日に開き同十三年一月三十一日廢止)に設けられしも、同十六年九月十五日開口神社境内に移り、同十九年六月十二日車之町東一丁舊師範學校址(同校は河泉學校の前身にして、堺縣轉廳後此にありしも、同十九年一月九日廢止)に移り、同二十一年九月二十二日再び開口神社の境内に移りしが、同二十二年四月一日の市制施行に依りて同市役所に轉用せられ、同年七月二十六日より開廳し來りしも、同二十五年十一月二十一日車之町東一丁の幼稚園址(同園は明治二十年一月十六日一日に設けられ同二十二年十月一日に廢止)に移轉せしもの、即ち現在の市役所是れなり。

惠藤源左衛門の居址

熊野町東二丁・同三丁の字矢藏下町は、惠藤源左衛門の居りし所なり。源左衛門は中村備中入道一噌の弟子にして、横笛の達人なり。當時常樂寺の僧成就坊の什寶に名笛の有りけるを所望して、其の師一増の指圖を受け、京の指田に直させて之を用ひしが、後常樂寺に於て能のありしとき、此の笛を吹きしに金堂に響きて檐の瓦落ちしかば、其の名世に高くなり、近衛殿より笛の記を書して、瓦落と名づけられしといふ。笛は弟子藤田清兵衛の譲り受くる所となり、後尾張大納言義直の扶持人となれり。當時音樂に關するものには、之と前後して鼓の胴を作りて其の名を得たる一節道清あり、又琉球より傳來せる蛇味線に依りて、初めて三味線を拵へ音律を調へ、以て世に弘めたる琵琶法師中小路といへる賢者ありしも、其の住みし所の何れなるかは詳ならず。

一節道清

三味線創作の中小路

極樂寺

極樂寺は熊野町東五丁字寺町にあり、淨土宗阿彌陀經寺末の尼寺にして阿彌陀佛を本尊とす。天平

八年僧正行基の開基に係り、本尊は其の眞作なりと傳ふ。古は寺内に法界引導の墓ありて、其の邊に地藏堂を構へられしが、嵯峨天皇の御宇由緒を勅問あらせられて、寺を再興して清淨山の山號を賜ひ、大伽藍となりて寺内に室を構へ、比丘と比丘尼とは各別に住せしも、後附近に居民繁榮して墓所の近きを厭ひければ、其の墓所並に地藏堂を野邊に移して、比丘もよもに去りしかば、是れより尼僧の住する所となり、寺門漸く衰頽に傾き、剩へ兵火に罹りて燒燼し、將に廢絶に歸せんとせしを、尼覺心之を再興し、豊臣秀吉に朱印貳拾石を寄せられ、徳川氏に至りても舊の如くなりしが、朱印地は明治四年正月上地せり。境内は六百九拾六坪を有し、本堂・廊下・座敷・玄關及び辨天堂を存す。塔中に不遠院・億土院あり。

千藏院

千藏院は同所にあり、雨寶山と號し、眞言宗高野派金剛峯寺末にして弘法大師を本尊とす。寛文四年重慶法印の開基なり。俗に聖天と稱す。境内は壹百貳拾貳坪を有し、本堂・庫裏・座敷を存す。

長樂寺

長樂寺は同所にあり、不退山と號し、眞言宗御室派仁和寺末にして觀世音菩薩を本尊とす。元和元年阿闍梨空源の創立なり。境内は壹百拾九坪を有し、本堂・庫裏・座敷・納家を存す。

專稱寺

專稱寺は同所にあり、海東山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。永祿六年二月了晴の開基なり。境内は壹百六拾參坪を有し、本堂・庫裏・經藏・門を存す。

金蓮寺

金蓮寺は同所にあり、淨土宗清淨華院末にして彌陀・觀音・勢至の三佛を本尊とす。元和二年雲蓮

社相譽上人の開創なり。境内は壹百七拾五坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

盛宗寺

盛宗寺は同所にあり、般舟山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長十八年徳譽盛宗の開基なり。境内は壹百四拾貳坪五勺を有し、本堂・庫裏・座敷を存す。外に藥師堂あり。

常安寺

常安寺は同町禪通寺筋にあり、心光山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長十八年融譽淨圓の開創なり。境内は壹百七拾五坪を有し、本堂・庫裏・同建添を存す。外に觀音堂あり。

最勝寺

最勝寺は同所にあり、深廣山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基了西は明應三年道場を住吉郡五ヶ庄の杉本村に建て、天正十八年四世道了西成郡大坂天満に移り、初めて深廣山最勝寺と稱し、慶長三年別に一字を堺の北庄に創立せしもの當寺の起原なり。然るに元和年間了西功を本山に積みしを以て、堺本願寺の舊別院を賞與せられ、寛永元年其の堂宇を當所に移轉せしが、後本山の命に従ひて本支の區分を立て、當寺を本坊と爲して、大坂にあるものを支坊(大阪府西區西長堀南通一丁目)とせり。境内は壹百九拾壹坪を有し、本堂・庫裏・書院・茶所・門を存す。

超善寺

超善寺は熊野町東六丁禪通寺筋にあり、法界山名勝院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正年中存譽上人の開基なり。境内は壹千壹百六拾七坪を有し、本堂・庫裏・方丈・鐘樓を存す。外に辨天堂・地藏堂あり。其の什寶中宗祖大師筆自像壹幅・同上空蟬の名號・傳惠心僧都作阿彌陀如來立像壹軀の外、傳善導大師筆阿彌陀如來の繪は鑑査狀附なり。境内に清水あり、世に超善寺の

超善寺井

井と呼び、寺は水超と俗稱せらる。總じて堺の市街は南北兩莊を通じて、其の井水は鹹味を含みて良水に乏しきも、此の井水は鹹味なく、清冽にして市内に於ける第一の良水なり。故に從來酒を造り抹茶を點するものは皆之を用ひしといふ。之れに次げるは妙光寺井・淨念寺水・工屋の水・椿木の水にして、何れも市中の東部にあり。

## 菅原神社

菅原神社は戎之町東一丁にあり、菅原道眞・天穗日命・野見宿禰を祀れり。創建の年月は詳ならずれども、神體は道眞の筑紫に謫せられしとき、自ら彫刻せし七天神の一にして、延喜年中此の海濱に漂着せしを以て、民家の傍に其の像を安置し、庶民の渴仰する所となりしもの、是れ當社の權輿なりと傳ふ。然れども或はいふ、昔鹽穴郷湊村にありしを以て鹽穴大神と稱し、中世此の地に勸請せしものにて、文明二年の爲長卿の記に、和泉國毛須・深井・草部・土師・向井・鹽穴・高石は菅家の氏神天穗日命以來の舊領なりと見え、鹽穴天神は即ち天穗日命なりしも、後道眞を合せ祀りしものならんかと。後兵燹に罹りて烏有に歸せしを、明暦三年北莊産子に依りて造建せり。豊臣氏は天正十四年七月二十八日朱印貳百貳拾石を寄せ、徳川氏に至りても舊の如くなりしが、明治四年正月上地せり。もと境内に宮寺ありて常興寺といひ、天台宗に屬し、仁壽二年慈覺大師の草創にして、貞享三年五月輪王寺宮の令文を拜授して威徳山清淨院と號し、社は寺僧の奉仕する所なりしが、明治維新後の神佛分離に依りて寺は廢絶し、社は同五年郷社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四

十年四月十六日無格社藥祖神社(藥祖)を末社地主神社に合祀し、同四十一年六月四日宿屋町東二丁の

村社事代主神社(事代主命)、同月十五日神明町東二丁の村社神明神社・泉北郡三寶村大字山本字中道の同附

島神社(天照皇大神・住吉四柱神・保食神)、同月十七日熊野町の無格社熊野神社を境内に移し、同年十二月八日戎島一丁

字北島の無格社惠比須神社を合併して境内飛地末社とせり。合併社中に於ける熊野神社・神明神社の由緒は左記の如し。境内は參千八百七拾參坪を有し、本社は西面して繞らすに牆壁を以てし、西に隨身門・東に東門・北に北門・南に四脚門あり。本殿は結構壯麗を極め、開口神社ともにも市内の雙美にして、本殿の外に幣殿・拜殿・教會所・休息所・奏樂所・連歌所・神饌所・神樂所・神輿庫・繪馬舎・神具庫・社務所・寶藏等相駢び、末社に琴平神社・地主神社・市杵島姬社・大國主社・葭戸社・大忌社・御年社・水分社・八幡社・春日社・稻荷社・水波能賣社・屋船久々社・櫛磐瀨社・火産靈社・住吉社・紅煤社・白大夫社・神明神社あり。南に和泉式部の塚あり、西北に影向梅あり。梅は長徳二年正月十八日寅の一天に奇端あり、寶殿自ら開きて神體飛行し、此の樹頭に止まりしことあるより此の名ありといふ。氏地は大小路以北北莊全部にして、大祭は古來陰曆の八月三日なりしも、明治維新後九月十四・十五の兩日に改められ、同十四日には神輿の渡御ありて股賑を極む。

一、神明神社は神明町東一丁にありて、天照皇大神・豊受大神を祀り、白鳳年間の創建にして、方參町の境内なりしと傳ふれども、後兵亂又は火災に罹りて社殿舊記等悉く焼失し、中世の沿革は

## 舊神明神社



詳ならず。漸次衰微せしも、神明町の名は當社に因み、明治維新以前は尙方壹町の境内を有し、總社の一の宮と稱して、修理は泉州全國より爲したりしが、維新後に至りて其のこと絶え、更に廢頽に傾きしを、明治六年十月有志の協力に依り本殿・拜殿等を改造せられて合祀當時に至る。毎年六月住吉神社の大板に、同社神輿の遙に道を隔て、宿院の旅所に至れるは、當社の前を避くる爲めなりしといふ。

舊熊野神社

一、熊野神社は熊野町にありて、伊弉諾尊・伊弉册尊を祀り、白河天皇熊野行幸のとき、今の向井町大字北莊の王子が上に勸請し給ひしものなりと傳へ、後鳥羽天皇の熊野御幸記に見ゆる堺王子は即ち當社にして、後元祿年中に至りて湯屋町に移りしものなりといふ。

禪通寺の址

禪通寺の址は戎之町東四丁にあり。寺は臨濟宗大徳寺末にして大聖禪師の開創なり。禪師は筑前の人、諱は宗然・字は可翁、大應國師南浦の高足にして、後醍醐天皇の近臣西園寺諒空・石堂右馬頭頼房及び梶原氏等を大檀那として、嘉暦年中諸堂成就せり。建仁寺天潤庵末たりしも、回祿に罹りて諸堂焼失するに及び、大徳寺の黄梅院春和尚之を中興せしより大徳寺に屬し、豊臣秀吉に朱印六拾石を寄せられ、徳川氏に至りても舊の如くなりしが、明治四年正月上地し、七百七拾五坪の境内を有し、本堂・庫裏・文庫・佛堂等を存し來りしも、同三十九年十二月二十七日少林寺町東三丁の少林寺に合併せらる。

龍門寺

龍門寺は同町字御杖町にあり、雲煙山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。文祿二年照蓮社光譽春上人の開基なり。境内は壹百七拾四坪を有し、本堂・庫裏を存す。

智禪寺

智禪寺は同町寺町禪通寺筋にあり、天台宗眞盛派西教寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本尊は世に目明の如來と稱し、多田滿仲北の方の歸依佛なり。同北の方は其の愛兒美女丸の誅せられしを歎きて誓となり、此の尊像に祈りて雙眼忽ち開きしより此の名起り、大和の多武峯に納められありしを、當寺に移せしものなりといふ。天文二年三月禪海上人の創立にして、開山は江州坂本西教寺の眞盛國師なり。境内は六百五坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・門を存す。

西福寺

西福寺は同所にあり、般舟山と號し、淨土宗寶樹寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元和元年二月二十九日源蓮社本譽上人の開山なり。其の後退轉し、稱蓮社專譽上人孤舟和尚之を再興せり。依て同和尚を中興の祖とす。境内は貳百拾貳坪を有し、本堂・庫裏を存す。

大心寺

大心寺は同所にあり、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長年間暖譽智春上人の開基なり。境内は五拾六坪を有し、本堂・庫裏を存す。

西向寺

西向寺は同所にあり、松月山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正九年九月照蓮社寂譽上人の開基にして、後破壊に及びしかば、慶長年中遍照寺の中興傳譽牛澤上人之を再建せり。境内は貳百七拾四坪を有し、本堂・庫裏を存す。外に藥師堂あり、堂に安置せる藥師佛は春日の作なり。

良俊寺

りと傳へ、平城天皇の御守本尊なりしを、永徳年中當寺に御寄附ありしものなりといふ。  
良俊寺は同所にあり、秀雲山と號し、淨土宗超善寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長十五年鶴譽慶林の開基にして、俗に赤壁と呼ぶる、壁の赤色を以て塗られたるに依る。境内は壹百貳拾貳坪を有し、本堂・庫裏を有す。

淨信寺

淨信寺は戎之町東六丁字出屋敷にあり、天龍山と號し、淨土宗金戒光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文祿年中源譽上人の開山なり。境内は參拾七坪を有し、本堂のみを存す。

糸割符會所の址

櫛屋町東二丁字藏屋敷町なる今の堺稅務署のある所は、もと糸割符會所のありし所なり。糸割符は慶長七八年の交、南蠻人長崎に來航し多數の生糸を舶載しけるも、當時本邦は戰爭の餘質拵にして、奢侈品の需用多からざりしを以て、之を購はんとするものなく、商船の滯泊二ヶ年に及びければ、南蠻人困却して之を長崎奉行に訴へしに、當時伏見にありし徳川家康之を聽き、堺の豪商高石屋宗岸・奈良屋道沙・伊豫屋良千・具足屋宗據・成尾屋宗實・材木屋宗次・阿知子宗壽・伊丹屋道義・芝辻屋宗意・小山良觀を召し、諭すに生糸の買收を以てせしに、此の十人は進みて之を諾し、同時に京都の町人も加はりて西下し、長崎の地下人と協議して悉く買收し、以て家康に報告せしかば、家康之を喜び、同九年堺及び京都・長崎の商人に糸割符の朱印を與へしもの即ち糸割符の起原なり。爾來生糸は堺・京都・長崎三町人の專賣に歸し、各之を世襲しけるに、寛永八年及び同九年に至り江戸・大坂の町人

も之に加はり、五ヶ町割符の名起れり。後江戸・大坂より割符額増加のことを訴願したる結果、寛永十年兩町の分は増加せられたるも、京都・長崎・江戸の百丸、大坂の五拾丸に對し、堺は百貳拾丸の最多額を占む。明暦元年故ありて糸割符停止せられ、糸割符商の打撃尋常ならざりしかば、五ヶ町の糸割符商は江戸に訴する所ありしに、貞享二年一月十日從前の如く糸割符の再興を許可せらる。然るに獨り堺に於ては、早淵九郎次郎(屋)なるもの町奉行淡路守と結託して、舊糸割符系統以外のものに許可せられ、舊割符人の恐慌一層甚だしきに及ばんとせしかば、伊豫屋良知・高石屋卜玄・高石屋長三郎・阿知子太郎兵衛・奈良屋利左衛門の五人は大に之を憤り、舊來の關係を説きて上訴せるも用ひられざる爲め、同五年正月遂に江戸に下り、兩町奉行・寺社奉行等に出訴し、結局大老に興訴し、元祿二年正月町奉行丹後守の取計に依り小額の割付を與へられ、いづれも不滿の色なりしも、十一月事終に落着せり。當時糸割符人員は總て壹百五人にして、其の内年寄拾人・平糸割符人と稱するもの九拾五人なりしといふ。元祿十一年に至り長崎糸割符會所を長崎會所と改稱し、庶般の事務を擴張して集合體と爲し、商取引も亦入札の方法に依りて、糸割符人は賣買上の間銀の分配を受くるに止まり、同十五年復た從來の百貳拾丸は減せられて百丸となり、且以後は貿易も漸次不振に赴きたりしに、慶應三年八月に至りて糸割符は全く廢止せられしが、元祿十一年賣買上の間銀の分配を受くるに至りし以後に於ける堺在住割符人は、毎年七月八日と十二月八日の二回に、長崎詰糸年寄より送り來れる間

銀を、各自の割符額に應じて分配するに止まりしも、尙割符人中には糸年寄五人・糸割符取締拾人・銀元締六人・糸目利貳人の役名を存し、町奉行所附與力の内にも糸割符掛貳人を置きて、割符人の目附役たらしめしといふ。

眞宗大谷派  
本願寺別院

眞宗大谷派本願寺別院は櫛屋町東四丁寺町の花田口筋にあり、阿彌陀佛を本尊とす。慶長七年西然寺の二世善順當所に一寺を創建して羅漢院と稱し、深く教如上人に歸依して、同上人の大谷派を立つるに及び、之を同上人に獻じて道俗參拜の靈場となせしもの即ち當院なり。本派本願寺の北御坊といへるに對して南御坊の稱あり。境内は壹千四百貳拾七坪を有し、四方に粉壁を繞らし、本堂は其の中央に聳えて巖然群屋の上に出で、碧瓦日光に映じて壯嚴を極め、數十の建物彼此に連りしが、明治二十年五月本堂を焼失し、其の後再建せしに、大正五年十一月二十五日再び火災に罹り、本堂・大廣間・傳廊下・番部屋・輪番所等焼失して、庫裏・書院・奥書院・新書院・座敷・佛供所・廟堂・拜堂・經藏・鐘樓・太鼓樓・茶所・土藏・東西南北の長屋・門番所・表門・玄關門・北門・北小門等を殘せり。之が爲め舊觀を失ひたるも、規模宏壯にして朝暮の參詣者絶ゆることなし。

妙滿寺

妙滿寺は南御坊の東にあり、清王山と號し、顯本法華宗妙滿寺末にして題目寶塔、釋迦多寶佛、上行・無邊行・淨行・安立行四菩薩、文珠・普賢・四天王諸尊、宗祖日蓮、鬼子母善神、十羅刹女を本尊とす。永正九年智覺院日誠上人の開創なり。寛文五年當地住人登覺屋五平本堂及び諸堂を再興し、

誓源寺

其の後書院大破に及びしを以て、住職義俊檀家を獎勵して再建し、大正五年九月九日車之町東四丁にありし末寺の法王寺を合併す。同寺は元和元年境智院日秀上人の開基たりしものなり。境内は四百七坪を有し、本堂・庫裏・書院・土藏・門を存す。外に三光堂あり。

誓源寺は妙滿寺の東にあり、但受山極樂院と號し、淨土宗清淨華院末にして觀音・勢至・彌陀を本尊とす。慶長三年三月木蓮社源譽上人の開基なり。境内は貳百貳拾九坪を有し、本堂・庫裏・玄關・納家・門を存す。

安樂寺

安樂寺は南御坊の北にあり、唯迎山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長二年十二月湛蓮社然譽傳應上人の開山なり。境内は參百九坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。外に觀音堂あり。

光明院

光明院は同町にあり、福寶山不動寺と號し、天台宗延曆寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。往時は南莊にありしも、後年紀不詳當所に移轉せり。緣起に依れば、昔桓武天皇夢中に一老翁に遇ひ、翁の言に依りて經藏を攝・河・泉の堺に造り、之を歌原藏と名づけ給ひしに、宇多天皇の御宇に至り、一如榮闈大僧都經藏の畔に一堂を營みて歌原堂と號し、降て順德天皇の御宇淨土西山上人之を中興し、專修念佛を以て貴賤を勸化し、後醍醐天皇に至り勅して勅願寺と爲さし給ひ、後土御門天皇當寺の心地念空和尚に歸依して戒帥と爲し、永正年中本堂及び八院を再建して御寄附の阿彌陀佛の像を安置し、勅して

光明院と名づけしめ給ひ、後柏原・後奈良の兩天皇も當寺に御受戒あらせられしといふ。豊臣氏に朱印拾八石を寄せられ、徳川氏に至りても舊の如くなりしが、明治四年正月上地せり。境内は貳百八拾貳坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。外に不動堂あり。

高野參詣記

(三條西)

四月廿日和泉堺兩莊光明院に至りて、さま／＼いたはりもてなされ侍り、夢庵に音つれしかば、やかて尋

ね來り、夕つけて又かの寄宿の寺へもまかり侍り、あくる日は光明院より夢庵をも招請して齋を設けらる、廿二日高野に參詣のこと思 立ちて、宗泊といふ者をしるへと頼みてまかり立ち侍り、廿六日暮にせまりて堺に歸りつきぬ、高野參詣の前より二十首題をくばりたりしを、今日夢庵にてとりかさぬへき由ありしかば、かしこにまかりて侍りしに、歌舞におよひて其の興あさからす、

旅宿郭公

いさといひて都のつとに草まくらさそはまほしきほととぎすかな

江上眺望

こさかへり入江の舟の夕なみにさかひしらるゝをのゝうら／＼

寄袖木戀

宮木引こゑにこたふる山ひこもわか打わひてなくはしらすや

五月朔日光鐘といふもの連歌興行すへきよし、類に申し侍りしかば、光明院にて一座ありしに、

濱松の名にやこたへしほととぎす	牡丹花
みしか夜惜しきうら波のこゑ	實隆
すゞしさを光に月は秋立ちて	宗観

遍照寺

遍照寺は光明院の北にあり、光臺山攝取院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。永

興覺寺

祿二年十月想蓮社信譽洞庫上人の開創なり。上人は博學にして才智に富み、天正七年淨土・日蓮二宗の安土に於て討論あるに際し、知恩院法譽上人の使僧となりて其の旨趣を信長に傳達せしは、實に同上人なり。境内は參百六拾四坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。

興覺寺は遍照寺の東にあり、圓光山と號し、日蓮宗妙覺寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛、并に上行・無邊行・淨行・安立行の四菩薩、文珠・普賢・四天王諸尊、宗祖日蓮大士、日朗、日像、鬼子母神、十羅刹女を本尊とす。創立の年月は詳ならず。圓住院日忍の開創なり。明治二十七年五月十二日許可を得て本堂を改造せり。境内は六百貳拾參坪を有し、本堂・庫裏・門・門番所を存す。外に妙見堂あり。

眞光寺

眞光寺は同町東五丁字内農人町にあり、凌西山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天文二十二年道珍の開基なり。境内は貳百參拾四坪を有し、本堂・庫裏・座敷・土藏・長屋・門を存す。

善宗寺

善宗寺は同所にあり、龍華山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。承應二年良傳の開基なり。境内は八拾九坪を有し、本堂・向拜・庫裏・座敷・門を存す。本堂及び座敷は大正四年十月十五日落成の新築なり。

來遊寺

來遊寺は車之町東一丁字西屋敷にあり、正覺山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀如來を本尊と

す。慶長十一年宗喜の自費開創なり。同十四年本山より寺號を與へられ、慶應二年火災に罹りて全焼し、同三年十一月假本堂を設け來りしが、明治四十年六月四日大阪市東區南久太郎町三丁目より當所に移轉再建せり。境内は貳百四拾五坪貳台貳勺を有し、本堂・庫裏・座敷・渡廊下を存す。

櫛笥寺は車之町東四丁寺町にあり、一に本教寺とも稱し、具足山と號し、日蓮宗立本寺末にして題目寶塔・釋迦多寶佛・文珠菩薩・普賢菩薩・四天王諸尊・宗祖日蓮・日審上人・大黒天・鬼子母神を本尊とす。明應元年僧日染の開山に係り、櫛笥殿の創建に依れるを以つて寺名は之に因めり。天正年間豊臣氏に朱印壹石壹斗を寄せられ、徳川氏に至りても舊の如くなりしが、明治四年正月上地せり。境内は七百六拾參坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・門・門番所を存す。本堂・庫裏は明治三十四年十月十五日落成の新築なり。

櫛笥寺

念勝寺は同所にあり、大覺山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長十五年了誓の開基なり。境内は壹百八拾八坪を有し、本堂・庫裏・長屋門を存す。

念勝寺

西然寺は同所にあり、深廣山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元祿年中本願寺教如上人の河州長原別院を當地に移せるに際し、當所を附與せられて坐雲の開創なり。境内は貳百貳拾八坪を有し、本堂・庫裏・客室・土藏・門を存す。

西然寺

本願院は同町字農人町にあり、智勝山と號し、淨土宗金戒光明寺末にして勢至菩薩を本尊とす。天

本願院

正年中眞譽良愚上人の開基なり。後昌徳和尚之を中興し、承應元年に再建せり。境内は壹百五拾貳坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

妙國寺

妙國寺は材木町東三丁にあり、廣善山佛心院と號し、日蓮宗の無本寺にして、永祿五年三月僧正日珖の開基なり。日珖姓は伊達氏、天文元年を以て堺の津に生れ、豪商納屋常言の子なり。幼にして北莊の頂源寺に入り、日沾に就きて得度を受け、十七歳出で、叡山及び南都に遊び、諸家の奥義を極め、二十四歳京都の頂妙寺々職たりしが、尊王の志厚く、皇室を翼賛せし功少からざりしを以て、後奈良天皇深く之を賞して、特に僧正に任じ、法印に叙せられ、爾後歴代の仕職皆僧正を授けらる。又三好豊前守之康も僧正に歸依して道號を實休と稱し、僧正の爲めに此の堺に於て東西參町・南北五町の地を割き、伽藍を建て、安居の場となさんと企て、寺領五百石を喜捨せり。然るに是れより先、實休は攝・河・泉を侵略して河内の若江城にあり、別に別墅を此の堺に置きしが、永祿四年三月五日武運拙く島山紀伊守高政と泉南の久米田に戦ひて敗死し、僧正も亦圍中にありしが、緇衣馬に騎し拂子を軍扇に代へ、殘兵を指揮して堺に歸り、實休の妻孥を阿波に送還し、更に實休の弟義長をして其の職を繼がしむ。依て義長は兄實休の菩提の爲め、堺の別墅を寄附して寺と爲さしめ、伊達常言復た數千金を捨て、堂宇築營の資と爲し、以て巍然たる七堂伽藍の成りしもの即ち當寺にして、創建のこと後奈良天皇の叡聞に達するや、特に勅願所と定められて菊花章を賜はれり。僧正は創建の功を了へしより、

多く此に住して天台三大部を講じ、叡山の明智光秀の爲めに火せらるゝや、山徒の請に依り行きて又三大部を開講し、其の報謝として叡山唯一の重寶たる、傳教大師の八幡宮より直授せる紫袈裟を裁して其の方壹寸を受く、後世日宗の三大部授講者の紫袈裟を着用するは、是れに因由せりといふ。天正七年五月江州安土に於て法難あり、安土問答と稱して人口に膾炙せり。後慶長二年下總國中山法華經寺に移住し、同三年八月二十七日を以て遷化せり。僧正は此の巨利を大成せしのみならず、顯密兩教に精通し、特に法華の蘊奧を究極して化益を四方に布き、當時の慘憺極まれる天下を安んずるを以て責任と爲し、巧に王道を説き、立正安國の旨を明晰にしたるは偉人なりといはざるべからず。天正十年六月徳川家康は穴山梅雪を従へて來り、梅雪は光明院に泊し、家康は常寺に館し、同十三年大友宗麟は秀吉に謁見せんが爲め、此の津に來りて當寺に宿せり。而して寺は織田氏の時塔中に至るまで既に朱印地を有せしが、豊臣氏に至りて朱印百貳拾石を寄せられ、徳川氏に至りても變ることなく、明治維新の後之を上地せり。元和元年大坂城陥落の際、大野道犬兵を率ゐて當寺に入り、火を放ちしかば、壯麗を極めし七堂伽藍も悉く烏有に歸し、境内も亦縮少せられて堂坊の再營に苦み、三好實休の寄附せし寶物空禪の茶杓を白銀參千枚に、北野茄子と稱する茶入を銀四拾五貫目に換へて漸く再建せしもの現在の堂宇にして、本堂のみは寛永四年の再建なりといふ。十五世日圓に至り、靈元天皇の勅を奉じて、中御門天皇の天位に即き給はざる御幼冲の砌より聖壽の長久を祈り、御即位の節は

寶祚圓滿を祈り、皇室の恩眷淺からざりしを以て、特に大僧正に任じ、宸翰の和歌を下賜あらせられ、爾來勅願所の例格を守りて、毎年正月祈禱を怠らず、慶應の末に至るまで繼續せり。

境内は參千壹百五拾壹坪を有し、裡に本堂・庫裏・書院・客室・玄關・廊下・鐘樓・經堂・寶藏・三重大塔・土藏・唐門・出仕門・通用門・表門・西脇門・藥醫門・門番所・墓守所・茶室・廻廊・祖師堂・徳正堂等薨を列ね、惠照院・旃明院の二支坊を存し、有名なる蘇鐵及び英士割腹の碑あり。寺寶頗る多く、傳日蓮聖人の眞筆數軸、日朗・日像・日常・日親・日珣各上人の影像五軸、傳嵯峨天皇の御寫經壹軸、靈元法皇の和歌坊城大納言添翰壹軸、傳伏見天皇御詠壹軸、傳光明皇后御寫經壹軸、冷泉爲家筆壹軸、同爲重筆壹軸、楠正成筆壹軸、傳豊臣秀吉朝鮮渡海之筆壹軸、同筆壹軸、伊達政宗筆壹軸、兆殿司筆釋迦像壹軸、同筆文珠普賢像貳軸、雪舟筆濡鳥之圖壹軸、同筆遠法師之像壹軸、明人呂夢芝筆春山遊人之圖壹軸、明人朝敵復筆山水之圖壹軸、唐人毛益筆虎之圖壹軸、無名古畫十六羅漢之像拾六幅、古南蠻花瓶壹箇、遠州天目茶臺壹箇、白瓦之硯壹面、古銅鈴壹箇、傳加藤清正所持軍配壹面、同上朝鮮劔壹口、笛(銘小)壹管、六地藏石燈籠壹基、明製大鏡鉢壹組、正宗作太刀(傳筒井順慶所持、明和八年筒井六之丞寄附)壹口、來國光作太刀壹口、備前長義作太刀壹口、三池傳太光世作太刀壹口、光堂天目茶椀壹箇、青磁小豆形花瓶壹箇等あり。青磁小豆形花瓶は三好之康の愛甌せし名器にして、其の小豆形と名づくるは、青磁中に自然小豆の形の顯るゝに依れるものにして、大盜石川五右衛門を聯想する千鳥の香爐と同質同作

なりと。破碎の址あるは、之康戦死の後松永久秀密に之を盗みしが、其の死するに及び敵の有となるを悟みて打破せしものなりといふ。又光堂天目は、天正十年六月徳川家康の當寺に館せしとき、織田信長の明智光秀に弑せられしを以て、光秀を討たんとせしが、近侍並に日珖等に諫められ大和路より歸東せんとするに臨み、日珖茶を獻せしに、其の茶椀家康の意に叶ひ、銘の有無を問ひしに、日珖ははいかつき灰被の銘ありと答へしを、家康は之を早勝と速了し、吉兆なりとて大に喜びしかば、之を家康に獻せり(後銘を「コトヨシ寺」と改めて徳川家に傳はれり)。依て其の後に至り、家康は天目に朱を以て寶の一字を記し、紫地古金襴の袋に入れて與へしもの即ち此の光堂天目にして、當寺第一の重寶となれり。其の袋地は異朝傳來の金襴にして、世に之を妙國寺切と呼び、明治二十四年昭憲皇太后の台覽に供せしといふ。

一、蘇鐵は方丈の庭中にあり、二十有餘株に分れて各所に散存し、其の大なるものには妙國・普賢座・文珠乘・龍ヶ珠・草之庵・華之巖・花之都・淨見・指鬘・法尙・雪堂等の名あり。妙國は各株を分派せし其の最大なる元株なり、一根本上にて大枝三十二本・小枝七十八本を生じ、直なるあり、曲なるあり、高さは參間餘、枝葉の廣袤は方貳拾尺に及べり。普賢座之に亞ぎ、大枝十八本・小枝二十六本を生せり。其の他の諸株一として若干の大小枝を生せざるものなく、且葉色鮮に繁茂せるは偉觀なり。其の栽植せられたる時代は詳ならざれども、北條時頼の命に依り諸國を巡りて民の疾苦を按檢せし、其の臣海全法師の著せる見聞集に、「攝の南海に沿ふたる邊に殊草あり、幹太くして黒く、唯一本毎の頂のみ葉あり、形鳥の尾に似たり、其の草靈あり、土人皆之を拜す」と見ゆるは此の蘇鐵を指せるものにして、當時已に其の奇を稱せられたるを知るべし。三好之康が茲に別莊を構へしも、此の蘇鐵を賞するに依れりといふ。三好氏滅びて後、織田信長之に代り、城を安土に構ふるに及び、此の蘇鐵を其の庭園に移植せしに、一夕更闌けて庭前に聲あり、信長起ちて之を窺へば、蘇鐵の聲を發して歸らんと欲するの意を洩せるなり、依て翌日士卒をして之を伐倒せしめんとして斧を下せしに、忽然大地に倒れて悶絶しければ、信長乃ち古靈木なりとなして當寺に返還しけるに、漸次萎微して全く枯れ果て、日珖師之を切棄てんとせしに、幹鐵の如くにして斬るべからず。日珖師因りて呪誦せしに、樹鳴動し哀を發して曰く、我は一異物、樹を以て宮殿と爲す此に年あり。幸に樹を存して毎朝法味の惠に依り、我の苦を抜き給はば、我も亦此にありて永正法を守り、男の劔難を免れしめ、女の産を安からしめんと。依て師は如何にすれば舊に復するかと問ひしに、經を以て神を鎮め、鐵を以て根底に埋むべしと答へぬ。是に於て樹前に堂を設けて宇賀徳正神を祭り、寺前の鍛冶職に命じ鐵屑を入れて其の靈を祭りしに、果して蘇生せり。從來本邦に名を有せざりし奇樹にして、鐵の爲めに蘇りたるを以て蘇鐵と名づけたりといふ。是れより其の名四方に傳はり、賽者絡繹し、樹下に鋪針の山積せるは、妊婦の安産を祈り、驗ありて納めしものなりといふ。徳川家康は元和の役に一宿し、此の蘇鐵を見て左の歌を

り、幹太くして黒く、唯一本毎の頂のみ葉あり、形鳥の尾に似たり、其の草靈あり、土人皆之を拜す」と見ゆるは此の蘇鐵を指せるものにして、當時已に其の奇を稱せられたるを知るべし。三好之康が茲に別莊を構へしも、此の蘇鐵を賞するに依れりといふ。三好氏滅びて後、織田信長之に代り、城を安土に構ふるに及び、此の蘇鐵を其の庭園に移植せしに、一夕更闌けて庭前に聲あり、信長起ちて之を窺へば、蘇鐵の聲を發して歸らんと欲するの意を洩せるなり、依て翌日士卒をして之を伐倒せしめんとして斧を下せしに、忽然大地に倒れて悶絶しければ、信長乃ち古靈木なりとなして當寺に返還しけるに、漸次萎微して全く枯れ果て、日珖師之を切棄てんとせしに、幹鐵の如くにして斬るべからず。日珖師因りて呪誦せしに、樹鳴動し哀を發して曰く、我は一異物、樹を以て宮殿と爲す此に年あり。幸に樹を存して毎朝法味の惠に依り、我の苦を抜き給はば、我も亦此にありて永正法を守り、男の劔難を免れしめ、女の産を安からしめんと。依て師は如何にすれば舊に復するかと問ひしに、經を以て神を鎮め、鐵を以て根底に埋むべしと答へぬ。是に於て樹前に堂を設けて宇賀徳正神を祭り、寺前の鍛冶職に命じ鐵屑を入れて其の靈を祭りしに、果して蘇生せり。從來本邦に名を有せざりし奇樹にして、鐵の爲めに蘇りたるを以て蘇鐵と名づけたりといふ。是れより其の名四方に傳はり、賽者絡繹し、樹下に鋪針の山積せるは、妊婦の安産を祈り、驗ありて納めしものなりといふ。徳川家康は元和の役に一宿し、此の蘇鐵を見て左の歌を

詠じ、爾後蘇鐵の大なるものを妙國と呼べるは此の歌より出でしと。寺名の世に喧傳せるも此の蘇鐵のあるに依れり。

妙なりや國にさかえるそてつ木の聞きしにまさる一もとのかふ

土州藩士  
襲の所

一、寺庭は土州藩士の割腹せし所なり。明治元年正月幕兵伏見鳥羽の戦に敗れしより、舊幕領たる大坂・兵庫及び堺は無政府の觀あり、政府は同藩に堺の警備を命せらる。依て同月十日同藩六番小隊長箕浦猪之吉は兵を率ゐて來り、ついで八番小隊長西村左平次も兵を率ゐて來り、共に糸屋町(今の車之町東二丁)の舊與力同心屋敷を陣所となし、監察杉紀平太・小監察生野靜次等も來りて、櫛屋町大道の元總會所を本陣と定め、軍監府と稱して守備兵を監督しけるに、翌二月佛國及び英米の軍艦大坂の天保山沖に投錨し、同月十五日拂曉佛國の水兵陸路堺に來るの報ありしかば、監察は兵を率ゐて大和橋に至りしに、佛人數名の宇和島藩士と共に來れるに會す。外人の遊歩地外に出づるは條約の禁する所なるを以て、之を大和橋に拒み、政府の許可證あるにあらざれば通行を許さざる旨を通告せしに、佛兵は其の意を諒として引返したるも、一面在艦の佛兵は大坂より堺に入り來るべき同僚を迎へんが爲め、端艇二十艘に乗りて港内に上陸し、市中を横行し、神社佛閣に亂入しければ、市民は恐怖して門戸を閉ぢ、婦女は東西に逃走して混雜を極む。軍監は警備の兩小隊に之を取締を命じ、兩隊長は命を奉じ各一隊を率ゐて赴き、佛兵を諭し、市中を去りて歸艦せ

しめんとせしも、通辯なき爲め言語通せず、剩へ水兵は制止を肯せず、我が隊旗を奪ひ、海岸に走りて端艇に入らんとし、且水兵の中には短銃を亂射して我に敵對するものありければ、兩隊は奮然意を決して之を銃撃し、其の十三人を倒せしかば、物情恟然、翌十六日同藩の警備を免せらる。佛國公使は政府に五ヶ條の要求を提出し、且日を期して決答を促せしも、當時政府は基礎未だ確立せざるの秋なりしを以て、已を得ず要求中の三ヶ條を容れ、兩隊長以下の二十名に割腹を命じ、償金拾五萬元を出し、土州藩主佛艦に赴き謝辭を述べて事は落着せり。而して兩隊は警備を免せられし當日、直に大坂長堀の同藩邸に歸り、同月二十三日下手人二十人を差出すべき公命に接しければ、兩隊長・兩小頭を除きたる以外は、同藩邸内に祀れる稻荷社に詣で、抽籤に依り運命を神慮に委して之を定め、東隣なる御殿と稱する家に會して徹夜通飲して訣別し、翌日自殺すべき藩士二十人は、肥後・安藝兩藩の歩兵三百餘人に護送せられ、大坂より來りて當寺に入れり。外國事務總裁山階宮殿下を初めとし、外國事務補伊達宗城、同東久世通禧、淺野・細川兩藩重役、並に土州藩家老深尾鼎、大監察小南五右衛門臨檢し、佛國公使も亦兵二十餘人を率ゐ來りて檢視せり。自殺の場所は寺庭に設けられ、箕浦以下の諸士は從容自若として順次屠腹し、其のさま花々しかりしかば、佛人は仰ぎ見る能はず、日暮其の十二人目に及びしとき、終に手を振りて之を制し、残れる九人の死を止めて急遽立去れり。市民は皆其の義烈に泣けり、世に之を妙國寺事件



といふ。其の遺骸は故ありて北隣の寶珠院に埋葬し、今に賽者に依りて香花を供せらる。其の之を當寺の境内に葬らざりしを寺は今に恨事と爲せり。明治五年紀念碑を建設せんとせしも、佛人の聞知する所となり、同國公使の故障申出ありて中止せりといふ。而して同二十士の氏名及び其の辭世は左の如し。

除却妖氛答國恩 決然豈可省人言 唯令大義傳千載 一死元來不足論

風に散る露となる身はいとほれと心にかゝる國の行末

皇國の爲に我身を捨て、こそしけるむくらの道ひらきすれ

我も又神の御國の種なれば猶いさきよき今日の思ひ出

皇國の御爲となりて身命を捨つる今端の胸の涼しさ

かけまくも君の御爲と一筋に思ひ迷はぬ敷島のみち

塵泥のよしかゝるとも武士の底の心は汲む人そくむ

人心疊りかちなる世の中に清き心の道ひらきせん

身命は斯くなるものとうち捨て、留めほしきは名のみなりけり

時ありて咲きちる連も櫻花なにかをしまん日本魂

魂を爰にとゝめて日の本の猛き心を四方にしめさん

以下生存者

箕浦猪之吉 (三十五歳)

西村左平次 (三十四歳)

池上彌三吉 (三十八歳)

大石甚吉 (三十八歳)

杉本廣五郎 (三十四歳)

勝賀瀬三六 (三十八歳)

山本啓助 (二十八歳)

森本茂吉 (三十九歳)

北代健助 (三十六歳)

稲田貫之丞 (二十八歳)

柳瀬常七 (二十六歳)

年を経て首と屍は朽つるとも名は萬代の後に残らん

勤王の實意は捨てぬ櫻木の散行く花の猶かんばしき

身の果ては堺の野邊の白露と晒せと残る日本魂

武士の時を得てこそ皇國の爲に命を君に捧げん

堺なる野邊に屍は消ゆるとも名は萬代の後に残らん

皇國の爲と思へば武士の何か惜まん露の命を

いさきよく朽つる命は皇國の恩に報ゆる日本魂

武士の命を君に捧げ、ん消えて蕭はしき日本魂

橋詰愛平 (四十二歳)

横田辰五郎 (四十八歳)

土居八之助 (四十七歳)

武内民五郎 (三十五歳)

川谷銀太郎 (三十六歳)

岡崎榮兵衛 (三十三歳)

武内彌三郎 (三十一歳)

金田金治 (三十一歳)

垣内徳太郎 (三十一歳)

同人は詩歌を賦せず、記念の爲め妙國寺の釣鐘を突碎かんとして仲間の人々に制せられ其の意を果さざりしといふ。

小西如清

宿屋町大道の南寄東側は、小西如清の居りし所なりと傳ふ。如清は彌十郎といひ、累世此の堺津に住して藥種を商ひ、富有にして才覺辯口あり。かねて浮田直家と親密の間柄なりしかば、天正年中秀吉の播州にありて藝州の毛利輝元と對陣しける時、播・藝の中間なる備前の國守たる直家の向背は、其の發程に影響する所少からざるを以て、秀吉は彌十郎を召して之を良媒となし、以て直家と盟を結び。彌十郎は其の功を賞せられて秀吉より領地壹千石を受け、後法體して如清といへり。攝津守行長は其の長子なり、幼より秀吉に近侍し、長じて驍勇兵を好み、善く戦ひて屢功ありしかば、肥後の半

小西行長

國貳拾四萬石を食みて宇土の城主となり、文祿年中征韓の役に従ひて、加藤清正と共に先鋒となり、釜山城を陥れ進んで王城に入り平壤を屠りしが、再征の役再び先鋒となりて各地に奮戦せり。秀吉の薨するに及び、兵を收めて還り、關ヶ原の役に従ひ、戦敗れて捕へられ、石田三成等と共に斬られて其の家滅びぬ。行長の家士に木戸作右衛門なるものあり、復た征韓の役に従ひて武功あり、受領して主殿頭に任せられしが、其の氏族は此の堺にありしといふ。

宿屋町東二丁字大黒町は、西九郎兵衛宗眞の邸宅ありし所なり。宗眞は西るいすと稱し、肥前大村の人なり、國守に仕へて七百石を領せしが、夙に海外貿易の忽諸にすべからざるを察し、機に乗じて呂宋に航し、深く其の國の人情風俗に通じ、且其の言語を能くして通事となり、慶長十二年六月駿府に於て徳川家康に謁し、御朱印を授けられて御召の衣料(羽織)を拜受し、爾後長崎及び堺港より數次出船して呂宋に航せしが、元和二年より此に邸宅を構へ、同六年より移りて永く住しければ、其の頃大黒町を稱して「るいす町」と呼べり、以て其の如何に海外貿易に豪富を極め、勢力を有せしかを察すべし。當時堺には木屋彌三右衛門・皮屋助右衛門・豆葉屋四郎右衛門あり、何れも盛に海外の貿易に従事せり。是れより先、應永年間大内義弘此の地を領して城を築き、市街を開き、海外諸國と交を結び、大に海外貿易を奨励し、外船常に輻輳するに至りしかば、海外貿易の人氣横溢し、天正年中に至り納屋助右衛門の如きは呂宋に向ひて發航せり。文祿元年に設けられし朱印狀の如きも、此の地及び京都・

西るいすの  
邸址

堺に於ける  
海外貿易者

長崎の豪商等より秀吉に請ひて、其の朱印を押したる渡海免狀の下付を得たるに起れるものにして、當時免狀を有せし九艘の内、其の一艘は堺の商人伊豫屋某の所有にて、同船は唐船を模擬し、其の往く處は廣東・東蒲寨・東京・大昆・高砂・呂宋・天河・暹羅の各所なりといふ。海外貿易熱は鬱勃として堺の商人の間に漲れるものあり、慶長六年朱印狀の制を擴張し、豊光寺・圓光寺及び金地院の三僧をして其の臺帳を管理せしめし謂ゆる異國渡海御朱印帳に依れば、前記木屋彌三右衛門・皮屋助右衛門・豆葉屋四郎右衛門は右朱印狀を受けしものにして、木屋彌三右衛門は(御朱印には元和八年九月廿七日附のものあり)暹羅・東蒲寨に、皮屋助右衛門は東京に、豆葉屋四郎右衛門は東蒲寨に出船せしといへば、此の西るいすと前後して盛に貿易を營みしものならん。而してるいすの墓は宿屋町東三丁の本受寺にあり、寺は復たるいすに關する舊記を藏せり、今其の一二を掲記せん。

西宗眞より刺史石河土佐守に差出せし書面

一、私儀元者肥前國大村に居住仕候、大村丹後守殿從親宗源代々筋自有之に付、御領内大浦と申所にて七百石之地爲御合力被下之候、

一、權現様駿河に被爲成御座候砌、呂宋國之様子存知之者に御尋被遊度由御上意依有之、私毎度渡海仕候儀大村丹後守殿被致言上候故、慶長十二年六月駿府被爲召、本多佐渡守殿御取次を以御目見仕呂宋國之様子具に申上候處、已來彌無相違渡海仕候様にと被成下上意、御朱印奉頂敷、其上御召之御羽織拜領仕冥加至極奉存候、

一、右之仕合故毎度呂宋國へ渡海仕、暢朝之刻必御目見被仰付様子委細致言上候、慶長十七年八月八日に重而御朱印奉頂戴候、

則何之澳着岸相違有之間敷由被爲成下、雖有次第奉存候、

一、去慶長十三申年秋爲商事呂宋國へ罷越候時節、日本之御掟被成下、御朱印幸可奉持參之御上意を承罷下候、

一、同年呂宋國之商船加飛丹相州浦賀え着津之刻、珍奇之物差上候、御禮書并從本多佐渡守殿之副狀加飛丹え御渡候、

右從本多佐渡守殿之副狀、於呂宋從大守申請歸朝仕候、是者私呂宋え御使承罷越候爲證據與存候て致所持候、

一、其以後長谷川左兵衛殿方も、呂宋え罷下日本之御法度之趣呂宋屋形え申渡候與之御上意之由、度々御狀にて被仰越候、

一、呂宋者吉利支丹國に付、他宗に而候へ者何事も實義を不申聞候故、其段致言上候得者、御慈悲を以被爲成御救免、假に吉利

支丹宗門之様子に罷成商事仕、兼又内外之儀承届御注進申上候様にと、蒙御意、則御朱印にも夫故「るいす」與被爲遊被成下候、

右之趣を以、於日本從大名衆被下候御狀にも西類子與務遊被下候、

一、右之通候故、於此宗門之儀私事尤雖不及其沙汰候、以後を大事に存恐、内々御斷申上、元和三己年より渡海不仕候に付、こ

るひ人並に罷成根本宗門者法華宗にて御座候故、彌其通無相違候、

一、元和二年より堺に家屋敷相求置、同六年罷上住宅仕候、其時節堺御奉行者喜多見若狹守殿に而御座候故、右之段々能御存知依有之、土井大炊頭殿え内々被仰入、其後台德院様堺之事土井大炊頭殿え被爲遊御尋候、次而私儀堺に罷在候様子委數被申上候得は、左様に有之かと御上意被爲成候旨、若狹守殿堺え御歸候而私に被仰聞雖有仕合奉存候、

右之様子松平下總守殿・松平周防守殿・井上筑後守殿御存知の御事に御座候、以上、

寬永廿一年申極月十五日

西 宗真

右者石河土佐守殿御尋に付此通申上候、

徳川家康より呂宋大守に與へし書面 (寫)

日本國源家康、呂宋國大守足下、近年到其國日本人作惡逆輩者、如呂宋法度可被致成敗候、於日本無隔心任此印札可被申付候、仍狀如件、

慶長十三年戊申孟秋日

本多佐渡守正信より呂宋國大守に呈せる書面 (鳥子 横一尺二寸五分 縦三尺一寸五分)

貴國之商船々使加飛丹、抽精心凌海路着津於相州浦川、即日適來于予弊處、忽逢拜迎、以口陳之趣聞吾大將將軍、貴使賀禮尊劇奏達、特珍奇之方物吾將所見嘉領也、於是整得回翰、渡與船使、且副以卑賸、日域風土庶民貞直、諸商順利、船使攸被見聞、無遺餘可違尊軀、如予亦無向背之義、可令來意吐露、勿怪強修隣交而商船往來者、何幸如焉哉、餘蘊期後音之時、抛下禿録、誠恐々々謹白、

慶長十三年戊申九月中院

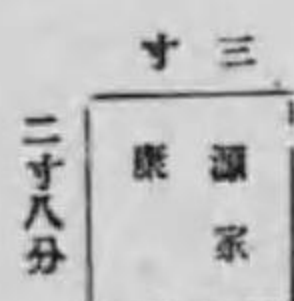
本多佐渡守 印 二寸一分 墨印

欽呈呂宋國大守閣下

御朱印狀

此船來春歸朝之時、雖何之浦着岸不可有相違者也

慶長十二年六月二日



るいす

二寸八分

此船雖爲何之淺着岸不可有相違者也

慶長十七年八月八日

御朱印  
二九分

るいす

蓮花寺

善教寺

本受寺

蓮花寺は同町東三丁の寺町にあり、寶國山と號し、淨土宗金戒光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長元年十月十四日深譽上人の開基なり。境内は壹百貳拾五坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。善教寺は蓮花寺の北にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文明五年二月十五日蓮如上人の法弟正祐の開基なり。境内は參百四坪四合四勺を有し、本堂のみを存す。

本受寺は蓮花・善教兩寺の東にあり、陽光山と號し、日蓮宗八品派本能・本興の兩寺末たりしが、明治四十三年十一月三十日日本門法華宗本興寺末となり題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。寛正二年日陽上人の開基にして、今の堂宇は嘉永元年の再建なり。境内は五百七拾貳坪を有し、本堂・庫裏・客室・學問所・藥醫門及び鎮守堂を存す。寺は西家の菩提所にして、已記の如く、いすの徳川家康より拜領したる羽織及び朱印狀其の他の書類を所藏し、同家累代の墓あり。墓は五輪塔にして東面し、上部に妙法蓮華經逆修と題し、其の下方右側に東漸院宗眞日源居士(るいすの法名)・正保三年丙戌正月十五日と刻せるの外、累代の法名を記せり。而して當寺の過去帳には、同家の七代迄を記載し、其の七代目は

延享三丙寅九月とあれば、其の頃まで同家は堺にありしものならんか。

紫白藤

(寛文元年址)

紫白藤は本受寺の東なる舊金光寺の址にあり。寺は其の開基の何人なるかは詳ならざれども、仁明天皇承知年中の草創なりと傳ふ。本尊は當浦の海中より漁翁の網に入りて上りしといへる藥師如來にして、何れの宗旨に屬せしかは復た明ならざれども、後天台宗の道場となり、貞和の頃寺院炎上して引接寺に屬し、時の住持を往阿彌といへり。文化元年再興の工を竣へ、寺門再び隆盛となり、本尊の靈驗灼々として四方に喧傳し、俗に綱道場の名あり。海中より網に懸りて上りし本尊なるより此の稱起れりといひ、或は往阿彌の頃より中興して繁榮の寺となりしを以て、阿彌道場と呼びしを同音の網に轉用せしものなりともいふ。豊臣氏の時に朱印拾九石を寄せられ、徳川氏に至りても變更なく、明治維新後の上地まで繼續し、參百九拾九坪の境内を有せしが、明治三十五年七月後記寶珠院に合併せられて廢寺となりしも、藤は舊堂前にあり。藤は後小松天皇の當寺に行幸あらせられし時、大に其の麗花を賞して京都に移植し給ひしに、花衰へ葉萎みて遂に枯死しけるが、或る夜天皇御夢に、

思ひきや堺の浦の藤浪の都の松にかゝるへしとは

の一首を得給ひしかば、正しく藤の精靈の爲す所なるべしとて、此の詠を附して藤樹を寺に送り返し給ひしに、枝葉舊に復して繁榮すること昔の如くなりければ、人皆之を奇なりとし、事寂聞に達するや賜ふに御製を以てせられ、御製は今少林寺町の古家某の家に秘せり。然れども藤は其の後枯れて、

現存するものは其の根より新に生せしものなりといふ。細幹數十本に及び、長きは貳丈餘ありて大に培養に努めつゝあれば、多年を出でずして舊時の麗花を見るに至らん。

成就寺

成就寺は前記各寺の北にありて、御幸道に沿へり。大法山と號し、日蓮宗本國寺末にして十界曼陀羅佛を本尊とす。應永十四年十月十三日日驗聖人は其の師日傳上人の命を受け來りて開創し、宗門を攝・泉に弘通し、後天文の頃六條本國寺の日助上人、洛の騷擾を避け來りて住すること七ヶ年に及びしかば、俗に六條寺の名あり。市中に於ける巨利にして、壹千九百八拾七坪の境内を有し、四方に牆壁を繞らして、三ヶ所に門を設け、方拾間の本堂は中央に高く聳へ、拜所・客室・庫裏・玄關・土藏・門番所等相連り、外に方七間の祖師堂及び番神堂を存す。寺寶に傳嵯峨天皇宸筆の紺紙金泥法華經八軸、宗祖聖人筆十界本尊壹幅、日像筆文章壹幅、同筆一遍首題壹幅、土佐大藏卿筆三十番神畫像壹幅、宗祖筆文章壹幅、大覺大僧正妙實筆十界本尊壹幅、僧元政筆詩壹幅、筆者不詳出山釋迦・文珠・普賢畫像壹幅、唐畫十六羅漢像四幅、三位僧正日靜筆十界本尊壹幅、一條忠良筆日蓮大菩薩壹幅、九條關白幸家筆文章壹幅、尊鎮親王筆文章壹幅、甘露寺宮筆和歌集壹卷、豐臣秀吉筆文章壹幅、同秀頼十歳の筆文章壹幅、土佐光起筆人物畫壹幅、狩野永春筆菅公像壹幅、土佐大藏筆宗祖讚大黒天像壹幅、吉田兼敬筆文章壹幅、本阿彌光悅筆雁路の二路額壹面、藤井寒林筆霜劍照人寒の額壹面、古畫還城樂之金屏風片雙、傳傳教大師作大黒天像壹軀、風簫壹管、高臺寺蒔繪千葉菊模様中夏日壹個、銘「光清滿

月」の古鏡壹面、名越彌左衛門作法華堂釜壹個、傳元政所持の如意壹個、僧日琬筆十界本尊畫壹幅等あり。外に傳唐土傳來の毘沙門天像壹軀及び青磁花瓶は鑑査狀附なり。

寶珠院

寶珠院は舊金光寺の東なる字農人町にあり、眞言宗高野派叡福寺末にして虚空藏菩薩を本尊とす。故に普通には寺名をいはずして虚空藏を以て稱せらる、由緒は詳ならず。明治三十五年七月隣地金光寺を合併す。境内は五百八坪五勺貳才を有し、本堂・庫裏・倉庫を存す。庫裏は明治三十四年十二月二十一日焼失して翌三十五年十月の再建、庫裏は同時の改築なり。墓地に土州藩士十一人の墓あり、即ち前記の如く妙國寺に於て割腹の後、其の屍を埋葬せし所なり。

土州藩士十一人の墓

開藏寺

開藏寺は神明町東二丁目御坊町にあり、無量壽山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長十五年淨海坊の開創なり。境内は四百四拾五坪を有し、本堂兼庫裏・座敷・門を存す。

淨行寺

淨行寺は同所開藏寺の南にあり、蒼荷林と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長年中正順の開基なり。境内は壹百八拾七坪を有し、本堂・庫裏・座敷・奥書院・門を存す。

本派本願寺別院

本派本願寺別院は同町字寺町にあり、阿彌陀佛を本尊とす。像は丈參尺壹寸四分にして、准如上人の作なり。延元二年三月道祐の開創せる眞宗寺なりしが、同寺の條下に記せるが如く、同寺十三代養壽院乗珍故ありて寛文三年別宇信證院に退き、其の朱印地參百石(内貳百八拾石は泉州瀧尾村・貳拾石は城州山科村)と寺地を擧げて寄附しければ、本派本願寺の別院となり、明治四年正月に至りて朱印地を上地し、翌五年の春堂宇

を堺縣の廳舎に貸與し、同六年二月土地建物を擧げて之を廳舎用に獻じ、當院は宿院町東一丁有樂町に移轉しけるに、同十四年同縣廢せられければ、先の緣故を以て建物は無代・土地は金四百圓を以て拂下を受け、同十六年二月二十四日を以て移轉復歸せり。大谷派本願寺別院の南御坊といへるに對し當院は北御坊と呼ぶ。境内は貳千貳百八拾坪を有し、四方に牆壁を繞らし、表門あり、小門あり、裡に方拾五間の本堂高く聳え、拜堂・庫裏・玄關・小玄關・座敷・書院・大廣間・集會所・北茶所・南茶所・門番所・佛飯所・廟堂・經堂・太鼓樓・鐘樓等の建物壹を聯ねて莊嚴美麗を極め、賽者群集して香煙常に揚れり。

超元寺

超元寺は字寺町なる北御坊の南にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長年中了春の開基なり。境内は四拾七坪を有し、本堂のみを存す。

高林寺

高林寺は超元寺の南にありて、御幸道に沿へり。宜春山大仙院と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。建久年間僧元覺なるもの南都福智院町に創立し、千手寺と名づけ法相宗たりしが、永祿九年眞宗に轉じ、今の堺市熊野町東一丁に移り、寺名を光接寺と改め、後大坂の役に兵燹に罹りて當所に轉じ、更に今の寺名に改む。境内は壹百五拾貳坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

眞宗寺

眞宗寺は高林寺の東北御坊の南にあり、信證院堅木御堂と稱し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。延元二年三月道祐の開創なり。道祐は足利左馬頭義氏の四男祐氏なり。祐氏は幼にして父

を喪ひ、母と共に當地に來住せしが、後雜髮して道祐と法名し、初め天台宗を學びしも、後覺如上人に謁して淨土眞宗に轉じ、北の莊の山口なる堅木屋町に一字を創建しけるに、覺如上人下向して眞宗寺と名づけ、且惠心僧都作の本尊及び自畫の灰具左上御影・自筆の三帖和讃を授與せらる、其の本尊は即ち現在の本尊なり。足利尊氏の將軍に任せらるゝに及び、同姓たるの舊縁に依りて寺地の租を免じ、封田參百石を寄せられしが、二世道教・三世道圓・四世道乘を経て五世道顯に至り、文明二年本堂を再建し、蓮如上人を請じて慶讚導師となし、同八年更に境内に別宇を營み、信證院と號して同上人の住居に供し、上人は同院に僑居して十字名號・教行信證文類及び持名抄等を道顯に授け、其の十ニ女妙悟禪尼(泉殿と號す)を道顯の嫡男淨尊に娶はしめらる。淨尊嗣で六世となり、七世尊祐・八世顯祐・九世顯勝を経て、十世顯珍は石山本願寺の教如上人に從ひ、天正八年同上人の特命を受けて越後に使し、艱苦を犯して使命を果せしかば、同上人着用の法衣並に中啓(探幽)壹握を賞與せられ、當時の教書は今に残存せり。十一世勝珍・十二世祐珍を経て、十三世乘珍は養壽院と號せしが、故ありて寛文三年五月十二日寺地及び參百石の朱印地を西本願寺に寄附して、別宇たる當信證院に退き、轉じて大谷派に屬し、十四世圓珍・十五世乘珍・十六世圓珍を経て、十世晴珍に男子なかりしかば、八尾別院大信寺住職晴舍の弟超藝大僧正養子となり、其の後を嗣ぎて十八世となる。超藝は琢如上人の孫に當れるを以て、延享二年四月十七日朝廷より勅許院家に補せられ、堅木御堂を以て稱せらる。堅木御堂

といへるは、創立當時堅木屋町にありしを以て此の名を爲したるものなるべきも、同町は已に其の名を没して今の何れの所に當れるかは詳ならず。又其の堅木屋町より此に移りし年月も明ならず、思ふに元和元年の兵燹後に於ける町割のありし時ならんか。超藝大僧正は、後大信寺に任職を缺きければ去りて同寺に入り、當寺は其の子超尊嗣ぎて十九世となり、爾後子孫連綿として今に至る。境内は貳百五拾八坪を有し、本堂・庫裏・客間・四脚門を存す。蓮如上人通行の黒門は北御坊との境にあり。又墓地に茶人紹易の墓あり。什寶中の重なるものを擧ぐれば、覺如上人筆灰具左上御影・同三帖和讃・蓮如上人鹿子御影・同上人自作八十二歳の木像・同上人筆六字名號・土佐將監光國畫蓮如上人裏書の御繪傳四幅・作者不詳蓮如上人愛翫の布袋木像・實如上人筆帖外消息執持鈔・教如上人着用の法衣並中啓・契丹國將來の唐畫貳幅・傳聖德太子作阿彌陀佛像・光教寺顯誓編の反古裏等なり。灰具左上御影は宗祖親鸞聖人の御灰を繪具に交へて、覺如上人の染筆せしものに係り、鹿子御影は蓮如上人六歳のとき、應永二十七年三月二十八日母君の畫工を召して其の姿を寫さしめられたる貳枚の一にして、他の一は當時同上人を膝下に招き、其の將來に就て訓戒ありし後、懷中していづくともなく持ち去られしといふ。

越後軍勢催促の御書

懸染筆候、今度信長と一和之儀已に相調、門主至難實御退去候、然者予以覺悟此度當寺相拘候旨趣者、蓮如上人已來數代之本寺

聖人の御座跡を法敵に可相渡事歎入如此相踏候、彌味方中無別儀候間可心安候、就 其當寺拘獲も諸師相くたひれ兵糧玉藥已下艱難此節候間、各門徒中今の折ふし抽粉骨當寺相つゝ候やうに心をそへられ候は、予思立候處の満足又者聖人へ報謝併佛法再興たるへく候、さては其國の佛法の次第如何候哉、當流の一儀は何のやうもなく難行難修九捨一心に彌陀如來をたのみ、其上の佛恩報謝の稱名念佛無由斷心にかげられ候はん事肝要なり、爰許の據所くはしく眞宗寺に申含め候條、佛法世間共にみなく馳走候は、可爲本懷候、猶下間按察法橋可申候、 穴賢、

六月七日

如 花押

越後諸坊同衆

同門徒中

善長寺

善長寺は眞宗寺の東にあり、勝軍山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。天文十八年六月三好因幡守政勝之を創立して其の菩提所と爲し、京都粟生光明寺顯空上人を請じて開山とし、寛永八年十二月十日其の病死するや此に葬られ、碑には善長寺殿前因州賢通爲三大居士と刻せらる。境内は貳百參拾參坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。外に觀音堂あり。觀音堂のあるを以て寺は俗に松の觀音と稱せらる。

超願寺

超願寺は善長寺の東にあり、弘光山と號し、阿彌陀佛を本尊とす。淨土宗西山派光明・禪林兩寺の未たりしが、明治二十九年一月十三日單に光明寺末となる。永正九年衆德十萬上人の開基なり。境内は壹百五拾貳坪を有し、本堂・庫裏・納家及び觀音堂を存す。本堂・庫裏は大正元年八月十八日落成

吉川俊右衛門の墓

の改築なり。其の境内西南隅に吉川俊右衛門の墓あり、もと錦之町西二町なる梅翁寺にありしを先年當寺に移せるものにて、表面に泉溟院奏譽信現居士と刻せり。

傳法寺

法傳寺は超願寺の東にあり、光照山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長十三年聖蓮社讚譽天龍上人の開基なり。境内は壹百六拾壹坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。俗に赤壁寺の名あり、壁の赤色を以て塗られたるに依る。もと東隣に專稱寺ありしが、明治三十八年大阪市西區川岸町に移りて今はなし。

專稱寺の址

經王寺

經王寺は九間町東二丁字經王寺前町にあり、本覺山と號し、日蓮宗妙覺寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛、上行・無邊行・淨行・安立行四菩薩を尊とす。永享元年妙覺寺九世大聖院日延上人の開創なり。元和元年回祿の災に罹りて堂宇焼失し、慶安二年に至りて藝州の大守淺野氏に再建せらる。豊臣氏に朱印貳拾六石を寄せられ、徳川氏に至りても舊の如くなりしが、明治四年正月上地せり。境内は壹千八百五拾八坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・門番所・門を存す。外に七面堂・番神堂あり。

輪院

十輪院は經王寺の南字寺町にあり、伽羅陀山と號し、一に前之坊とも呼び、眞言宗御室派仁和寺末にして地藏菩薩を本尊とす。天文九年五月二十一日權律師賢盛の開立にして、本尊は海船の濱より賢盛の感得せしものなりといふ。境内は壹百八拾四坪を有し、本堂・庫裏・納家を存す。

覺應寺

覺應寺は十輪院の東にあり、正中山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。正中元年

十月覺應の開創にして、山號は開創當時の年號・寺名は開創者の名に因り。境内は壹百六拾壹坪を有し、本堂・庫裏・座敷・玄關・納家・長屋・土藏を存す。本堂は文明二年の再建にして、市中古建築物の一なり。寺寶に傳聖徳太子作後醍醐天皇御寄附の本尊阿彌陀佛立像壹軀・傳弘法大師作阿彌陀佛立像壹軀・傳春日佛師作藥師如來座像壹軀・覺如上人筆阿彌陀佛畫像壹幅・顯如上人筆同上壹幅・實正僧正筆親鸞上人畫像壹幅・覺應筆畫壹幅・傳藤原佐理筆「三島明神」壹幅・尊鎮法親王筆消息壹幅・良純親王筆消息壹幅・顯如上人筆石山退出消息壹幅・道晃親王筆短冊壹幅・中院通村和歌壹幅・狩野三樂筆東坡鳥余之圖壹幅・土佐光起筆源氏葵卷畫壹幅・支那瑩玉礪筆花鳥畫壹幅・後柏原天皇宸翰色紙拾八枚・後柏原天皇御寄附狩野永仙筆爪紅末廣壹握・顯如上人石山合戰討死者法會の節着用の七條袈裟・白峰御陵にて得たる磬壹個・徳川家治藏石谷備中守寄附の手遊人形壹個・銘國俊の短刀壹口等あり。

萬福寺

萬福寺は覺應寺の東にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。明應七年正了の開創なり。境内は貳百參拾六坪を有し、本堂のみを存す。

淨福寺

淨福寺は萬福寺の東にあり、善久院と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正十一年七月十二日圓勝の開基なり。境内は壹百六拾貳坪を有し、本堂・庫裏を存す。

證誠寺

證誠寺は柳之町東二丁字寺町にあり、護念山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。



寛文元年岩範貞祐の開創なり。境内は壹百拾坪餘を有し、本堂・後堂・庫裏・門を存す。外に薬師堂あり。

大善寺

大善寺は證誠寺の南にあり、印傳山と號し、淨土宗清淨華院末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長十九年天蓮社龍譽上人の開創なり。境内は五拾九坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

月藏寺

月藏寺は大善寺の南にあり、青陽山と號し、日蓮宗妙國寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛、上行無邊行・淨行・安立行の四菩薩、文珠、普賢、四大天王及び宗祖日蓮を本尊とす。天文十二年本光院日了上人の開創なり。櫻之町北横町字燈籠の辻にありて本好坊と呼び來りしが、永祿元年の交當所に移轉して今の寺名に改め、安永四年之を再建し、明治四十二年十月二十四日庫裏を改築せり。境内は九百九坪を有し、本堂・庫裏・廊下・鐘樓・納家・門・門番所を存す。外に妙見堂あり。

宗泉寺

宗泉寺は月藏寺の南にあり、天曉山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正十年訓蓮社願譽上人の開山なり。境内は貳百參拾五坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。本堂・庫裏は明治三十七年十月十日落成の改築なり。外に觀音堂あり。

淨念寺

淨念寺は宗泉寺の東にあり、慈門山と號し、淨土宗大阿彌陀經寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文明四年の開立なり。境内は貳百拾參坪を有し、本堂・庫裏・長屋・門を存す。外に主夜神堂ありて薬師如來を安置せり、故に寺は主夜神寺と呼ぶ。

林昌寺

林昌寺は證誠寺の東に隣りて字内農人町にあり、天櫻山と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正十八年七月七日昌翁道林の開基なり。境内は壹百六拾九坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。外に觀音堂あり。

北十萬

北十萬は錦之町東二丁字寺町にあり、法護山悲田院と號し、淨土宗西山派禪林寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本尊佛像は惠心僧都の作なりと傳ふ。後土御門天皇の延徳二年恩計上人の開基なり。上人諱は衆徳・俗姓は源氏、江州佐々木家の臣某氏の子なり、長じて出家し、天文年中當院を創め、後自ら阿彌陀經十萬卷を書寫せしより、同上人を十萬上人と呼び、寺を十萬と稱せしが、後土御門天皇は悲田院の勅額を賜ひ、後水尾天皇は北十萬の勅額を下賜あらせらる。悲田院の古史に見ゆるものを擧ぐれば、聖徳太子の四天王寺に設けられたるあり、聖武天皇は南都に建て給ひ、桓武天皇は平安城に置き給ひ、延喜式左右京式に「凡京中路邊病者孤子、仰九箇條例、其所見所遇隨便必令取送施藥院及東西悲田院」と見え、當寺悲田院の號に就ては、往時此の地に悲田院のありしに依れるならんとの説あれども、全堺詳志には恩計上人の乞食を憐まるゝに依ての名なるべしと記せり。もと柳之町の濱にありて、方貳町餘の境内を有し、坊舍四宇ありて莊嚴を極めしも、天正の兵亂に燒亡し、後當所に移りて再興せらる。豊臣氏に朱印五拾石を寄せられ、徳川氏に至りても變ることなかりしが、明治四年正月上地せり。境内は七百拾八坪四合を有し、本堂・庫裏・玄關・廊下・客殿・茶室・浴室・土藏・

納屋・鐘樓等を存す。外に辨財天堂あり、堂は鎮守にして、像は弘法大師の作なりと傳ふ。寺寶に傳聖德太子作地藏菩薩立像壹軀・十萬上人筆熊野權現割符短冊・法然上人筆名體不離の名號・傳智證大師筆不動尊影壹幅・土佐光信筆十三佛畫圖壹幅・一休和尚筆七言四句偈壹幅・曾我蛇足筆達摩畫讀壹幅・古法眼元信筆空也上人畫像壹幅・山田道安筆維摩居士畫像壹幅・唐橋大納言光成筆山吹和歌壹幅・四天王寺恩順師筆陀羅尼梵丘壹幅・筆者不詳の圓光大師畫像・西山國師畫像十六羅漢畫像・厭苦五惡畫圖・筆者不詳三尊來迎佛繪畫壹幅・作者不詳阿彌陀如來像壹軀等ありて、其の三尊來迎佛繪畫壹幅と阿彌陀如來像壹軀は、共に鑑査狀附なり。

淨光寺

淨光寺は北十萬の南にあり、北星山と號し、淨土宗金戒光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。弘治元年二月大譽の開創なり。境内は壹百參拾八坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。外に藥師堂あり。

淨因寺

淨因寺は淨光寺の南にあり、錦光山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正六年尊正の開創なり。もと櫻之町の西方なる七堂濱にありしが、元祿九年十一月當所に移轉せり。境内は壹百七坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

淨得寺

淨得寺は同町にあり、大覺山と號し、俗に海船御堂の稱あり。眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。僧正行基の創建なり。往時の寺地は詳ならず。眞言・天台兼學にして、中古以來は錦之町・綾之町・櫻之町・北旅籠町・北半町の西部にありて、七堂伽藍を具へたる巨刹にして、文珠院・寶積

院・玉鳳院・普賢院・寶藏院・玉龍院等の支坊を有し、寺門隆盛を極めしが、後醍醐天皇の御宇兵燹に罹りしより衰微し、規模も縮少して僅に法燈を維持せしも、寺地は今に七堂と呼び、南大門のありし道路を伽藍町と呼ぶ。然るに其後法性院權大僧都法印了圓の住職たりし時、本願寺第七世存如上人に歸依し、永享三年二月十五日改宗せしかば、同法印了圓を中興の開創とす。第五世智性院祐專は弘治三年正月四日の夜靈夢に感じて、今池の泥中より阿彌陀佛の像を得て本尊と爲し、慶長三年當所に移轉せり。市中に於ける古刹の一にして、境内は壹百四拾四坪を有し、本堂・庫裏・土藏・鐘樓・門を存す。寺寶に土佐光信筆布袋畫壹幅・大納言重瀨筆和歌壹幅・圓光大師筆三日月御影壹幅・兆殿司筆十六羅漢像壹幅・覺如上人筆拾遺古德傳九冊・後西院天皇宸翰・見眞大師筆十字名號壹幅・慧燈大師筆湊六字名號壹幅・傳惠心僧都筆來迎佛畫像壹幅・傳吉備眞備筆紺紙金泥經壹葉・傳光明皇后筆同上壹葉・傳小野篁筆同上壹葉・傳惠心僧都作淺井長政陣中守佛壹軀・傳行基菩薩作迦羅佛壹軀あり。外に作者不詳の阿彌陀如來像壹軀と筆者不詳の三尊來迎佛繪畫壹幅は、共に鑑査狀附なり。

福成寺

福成寺は淨得寺の東にあり、正覺山と號し、一に釋迦堂又は菩提樹院と稱し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。天文年中山城國嵯峨清涼寺の中興堯順上人の開創なり。境内は貳百五拾九坪を有し、本堂・庫裏・玄關・土藏・納屋・浴室・門を存す。門を除くの外は大正六年六月二十日落成の新築なり。什寶中傳唐畫涅槃並に八相圖繪壹幅・傳慈覺大師請來釋迦立像壹軀は、何れも鑑査狀附

大福院

大福院は綾之町東一丁字馬屋町にあり、神降山と號し、北之坊を以て通稱せられ、眞言宗醍醐派三

寶院末にして不動明王を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は壹百四拾五坪參合七勺を有し、本堂・庫裏・表門を存す。

榮松寺

榮松寺は綾之町東二丁字馬屋町にあり、日照山と號し、淨土宗清淨華院末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長元年天蓮社龍譽上人の開山なり。境内は七拾七坪を有し、本堂・庫裏を存す。東隣の地は其の南北に亘りて、舊與力屋敷の址なり。

鐵砲鍛冶

櫻之町は鐵砲鍛冶の居りし所なり。堺に於ける小銃製造の由來を釋ぬるに、後奈良天皇の天文十二年八月葡萄牙船種子島に來り、種子島兵部丞時堯之を島の赤尾木湊に導きしに、小銃を有し居りしかば、時堯其の貳挺を求めて、使用法・火藥製造及び製銃の術を傳受せるに、紀州の津田監物算長なるもの遠く種子島に至りて此の技を練習し、堺の住人橋屋又三郎なるもの貿易の爲め同島に滯留して、復た此の術を傳習し、又三郎は堺に歸りて多く之を製造しければ、人其の名をいはずして鐵砲又と呼び、是れより鐵砲は堺の名産となりて、櫻之町及び同西一丁邊は工人の多く住する所となる。又大砲も同天皇の御宇葡萄牙人より大友宗麟の得たるもの、是れ其の初めなりと記せるは普通なれ共、堺鑑には、其の頃外國より銅の鑄砲玉目一貫許の大砲舶來しければ、徳川家康之を模造せんとて諸國の鍛

工を召し、鐵張の大砲を調進すべしとの上意なりしも、一人として之がお請をするものなかりしに、堺の芝辻理右衛門入道道逸畏りて領承し、本口壹尺參寸・末口壹尺壹寸・長さ壹丈・玉目壹貫五百目の大砲を不日に張上げて之を奉る、是れ蓋し鐵張の嚆矢なるべし、其の大砲は紀州家に傳はれりと記せり。芝辻家は代々鍛工を業とし、櫻之町に住し、先代芝辻清右衛門妙西より製造の妙を得たりしが、道逸は其の子にして愈其の精微を究め、子孫門葉相續し、榎並勘左衛門の家と共に公用を勤め、外に井上關右衛門なども名ある製銃家にして、寛延年間には櫻之町近傍に拾九軒の製造人ありしも、西洋式銃の傳はりてより漸次轉業して、今は其の業をなすものなし。

喜多七太夫の址

同町は復た喜多七太夫長能の住せし所なり。七太夫は市之町中濱に生れ、幼名を八之丞といひ、順

慶と呼べり、醫師の子なり。七歳にして當津の能師勘太夫に學び、舞曲の妙を得しかば、七太夫の名

世に高く聞えて、其の流天下に弘まれり。豊臣秀頼に召仕はれ、遂に大坂陣に戦死せしも、其の二男

は醫師の家を繼ぎて陽春と號し、子孫其の藝道に達し、公方の御用方を勤めしといふ。七太夫と同時

代に今の櫛屋町東二丁・同三丁なる字上源町に宮尾道三あり、今春及蓮の家人なりしが、來りて此に

住し、今春家傳の謠の中より一流を謠ひ出せるに依りて宮尾流と呼び、世に用ひられしのみならず、

利休に隨ひて茶道を嗜み、其の女は即ち利休の内室にして、短檠の柱の持所の手懸に燈心を持たする

作意は同内室の好みなりと。尙之と前後して高三隆達あり、北材木町は其の古址にして、初め顯本寺

宮尾道三の址

高三隆達の址

内に住せしも、故ありて還俗し、高三氏の家にて藥種を商ひしが、年を経て小歌節の一流を謠ひ出し、て廣く賞翫せられ、世に隆達節と呼ぶる。

六間町遊廓の址

地獄太夫と一休禪師

北旅籠町東一丁・同二丁の間なる字北高須町は、六間町遊廓のありし所なり。其の何れの時代に起りしかは詳ならざれども、享保の頃には拾軒の傾城屋と四軒の揚屋あり、端傾城のみにて五拾參人・禿四拾壹人ありしも、漸次衰微して明治五年二月二十七日廢せられ、其の影を留めざるに至れり。遊里は地獄太夫と一休禪師との連歌に依りて其の名の世に高きは、江口の里の遊女妙と西行法師との詠歌を往返せしより其の名の世に聞えしと、其の趣の相似たるものあり。地獄太夫は梅津嘉門景春の女にして幼名を乙星と呼びしが、京都如意山の雪中に山賊の護る所となり、賣られて遊女となりしといふ。此の地の珠名長者といへる者の抱妓たりしに、生來の容姿は艶麗玉を欺き、舉止閑雅にして國色の譽高かりしかば、遠近こゝに群り來りて全盛の遊女となれり。然るに此の遊女つらく思へらく、浮き川竹の流れの身となりしは、前世の戒行拙きに依れり、未來も地獄にや墜つらん、昔も佛となん呼べる白拍子もありつれ、せめて懺悔の爲め名を地獄と附け、呵責の罪を今の世にのがれ、後世は安養淨土に生れて美しき佛ともなりなんと一念こゝに決し、其の着る所の稱襦には、六郎兵衛入道蓮行の畫ける地獄變相の繪を繡し、心に佛名を唱へて彌陀の契りを願ひながら、口には風流の歌を諷ひけり。當時一休禪師はいづれにてか地獄太夫の名を耳にし、心にくしと思はれけん、一日醉に乗じ

て之を樓に訪ひぬ、法衣襪履の如し。然るに地獄太夫は一見して其の凡僧ならざるを知り、しかも其の行を試みんが爲め、美姬を招き酒肴を設けて之を饗しけるに、禪師は醉ふて踊り且舞ひ、遂に仆れて吐せり。地獄太夫自ら看護の勞を執り、欸待願る至れり。かくて禪師は地獄太夫を見て、

きゝしより見ておそろしき地獄かな

とありしかば、太夫は直に

往き來る人もおちさらめやは

と附しぬ(此の地獄太夫の句を、心の鬼に手引せられてに作れる。一休禪師之を聞きて、此の遊女は三乗四諦の道にあり又ゆきくるをしにくる」と俗解するものあり)。一休禪師之を聞きて、此の遊女は三乗四諦の道に通せりとて大に教ゆる所あり。地獄太夫も是れより禪に參じて悟道を得たりしが、後病あり、一日珠名長者にいへらく、死は歸なり生くる者は必ず滅す、妾の病は癒ゆべからず、願はくは一休禪師に會して入滅の度を得んと。偶一休禪師も地獄太夫の死期を知りて來られければ、太夫は喜びて之を謝し、沐浴して衣を改め、端座琴を撫し、悟道の曲を弾じ了りて歿せり。其の辭世に、

我れ死なば焼くな埋むな野に捨て、飢えたる犬の腹をこやせよ

とありければ(此の歌は一休禪師の作なりと傳ふるものあり)、一休禪師は命じて其の如くし、四十九日の後に珠名長者及び野晒悟助(元は佐々木氏の臣にして幼名を彦丸と呼び、地獄太夫の兄なり、一休禪師に隨ひて是雲と號し、後還俗して野晒悟助と改め、俠客を以て其の名世に聞えたり)と共に骨を收め、八木郷の久米田寺に火葬せり。同寺境外竹林中に其の墓ありしといふ。尙地獄太夫の終焉に奏したる悟道の曲なりと傳ふ





元禄年間 文久三年改正 明治五年二月 同年 同年四月 同年 同七年 同九年 同十三年 同十五年 同十六年 同十七年  
地圖の町名 地圖の町名 公文町名 同月 改正町名 同月 一月廿二日 十月廿四日 三月廿三日 三月五日 三月一日 七月一日

大工町	車東大工町	車寺町	東三丁	第八區	第三區	第三聯合	戶長役場
垣外町	袋町	車町	東四丁	第八區	第三區	第三聯合	戶長役場
裏農人町	車町内農人町	車農人町	東四丁	第八區	第三區	第三聯合	戶長役場
北庄村	車町農人町	車農人町	東四丁	第八區	第三區	第三聯合	戶長役場
中魚屋町	中魚屋町	中魚屋町	東四丁	第八區	第三區	第三聯合	戶長役場
材木町	材木町	材木町	東四丁	第八區	第三區	第三聯合	戶長役場
東六間筋	東六間筋	東六間筋	東四丁	第八區	第三區	第三聯合	戶長役場
北中の町	北中の町	北中の町	東四丁	第八區	第三區	第三聯合	戶長役場
市戎十間筋	市戎十間筋	市戎十間筋	東四丁	第八區	第三區	第三聯合	戶長役場
市戎町	市戎町	市戎町	東四丁	第八區	第三區	第三聯合	戶長役場
弓場町	弓場町	弓場町	東四丁	第八區	第三區	第三聯合	戶長役場
妙國寺町	妙國寺前町	妙國寺前町	東四丁	第八區	第三區	第三聯合	戶長役場
裏農人町	材木町内農人町	材木町内農人町	東四丁	第八區	第三區	第三聯合	戶長役場

北庄村	材木町農人町	北材木町農人町	東四丁	第八區	第三區	第三聯合	戶長役場
宿屋町	宿屋町	宿屋町	東四丁	第八區	第三區	第三聯合	戶長役場
東六間筋	東六間筋	東六間筋	東四丁	第八區	第三區	第三聯合	戶長役場
兩替町	兩替町	兩替町	東四丁	第八區	第三區	第三聯合	戶長役場
大黒十間筋	大黒十間筋	大黒十間筋	東四丁	第八區	第三區	第三聯合	戶長役場
大黒町	大黒町	大黒町	東四丁	第八區	第三區	第三聯合	戶長役場
葺屋町	葺屋町	葺屋町	東四丁	第八區	第三區	第三聯合	戶長役場
裏農人町	宿屋町内農人町	宿屋町内農人町	東四丁	第八區	第三區	第三聯合	戶長役場
北庄村	宿屋町農人町	宿屋農人町	東四丁	第八區	第三區	第三聯合	戶長役場
神明町	神明町	神明町	東四丁	第八區	第三區	第三聯合	戶長役場
雪踏屋町	東六間筋	神明町	東四丁	第八區	第三區	第三聯合	戶長役場
神明山の口	神明山の口	神明山の口	東四丁	第八區	第三區	第三聯合	戶長役場
北御坊前町	十間筋	神明寺町	東四丁	第八區	第三區	第三聯合	戶長役場

第三篇 國郡市町村志

第三章 和泉國

第一節 堺市





元禄年間	文久三年改正	明治五年二月	同年	同年四月	同年	同七年	同九年	同十一年	同十二年	同十六年	同十七年
地圖の町名	地圖の町名	公文町名	同月	改正町名	同月	同月廿二日	十月廿二日	同月廿五日	同月廿五日	三月一日	七月一日

馬屋町	北木挽町	北木挽町	第八區	東二丁	第八區	第一大區	第一小區	第一聯合	第一戶長役場
櫻町	櫻之町	櫻之町	第七區	櫻之町	第七區	第一大區	第一小區	第一聯合	第一戶長役場
東壺屋町	東六間筋	東六間筋	第八區	東一丁	第八區	第一大區	第一小區	第一聯合	第一戶長役場
樽屋町	山口二丁目	山口二丁目	第八區	東一丁	第八區	第一大區	第一小區	第一聯合	第一戶長役場
馬屋町	北馬屋町	北馬屋町	第八區	東二丁	第八區	第一大區	第一小區	第一聯合	第一戶長役場
旅籠町	北旅籠町	北旅籠町	第七區	北旅籠町	第七區	第一大區	第一小區	第一聯合	第一戶長役場
東六間町	東六間筋	東六間筋	第八區	東一丁	第八區	第一大區	第一小區	第一聯合	第一戶長役場
六間町	北高須町	六間町	第八區	東二丁	第八區	第一大區	第一小區	第一聯合	第一戶長役場
新屋敷町	新屋敷町	新屋敷町	第八區	東二丁	第八區	第一大區	第一小區	第一聯合	第一戶長役場

備考 上欄括弧内の町名は寶永元年の地圖に記せるものなり。又明治七年一月二十二日の欄内に記せる番組は、同年四月十三日の番組を便宜上併記せしものとす。以下の表も之に倣ふ。

半町	北半町	北半町	第七區	北半町	第七區	第一大區	第一小區	第一聯合	第一戶長役場
稻荷町	稻荷町	稻荷町	第八區	北半町	第八區	第一大區	第一小區	第一聯合	第一戶長役場

### 北莊西部

- 熊野町西一丁・同西二丁・同西三丁、戎之町西一丁・同西二丁、櫛屋町西一丁・同西二丁
- 丁、車之町西一丁・同西二丁、材木町西一丁・同西二丁、宿屋町西一丁・同西二丁、神
- 明町西一丁・同西二丁、九間町西一丁・同西二丁、柳之町西一丁・同西二丁・同西三丁、
- 錦之町西一丁・同西二丁・同西三丁、綾之町西一丁・同西二丁・同西三丁、櫻之町西一
- 丁・同西二丁・同西三丁、北旅籠町西一丁・同西二丁・同西三丁、北半町西一丁

此の三十三ヶ町は西六間筋以西にして、表町筋に中濱筋・濱筋あり。濱筋は大濱筋又はくわんたい筋とも呼び、別に廣い町筋ともいふ、即ち南莊に於ける五貫屋筋にして、西六間筋は裏町筋なり。西

六間筋の西側は中濱筋附なるも、其の東側は大道筋附なり。公稱の町名はもと中濱筋に湯屋町中濱・戎之町中濱・櫛屋町中濱・車之町中濱・材木町中濱・宿屋町中濱・神明町中濱・九間町中濱・柳之町中濱・錦之町中濱・綾之町中濱・中濱二丁目・中濱一丁目・中臺屋町の十四ヶ町、濱筋に湯屋町濱・戎町濱・櫛屋町濱・車之町濱・材木町濱・宿屋町濱・神明町濱・九間町濱・柳之町上濱・柳之町下濱・錦之町濱・綾濱屋敷町・善教町・海船町・蛤町・山伏町・小櫻町・梅ヶ香町・西臺屋町・金物屋町の二十ヶ町、合計三十四ヶ町なりしが、明治五年二月區畫制定の當時にも變更する所なし。而して以上各町は同五年四月改正せられて現在の三十三ヶ町となれり。

新町名の改正を已に記せるが如く、大道筋の町名を題として順次西方に互れる各堅筋の舊公私町名に依り、現在町の區域を調査するに、湯屋町中濱に西六間筋の一部(他の一部は熊野町に入る)及び湯屋町濱の一部を加へて熊野町西一丁、湯屋町濱に湯屋町濱の殘部及び湯屋町濱の一部を加へて熊野町西二丁、湯屋町濱の殘部を熊野町西三丁、戎之町中濱に西六間筋の一部(他の一部は戎之町に入る)及び戎濱六間筋の一部を加へて戎之町西一丁、桐の木町に戎濱六間筋の殘部及び戎町濱を加へて戎之町西二丁、櫛屋町中濱に西六間筋の一部(他の一部は櫛屋町に入る)及び櫛屋濱六間筋の一部を加へて櫛屋町西一丁、櫛屋町濱・櫛屋町濱・櫛屋町濱に櫛屋濱六間筋の殘部を併せて櫛屋町西二丁、車之町中濱に西六間筋の一部(他の一部は車之町に入る)及び車之町濱の一部を加へて車之町西一丁、車之町濱・車之町濱に車之町濱の殘部を併せて車之町西二丁、

材木町中濱に西六間筋の一部(他の一部は材木町に入る)及び材木町濱の一部を加へて材木町西一丁、材木町濱に材木町濱の殘部を併せて材木町西二丁、宿屋町中濱に西六軒筋の一部(他の一部は宿屋町に入る)及び宿屋町濱六間筋の一部を加へて宿屋町西一丁、宿屋町濱・宿屋町濱に宿屋町濱六間筋の殘部を併せて宿屋町西二丁、神明町中濱に西六間筋の一部(他の一部は神明町に入る)及び神明町濱六間筋の一部を加へて神明町西一丁、廣の町・神明町濱・神明町濱に神明町濱六間筋の殘部を併せて神明町西二丁、九間町中濱に西六間筋の一部(他の一部は錦之町に入る)及び九間町濱六間筋の一部を加へて九間町西一丁、廣の町・九間町濱・九間町濱に九間町濱六間筋の殘部を併せて九間町西二丁、柳之町中濱に西六間筋の一部(他の一部は柳之町に入る)及び柳濱六間筋の一部を加へて柳之町西一丁、伽藍町に柳濱六間筋の殘部及び柳町上濱の一部を併せて柳之町西二丁、柳町下濱・柳町下濱・柳町下濱に柳町上濱の殘部を併せて柳之町西三丁、錦之町中濱に西六間筋の一部(他の一部は錦之町に入る)及び錦濱六間筋の一部を加へて錦之町西一丁、善教町に錦濱六間筋の殘部及び梅翁寺町の一部を加へて錦之町西二丁、錦町下濱・錦町濱・錦町濱に梅翁寺町の殘部を併せて錦之町西三丁、綾之町中濱に西六間筋の一部(他の一部は綾之町に入る)及び綾之町濱六間筋の一部を加へて綾之町西一丁、綾堀屋敷町に綾之町濱六間筋の殘部及び綾堀屋敷町の一部を併せて綾之町西二丁、綾堀屋敷町に綾堀屋敷町の殘部を併せて綾之町西三丁、中濱二丁目に中臺屋町の一部(他の一部は櫻之町に入る)及び西臺屋町の一部を加へて櫻之町西一丁、金物屋町に西臺屋町の殘部及び海船上の町の一部に併せて櫻之町西

二丁、海船中の町、海船下の町に海船上の町の残部を併せて櫻之町西三丁、中濱一丁目西六間筋の一部(他の一部は北旅籠町に入る)及び濱六間筋の一部を加へて北旅籠町西一丁、小櫻町に濱六間筋の残部及び山伏町の一部を加へて北旅籠町西二丁、梅ヶ香町・蛤町・蛤町に山伏町の残部を併せて北旅籠町西三丁、北半町を兩分して(他の一部は北半町に入る)其の一部に西方無名の二ヶ町を加へて北半町西一丁と改めたるものとす。而して以上現在町を割出したる舊公私町名は各堅筋に存するものなれども、尙横筋に北大路町あり、同町は熊野町の南側大道より西方に互れるを以て、熊野町西一丁乃至西三丁に分屬せしものと知るべし。舊公私町に異名の存するものあり、即ち湯屋町濱に新町、九間町西六間筋に古金屋町、九間町濱に木挽町、柳町上濱に百姓町、柳町下濱にはいた町、錦町下濱に化物町、錦町濱に解船町、錦町濱に柴屋町、錦町濱に納屋筋、綾之町西六間筋に十間町、海船上の町に魚の店、海船中の町に中筋、海船下の町に船大工町、蛤町に鍋屋町の稱あり。横筋即ち東西筋にも通稱を存するものあり、即ち神明町と宿屋町との間の大道以西を御幸道と呼べり。而して舊伽藍町は淨得寺の現地移轉前に於ける南大門の通路なりしより其の名起り、梅翁寺町はもと梅翁寺のありしより其の寺名を傳へ、金物屋町及び海船町は後に記するが如く、金物屋の住し、海船の泊する埠頭なりしより起りし名ならん。

此の區域は北に土堀川・西に二十五間川を繞らせり。土堀川は已に東部の條に記せしが如し、二十五間川は其の名の示せるが如く、川幅貳拾五間なりしも、吉川俵右衛門の堺港を開鑿すると同時に、

## 往時の埠頭

錦之町濱より櫻之町濱に至るまでの川幅を、四間幅に埋立てしより現況を爲せりといふ。延享元年幕府大和川より戎島の入海迄に新堀川を開通し、平田船百艘を許せしといへるは、大和川より此の二十五間川を通じて、戎島の入海に聯絡せしめしものならん。而して此の區域の西邊一帯は往時の海濱にして、中濱筋・濱筋及び其の以西の地名に濱の名を存せるは之が爲めにして、足利時代に於ては海船町附近は埠頭の中樞を爲し、元中九年大内義弘の市街を開き、海外諸蕃と好を結び商船を通せし以來、互市場となりて内外商船の輻輳する所となり、文明八年四月堺より初めての解纜なりといへる遣明船も此の埠頭に錨を捲き、且大内氏・三好氏等の中國・四國の間より來りて近畿の天地に雄飛せしも、復た此の埠頭あるに依りしものならん。口碑の傳ふる所に依れば、往時海船町の繁昌を極めし頃には、富豪の淵藪地は神宿材即ち神明町・宿屋町・材木町の三ヶ町にして、三ヶ町の高濱數町を距る所に二十四五株の老松ありて、入港船舶の目標たりしといふ。元祿二年の地圖に依れば、此の附近の一帯は海濱にして、七堂濱の所に突堤を存し、長さ四拾六間餘・高さ五尺にして、堤上に柵あり、突堤の盡くる所に拾間の柵あれども、當時已に戎島成り、海濱は次第に淺渚と爲り、元祿二年より數へて僅に四十年後の享保十三年、戎島南部の地に小形の堀割を設け、海中に石垣を築きて風浪避難の要壁に供せしといへば、此の地の已に其の用を爲さざりしを知るべし。かゝる所に寶永元年の新大和川開鑿に依りて、泥沙は益此の海濱に流出しければ、急速度を以て淺渚は附洲となり陸地と化し、寶曆元年には南島新

田、同二年には松屋新田・山本新田、明和二年には平田新田、天保十二年には鹽濱新田等成りて、往時の海濱は全く其の影を没し、殷賑雑沓を極めし埠頭も海船の町名を殘すのみとなりて、滄桑の感を浮べしむるに至れり。

海船館

禪樂寺大心の海船政所記に依れば、海船の濱は復た三好長輝の館舎を建てし所なり。即ち其の記する所に依れば、永正元年二月十八日長輝は一大館を此の海船の濱に起さんと欲し、本地に來りて其の四月八日を以て土木の役を始めしが、其の區域は東西參百六拾步・南北之に倍し、中間に高樓を構へて遠方の眺望に備へ、且非常の成衛に供し、樓中には鐘鼓陣具等の兵器を貯へ、恒に樓上より非常を窺ひ、親戚名士をして月を限りて輪直せしめ、軍用の設備一も缺くる所なく、長輝は常に京にありて自ら政を執りしも、此の地は其の本國たる四國との運送に便なるを以て、此の館舎を其の本館と定め、攝津の尼ヶ崎城・河内の小山城・古市城、當國の新堀城・岸和田城等を諸將の居る所と爲せしも、館舎の役は甚だ大なりしを以て、長輝は遂に其の落成を見る能はず、其の子長基(初め元長といひしが剃髮して海雲と號す)に至りて輪奐全く成り、大永元年三月政所の號を勅賜せられ、爾後諸州侯伯の來會する所となり、長基の歿後は長慶・義興・義次相繼ぎて其の儀を渝へざりしと。されば其の館舎は規模頗る宏大にして、北は七堂濱に及び、南は遙に今の大小路の邊にまで達したるものならん。義次の滅後其の子中村義亮の妻豊姫(將軍義昭の女)此に隠れけるに、或る夜梅ヶ香の風に隨ひて閨中に入りしかば、姫は左の歌を詠せしと。

附近に梅ヶ香町あり、歌に因めるものならんか。館舎は後兵火に罹りしといふ。

人ならば浮名やたゞん小夜ふけてわか手枕に通ふ梅か香

七堂濱

七堂濱は北旅籠町及び北半町等の西邊一帶の總稱なり。地名の起因には諸説あり、一説には高須寺の七堂伽藍ありし舊址なりといひ、他の一説には七堂を七度に作り、住吉神社の行はせらるゝ六月晦日の大祭に、神輿此に來りて七度の儀式あるを以て七度の稱ありといひ、他の一説には七胴にり、昔四天王の像浪に漂ひ此の浦に上りけるに、御影七つに分れしかば、之を取り上げ繼ぎ立て安置せしより七胴繼島と書せしを、後七堂に作るに至りしものなりといふ。然れども何れも妄説にして、もと淨得寺の七堂伽藍ありしより起れるの稱ならん。濱は復た大念佛宗法明上人の播州賀古の教信に遇はんとて出發するに際し、其の持する所の扣鐘を此の海中に沈めけるに、龜ありて海中より被ぎ上げし所にして、平野郷町大念佛寺の什寶たる龜鐘即ち是れなりと。往時より三昧のある所なりしが、元祿年中住吉神輿の通路に當れるを以て火葬を禁じ、後王子ヶ上に移轉せられて今はなし。

宗見寺

宗見寺は北半町西一丁字七堂にあり、北端山と號し、淨土宗清淨華院末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正十六年廊蓮社然譽上人の創建なり。境内は壹百九拾八坪を有し、本堂・庫裏・納家・藥醫門を存す。外に觀音堂あり。

宗宅寺

宗宅寺は同町同字にあり、松音山と號し、淨土宗遍照寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛永五年三

月燈蓮社傳譽牛澤上人の創建なり。境内は四百貳拾參坪壹合貳勺を有し、本堂・庫裏・居間・門を存す。外に地藏堂・元祖堂・観音堂あり。

土居原鋸

櫻之町に鐵砲鍛冶の居りしは東部の條に記せしが如くにして、其の工人は同町及び此の區域内なる櫻之町西一丁邊にも多く住せしといふ。又同町の西邊は土居原鋸の出でし所なり。其の地はもと人の家居もなく土居なりしに、此に小屋を建て鋸を打出だしけるに、其の工巧なりしより世人に珍重せられて土居原鋸と呼ばれ、其の子孫此に住し、町家を建て役地となるに及び、櫻之町の續なるを以て梅小路と稱せしが、今は其の址なきも、舊金物屋町の名は、復た是れ等工人に因めるものなるべし。由來堺は金工の術發達し、宗鐵は甲鉢の名工たりしが、千利休の頃より數奇屋金物細工の名人となり、加賀四郎は慶長年中刀鍛冶として聞え、出齒庵丁・御方庵丁も此に出で、出齒庵丁は今出及庵丁に作る。其の名は之を作り出だせし鍛冶の出齒なりしより起り、御方庵丁は其庵丁鍛冶の名人ありて、其の妻をして相槌を擣たせたるより此の名を爲せしといふ。今は出及庵丁・薄及庵丁等の鍛冶は俗に山の上鍛冶と稱して、九間町より北半町の間東西各町に其の工場あり。山の鍛冶といへるは、大町東三四丁の間なる字山の上鍛冶屋町に居りしより起れるの稱ならん。又其庵丁鍛冶は別に一派を爲し、錦之町・綾之町・櫻之町・北旅籠町の西にありて俗に鍛冶屋町と呼べり。

宗 鐵

加賀四郎  
出齒庵丁  
御方庵丁

來照寺

來迎寺は綾之町西二丁五貫屋筋字綾堀屋敷にあり、慈光山と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿

彌陀佛を本尊とす。元和二年の創立、智讀上人の開創なり。境内は壹百九拾貳坪を有し、本堂・庫裏・座敷・客殿・土藏を存す。外に地藏堂あり。

梅翁寺の址

梅翁寺の址は錦之町西二丁字梅翁寺にあり、寺は淨土宗西山派禪林寺末にして阿彌陀佛を本尊とし、慶長十九年正月梅道上人の開基、寛永七年歎空長讀和尚に再興せられ、壹百貳拾貳坪餘の境内を有したりしが、大正二年十月二十五日大阪市西區九條南通四丁目に移轉して今はなし。寺の境内は吉川儀右衛門の墓のある所なりしが、今は神明町東二丁の超願寺に移さる。

車屋道説の  
舊址

車之町字中濱は車屋道説の舊址なり。道説はもと今春太夫の弟子にして謠曲に名あり、堺に來りて此に住し、師傳の中より一流を撰出して聲に吟じ、自筆にて彫刻して世に弘め、もと七十五番なりしも、後加増して百番の謠曲本となり、世に車屋本と呼ばれる。上源町に住せし宮尾道三と同流の出にして、彼は此の堺に於て宮尾流を傳へ、是れも亦堺に於て車屋本を殘せり。堺の謠曲に深き因みあるを知るべし。

町名及び區畫の變遷表

元祿年間	文久三年改正	明治五年二月	同年四月	同年七月	同九年	同十三年	同十六年	同十七年
地圖の町名	地圖の町名	公文町名	改正町名	同	同	同	同	同
西六間筋	西六間筋	湯屋中濱	湯屋町中濱	熊野町西一丁	第七區一小區	第一大區二一小區	第一大區一小區	第六聯合戶長役場

第三篇 國都市町村志

第三章 和泉國

第一節 堺市





元禄年間 文久三年改正 明治五年二月 同年 同年四月 同年 同七年一月廿二日 同九年十月廿日 同十三年三月廿五日 同十六年三月一日 同十七年七月一日

西六間筋	錦中濱	善教町	錦大濱	錦下濱	錦大濱	錦中濱	西六間筋	西六間筋
錦之町中濱	錦濱六間筋	善教町	錦町濱	錦町濱	錦町濱	錦之町中濱	西六間筋	西六間筋
錦之町中濱	錦之町中濱	善教町	錦之町濱	錦之町濱	錦之町濱	錦之町中濱	西六間筋	西六間筋
第七區	第七區	第七區	第七區	第七區	第七區	第七區	第七區	第七區
錦之町西	西二丁	西二丁	西三丁	西三丁	西三丁	西三丁	西三丁	西三丁
第七區	第七區	第七區	第七區	第七區	第七區	第七區	第七區	第七區
第四小區	第四小區	第四小區	第四小區	第四小區	第四小區	第四小區	第四小區	第四小區
第一大區二番組	第一大區二番組	第一大區二番組	第一大區二番組	第一大區二番組	第一大區二番組	第一大區二番組	第一大區二番組	第一大區二番組
第一小區	第一小區	第一小區	第一小區	第一小區	第一小區	第一小區	第一小區	第一小區
第二聯合	第二聯合	第二聯合	第二聯合	第二聯合	第二聯合	第二聯合	第二聯合	第二聯合
戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場

綾堀屋敷	中臺屋町	櫻町中濱	西臺屋町	金物屋町	海船町	海船町	海船町	西六間筋	櫻中濱	小櫻町	小櫻町
綾堀屋敷町	中臺屋町	中濱二丁目	西臺屋町	金物屋町	海船上町	海船中町	海船下町	西六間筋	中濱一丁目	中濱一丁目	中濱一丁目
綾堀屋敷町	中臺屋町	中濱二丁目	西臺屋町	金物屋町	海船上町	海船中町	海船下町	西六間筋	中濱一丁目	中濱一丁目	中濱一丁目
第七區	第七區	第七區	第七區	第七區	第七區	第七區	第七區	第七區	第七區	第七區	第七區
西三丁	西三丁	西三丁	西三丁	西三丁	西三丁	西三丁	西三丁	西三丁	西三丁	西三丁	西三丁
第七區	第七區	第七區	第七區	第七區	第七區	第七區	第七區	第七區	第七區	第七區	第七區
第四小區	第四小區	第四小區	第四小區	第四小區	第四小區	第四小區	第四小區	第四小區	第四小區	第四小區	第四小區
第一大區二番組	第一大區二番組	第一大區二番組	第一大區二番組	第一大區二番組	第一大區二番組	第一大區二番組	第一大區二番組	第一大區二番組	第一大區二番組	第一大區二番組	第一大區二番組
第一小區	第一小區	第一小區	第一小區	第一小區	第一小區	第一小區	第一小區	第一小區	第一小區	第一小區	第一小區
第一聯合	第一聯合	第一聯合	第一聯合	第一聯合	第一聯合	第一聯合	第一聯合	第一聯合	第一聯合	第一聯合	第一聯合
戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場	戶長役場





## 防波堤築設

入海に達し、翌十四年竣成し、布屋堀割の名あり。此の時戎島沖に南北百五拾間の石垣を築きて波浪を防ぎ、延享元年幕府の大和川より戎島の入海迄掘らしめたる新堀川は、即ち今の二十五間川にして、布屋堀割に聯絡せしめたるものならん。布屋堀割開鑿者の石錢徵收年限は延享二年十月に盡き、其の後には町奉行に於て徵收せしが、安永三年大風濤あり、戎島沖の防波堤は崩壊して痕跡なく、此の布屋堀割も埋没せしといふ。今當時の地圖なりといへるものを見るに、川は熊野町の濱なる大小路筋に至りて陸地となれり。即ち其の崩壊せしは、大小路以南・市之町濱に至るの間にして、此の間は後吉川俵右衛門の内川開鑿のとき、共に開鑿せられて今の形を爲せしものならん。

## 芝居及び茶屋

芝居及び茶屋を許されしは延寶五年にして、茶屋の数は五軒なりしといふ、蓋し土地の繁榮を圖るの意に出でしものなるべし。爾來芝居及び遊里の巷となりしが、芝居は延寶八年十月二十三日放火の爲め火災に罹りて烏有となれり。當時火勢は延燒して東土堀川に至り、町奉行所も類焼し、十六ヶ町・四百八十戸は其の災に罹り、犯人五名の内四名は火刑に處せられしと。元祿六年二月に至りて再建せり。ついで享和元年また川端の芝居を此の地に移し、且宿院近傍にありし茶屋を悉く乳守の揚屋町及び此の地に移されしかば、地はますます繁榮し、青樓酒肆軒を並べ、絃曲の音酣歌の聲晝夜絶えざるの盛況を呈せしが、天保十三年八月十五日町家の間に介在せる茶屋商賣を禁止して、また新地及び此の地に移されしも、後新地の繁榮するに及び、芝居及び遊里も次第に同地に移轉して、此の地の遊里

## 御鯛茶屋

は廢絶せり。遊里の盛なりし頃は、茶屋の數十軒に及び、中に御鯛茶屋と稱するありて、當時其名は遠近に聞え、來遊して一夕の酔を買ふもの多く、非常の繁昌を爲せり。蓋し當時の戎島は堺の埠頭にして、海面の風光に富めるは尙今の大濱の如く、御鯛茶屋は一方其の他の酒樓に似たるものありしなるべし。樓名は同樓にお鯛と呼べる美女ありて人其の艶麗を謳ひしより起り、今の泉州紡績會社のある所は其の址なりといふ。

## 惠比須神社

惠比須神社は戎島一丁字北島にあり、積羽八重事代主大神を祀り。もと龜宮(辨財天祠)と共に戎島の鎮守にして、慈眼院の奉仕せし所たり。慈眼院は寛文四年十一月十三日出でし靈龜三日を経て死しければ、同十五日之を葬り、光識法印加持して辨財天と崇め、一字を建て、觀音佛を安置し、靈龜山と號せしもの即ち同院にして、山號は靈龜に因めるなり。ついで同六年十二月蛭兒神の石像を海中に得、同神祠を建つるに及びて、同院は龜宮と共に之に奉仕せり。神躰は御影石にして、今も尙貝殻附着せり。兩社とも初めは橋向ひにありしが、延寶七年今の地に遷座し、龜社の辨財天祠は四方に池を繞らしたりしも、明治元年十一月八日神佛の分離に際し、慈眼院及び龜宮は廢止せられ、龜宮の址よりは其の後壺を掘出し、今も尙存せり、是れ其の死骸を納めしものなりといふ。慈眼院の本尊は寺の廢止と共に寶珠院に移り、堂は大和の當麻寺の有に歸し、大正二年十月大阪市西區築港三條通に移されて、同寺の出張所に充てらる。而して當社は明治五年社格の定めあるに際し、社格なかりしが、同四十年十二



大和橋

家の形を爲し、遂に北莊の附屬となりて町年寄も置かれ、明治元年堺の市街に編入せらる。

大和橋は北端ありて、攝州東成郡安立町大字七道領との境なる大和川に架せらる。大和川は寶永元年二月十五日鍬始めの式を行ひ、同年十月十三日水落しを爲したる新大和川にして、橋は其の開鑿中なる同年八月十一日之が工事に着手し、九月二十六日渡初めの式を擧げ、十月十五日大和橋と命名せられたるものは其の初めなり。橋の架せるは紀州街道即ち今の國道第二十九號路線なるを以て、往來の衝に當りければ、其の後幾回も架換せられたるものなるべし。もと木造にして朽損せしを以て、大阪府は架換工事に着手し、大正五年五月十五日竣成せしもの現在の鐵橋なり。長さ八拾貳間參分・幅參間にして、費用は五萬參千九百六拾參圓六拾六錢を要せしといふ。橋上に立ちて眸を放てば、東に淺香山の林樹朝靄を罩め、西は茅葺海の斂波夕陽に映じ、南に近く堺市の瓦甍を眺め、北は遙に住吉の社頭を望みて、風光の美しいふべからず。

山跡橋歩月

上條柳塵

露深兩岸草虫愁 和水橋頭二八秋 洗出月光輪已滅 勝如昨夜雨聲幽

濱口夜歸

奥野小山

天心月黑夜蕭々 風力侵肌酒力消 忽認紅燈高出屋 前頭知是大和橋

本町は堺町奉行の支配たりしが、明治元年の初め新に御料となり、堺市街と共に大阪裁判所司農局

の支配に移り、同年五月大阪府司農局に改まり、翌六月二十二日堺縣の管轄に轉じ、同五年二月和泉國第七區に入り、同年四月第五小區に屬し、同七年一月二十二日第一大區二小區に改まりて、同四月十三日其の二番組に入り、同九年十月二十四日第一大區一小區に改まり、同十三年四月十四日堺區役所部内となり、同月二十三日堺市街全部の聯合に入り、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日の毎町村制には一町にて戸長を置きしや否や詳ならず、同十六年三月一日第一聯合に屬し、同十七年七月一日第一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の市制施行に至れり。

七 道

本地は古來攝津國住吉郡に屬し、七道又は七道領と呼ばたりしが、寶永元年新大和川の開鑿に依りて兩分し、村高壹百參拾壹石八斗八升參合の内、七拾六石九升七合九勺は河北・五拾五石七斗八升五合壹勺は河南となる。河南は即ち本地にして紀州街道に沿へる並松町に横斷せられ、同町以東を松東・以西を松西と俗稱せらる。明治四年九月大和川の中央を以て攝・泉の國境と定めらるゝに及び、河北と分離して和泉國大鳥郡に轉屬し、河北の七道領と呼べるに對し、本地は七道と稱す。同七年八月四日日本地々續に飛地たりし同七道領村所屬の畑地五町貳反八畝拾七歩を本地に編入し、同二十二年四月一日の町村制施行に際し向井村に屬して其の大字となり、同二十七年二月十日其の反別拾八町五反六畝九歩(貳拾人)を擧げて堺市に編入せらる。

本地は往時より住吉神社領たりしが、明治元年五月十日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年二月二十四日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第二區に入り、同七年一月二十二日第二區一小區に改まりて、同四月十三日其の二番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區一小區となり、同十三年四月十四日大鳥郡役所部内となり、同月二十三日第一聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日遠里小野村・西萬屋新田・北庄村と四ヶ村聯合し、同十七年七月一日第一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 南莊東部

市之町・同東一丁・同東二丁・同東三丁・同東四丁・同東五丁・同東六丁、甲斐町・同東一丁・同東二丁・同東三丁・同東四丁、大町・同東一丁・同東二丁・同東三丁・同東四丁、宿院町・同東一丁・同東二丁・同東三丁、中之町・同東一丁・同東二丁・同東三丁、寺地町・同東一丁・同東二丁・同東三丁、少林寺町・同東一丁・同東二丁・同東三丁、新在家町・同東一丁・同東二丁・同東三丁・同東四丁、南旅籠町・同東一丁・同東二丁・同東三丁、南半町・同東一丁（四十四ヶ町）

此の四十四ヶ町は西六間筋以東にして、表町筋に大道筋・山之口筋・東筋・農人町筋あり、裏町筋に東六間筋・十間筋あり。東六間筋の西側は大道筋附・東側は山之口筋附、十間筋の西側は山之口筋附・東側は東筋附たるは北莊東部に同じ。公稱の町名はもと大道筋に市之町・甲斐町・大町・宿院町・中之町・寺地町・少林寺町・新在家町・南旅籠町・南半町の十ヶ町、山之口筋に南大小路町・甲斐山口町・大寺片原町・川端町・宿院南半町・船松町・船松口の町・灰屋町・妙光寺町の九ヶ町、東筋に本在家町・南向井領町・谷口片原町・火鉢屋町・塗師屋町・鍛冶屋町・南上之町・南片原上之町・南片原下之町・南樽屋町・南樽屋町二丁目・鹽穴町・南馬場町・魚店東半町・南大工一丁目・同二丁目・同三丁目・絹屋二丁目・同三丁目・同四丁目・同五丁目・同六丁目目の二十二ヶ町、農人町筋に市農人町・甲斐農人町・大町農人町・宿院農人町・中之町農人町・寺地町農人町・少林寺町農人町・新在家町農人町・南旅籠町農人町・南高須町・東半町の十一ヶ町、合計五十二ヶ町なりしが、明治五年二月區畫制定當時には、東筋に於て魚店東半町の一ヶ町を減じて、新に市之町寺町・甲斐町寺町・大町寺町・宿院寺町・南中之町寺町・寺地町寺町・少林寺町寺町・新在家町寺町・南旅籠町寺町の九ヶ町を加へたる爲め、差引八ヶ町を増して六十ヶ町となれり。其の魚の店東半町を減じたるの事由は詳ならず。而して以上各町は明治五年四月改正せられて現在の四十四ヶ町となれり。

新町名改正の跡を已に記せるが如く、大道筋の町名を題として順次東方に亘れる各堅筋の舊公私町

名に依りて調査するに、市之町に西六間筋の一部(他の一部は市之町西一丁に入る)及び東六間筋の一部を加へて市之町、市山之口に東六間筋の残部及び南蛇谷町の一部を加へて市之町東一丁、大寺前町に南蛇谷町の残部及び横小路町の一部を加へて市之町東二丁、横小路町の残部に本在家北上の町の一部を加へて市之町東三丁、本在家塗師屋町に本在家北上の町の残部及び本在家目口町の一部を加へて市之町東四丁、金物町に本在家目口町の残部及び南向井領町の一部を加へて市之町東五丁、市之町寺町及び市之町内農人町・市之町農人町に南向井領町の残部を加へて市之町東六丁、甲斐町に西六間筋の一部(他の一部は甲斐町西一丁に入る)及び東六間筋の一部を加へて甲斐町、甲斐山口町に東六間筋の残部及び長慶寺町の一部を加へて甲斐町東一丁、本在家上の町に長慶寺町の残部及び塗師屋町の一部を加へて甲斐町東二丁、火鉢屋町に塗師屋町の残部及び甲斐町寺町の一部を加へて甲斐町東三丁、中馬屋町に甲斐町寺町の残部及び甲斐町農人町を加へて甲斐町東四丁、大町に鹽風呂町の一部(他の一部は大町西一丁に入る)及び東六間筋の一部を加へて大町、宿院北半町に東六間筋の残部及び丘見町の一部を加へて大町東一丁、硫黄屋町に丘見町の残部及び絹屋一丁目の一部を加へて大町東二丁、本在家南上の町に絹屋一丁目の残部及び山上鍛冶屋町の一部を加へて大町東三丁、大町内農人町・大町農人町に山上鍛冶屋町の残部を加へて大町東四丁、宿院町に西六間筋の一部(他の一部は宿院町西一丁に入る)及び魚の店の一部を加へて宿院町、宿院南半町・有樂町に魚の店の残部及び絹屋二丁目の一部を加へて宿院町東一丁、片原上之町に絹屋二丁目の残部及び宿院内農人町の一

部を加へて宿院町東二丁、宿院農人町に宿院内農人町の残部を加へて宿院町東三丁、中之町に西六間筋の一部(他の一部は中之町西一丁に入る)及び魚の店今店の一部を加へて中之町、船松町に魚の店今店の残部及び上十間筋の一部を加へて中之町東一丁、南馬場町・絹屋三丁目に上十間筋の残部及び片原下之町の一部を加へて中之町東二丁、中之町内農人町・中之町農人町に片原下之町の残部を加へて中之町東三丁、寺地町に西六間筋の一部(他の一部は寺地町西一丁に入る)及び東六間筋の一部を加へて寺地町、船松町に東六間筋の残部及び下十間筋の一部を加へて寺地町東一丁、大工一丁目・絹屋四丁目に下十間筋の残部及び樽屋一丁目の一部を加へて寺地町東二丁、寺地町内農人町・寺地町農人町に樽屋一丁目の残部を加へて寺地町東三丁、少林寺町に西六間筋の一部(他の一部は少林寺町西一丁に入る)及び東六間筋の一部を加へて少林寺町、船松口の町に東六間筋の残部及び十間筋の一部を加へて少林寺町東一丁、大工二丁目・絹屋五丁目に十間筋の残部及び樽屋二丁目の一部を加へて少林寺町東二丁、少林寺町内農人町及び少林寺町農人町に樽屋二丁目の残部を加へて少林寺町東三丁、新在家町に西六間筋の一部(他の一部は新在家町西一丁に入る)及び東六間筋鬚屋町の一部を加へて新在家町、灰屋町に東六間筋鬚屋町の残部及び大工三丁目の一部を加へて新在家町東一丁、大工三丁目に大工三丁目の残部及び南宗寺前町の一部を加へて新在家町東二丁、絹屋六丁目に南宗寺前町の残部及び鹽穴町の一部を加へて新在家町東三丁、新在家町内農人町・新在家町農人町に鹽穴町の残部を加へて新在家町東四丁、南旅籠町に西六間筋の一部(他の一部は南旅籠町西一丁に入る)を加へて南旅籠町、高須町

を南旅籠町東一丁、妙光寺町と妙光寺町を併せて南旅籠町東二丁、南旅籠町内農人町と南旅籠町農人町を併せて南旅籠町東三丁、南半町に西六間筋の一部(他の一部は南半町西一丁に入る)を加へて南半町、東半町に半町を併せて南半町東一丁と改めたるものとす。而して以上現在町名を割出したる舊公私町は各堅筋に存するものなれども、尙横筋に南大小路町及び川端町あり、南大小路町は市之町の北側大道より東方に亘れるを以て、市之町及び市之町東一丁乃至東六丁に至る七ヶ町に分屬し、川端町は甲斐町と大町との間より東方に亘れるも、其の區域明ならざるを以て、其の何れに屬せしかは之を知るに由なし。

舊公私町名に異名の存するものあり、即ち本在家目口町に揚枝屋町、金物町に鶴籠屋町、市之町寺町に寶藏町、本在家上の町に長者町、宿院南半町になりたち町、寺地町の東六間筋に硫黄屋町、船松口の町に白屋町、山の上鍛冶屋町に一丁寺町、南大工町二丁目にとゞと、南宗寺前町に石塔町、南半町に揚屋町の稱あり。横町即ち東西筋にも通稱を存するものあり、即ち市之町と湯屋町の間なる大小路の辻を占辻・一に晴明の辻、其の東を黒門、市之町と甲斐町との間大道より山口筋迄を長辻、其の以東を目口筋、甲斐町と大町の間なる内農人町の角を五辻、大町・宿院町の間大道より東へ鳥居前を鹽屋町、大町・宿院町間鳥居前より東を山の上、中之町と寺地町の間大道より東なる旭蓮社北門外の邊を九艘小路(宿院大道中程より東へ入る貳町許の小路にも九艘小路の名あり)、寺地町南横手の東山之口筋の邊を花屋町、寺地町・少林寺町の間山之口筋より東を荒神堂口と呼べり。荒神堂口の名は南樽屋町に荒神堂のありしより起り、占辻の稱は

昔阿部晴明泉州篠田村より通行のとき、諸人の爲め此に占の書を埋め、其の後此にて辻占を聞くに違ふことなしと傳ふれば、之に依れるなるべし。目口町は住吉明神の三韓より御歸陣のとき、神馬を此に繋ぎ給ひ秣を備へしより根口町と呼びしを、後俗に目口といひ習はせりといひ、船松町及び九艘小路の名は、神功皇后の同じく九艘の船を九本の松に繋ぎ給ひしより起り、甲斐町の名は神功皇后の同じく冑を宿院の内に埋められしより冑の町と呼び、昔より甲冑二字の訓を誤りて甲よろひを兜かぶたと訓じ、冑を鎧と訓するが故に、冑の町を甲斐町と書するに至れるなりと傳ふ。宿院町の名は住吉神社の御旅所なる宿院の名に依り、少林寺町・寺地町はもと少林寺の境内たりしを以て、寺名及び寺地に因み、向井領町は向泉寺の現地に移轉せしとき、居民も共に移轉して舊地名を附し、蛇谷町は老翁に化して海會寺の開山乾峯和尚に清泉を得せしめたる龍神の姿を見失ひたる所なるを以て此の名ありといふ。有樂町は織田有樂齋の名を傳へ、大寺前町・長慶寺町・南宗寺前町・妙光寺町の名は、各其の町に存する大寺・長慶寺・南宗寺・妙光寺の名に依り、塗師屋町・髷屋町・金物町・火鉢屋町・灰屋町・硫黄屋町・鍛冶屋町等の名は、其の名の示せる營業商人の居りしより起れるなるべし。南馬屋町は北馬屋町と共に、堺驛傳馬所のありし所にして、傳馬繼立の御用(北の驛と半月交代)を勤め、往時より郷中の入費を免せられし所なるを以て、町名は是れより起りしが、驛は繼續し來りしも、已に記せしが如く、明治五年五月陸運會社の興るに至りて廢止せらる。又南半町・南高須町に南の字を冠するは、北半町及び北高須

町に對せるものならん。

此の區域は東南の兩位に土堀川を繞らせり。川は已に北莊東部の條に記せしが如くなるも、目口筋以南には堀のなかりし爲め、天保十二年七月より東堀北端より大濠のとき、目口筋南方の建家を取拂ひて南へ新に堀を開きしといへば、目口筋以南の土堀川の南半町に至るまでの間は、此の時の開鑿に成りしが如くなれども、元祿時代の地圖には已に現時の如き川形を示せるに依れば、其の新に掘られし堀は南宗寺と臨江庵との間にありし公儀堀又はたらく川といへる入江にはあらざるか、同入江は東西拾六間・南北壹百壹間の長さを有せしが、今は淤塞して其の址を殘せり。織田信長時代には其の政所を市之町農人町に置かれ、北莊の東部と共に市の要部を占め、幾多の名蹟は其間に散在せり。

市之町東六間筋の西側は、岐翁の居りし所なり。岐翁は一休禪師の弟子にして、嘗て禪師の命に背きしかば擯出せられて此に住し、集雲庵と號せしが、後一路居士と宗祇法師とに頼みて師の勘氣を免され、命に依りて禪師の太刀を持ちて供を爲しけるに、其の集雲庵といへるも似合はしからずとて、南坊と呼ばれ、今に一休禪師の肖像の傍に太刀持を爲せるは此の岐翁なりと。岐翁は活達にして力量あり、禪心鐵石の名僧なり。後南宗寺に居を徙し、同寺内の集雲庵は其の開基なりといふ。

市之町東三丁目口町は曾呂利新左衛門の居りし所にして、字北上の町三十二番屋敷(もと二十番屋敷)は即ち其の邸址なりといふ。曾呂利は一に鼠樓栗に作れりあり。姓を杉本といひ、初の名を甚左衛門とい

岐翁の居址

曾呂利新左衛門の邸址

へり。大鳥郡の人なりしが、後移りて此に居住せり。刀の鞘を造るを業とし、其の細工巧にして刀の鞘口ソロリと能く合ふが故に、世人ソロリと異名せり。人と爲り機慧にして口辯あり。秀吉に召されて寵遇を受けしは、其の頓智と滑稽との英雄の心緒を洗へるものあるに依りしならん。頓智滑稽のみならず、また茶事を好み、兼て詩歌を作れり。後薙髮して宗祐と號し、秀吉に仕ふること三十餘年、慶長二年九月初旬逝きけるに、咄は臨終まで休まざりしといふ。

あるとき關白秀次公の御前に伺候の時、むかしの帝北山行幸のとき普陀洛寺の床に飾らせ給ひし土塚といふ銘の盆石を、ある人捧げ奉りしを見けるとき、仰に任せて詩を作れり、

千里飛來入座間 自今何用在東關 不知山魄化成石 土嶺無端拈出看

太閤時々不興のことある折りには、新左衛門常に側に在り、諧謔を以て其の心を慰めたること數ふるに遑あらず、或時庭前の松枯れしとて人々の忌はしがるを見て、

御祕藏のときはの松は枯れにけり己かよはひを君に譲りて

朝鮮征伐の時、御渡海連日ありければ、

太閤か壹石米を買かれてけふも五斗買あすも御渡海

新左衛門病床に羅り、存命日もなく見えける時、秀吉公より上使を下され、何事にも望ばなきかと、れむころに上意ありければ、

御威勢で三千世界手に入らば極樂淨土われに賜はれ



向泉寺の址

向泉寺の址は市之町東五丁字向井領町にあり。寺はもと中筋村大字向井の方違神社の附近にありしが、永正六年此の地に移り、其の舊地には向井を殘せり。縁起に依れば、天平年中行基來りて精舎を建て、安置するに自刻の千手觀音を以てし、講堂より寶塔・鐘樓・樓門に至るまで其の制一に梵風に應じ、學徒の後を慕ふて來るもの數十、各蘭若を構へ、地は攝・河・泉の三ヶ國に接するの境なるを以て三國山と號し、攝・河に負きて泉陽に向へるに依り向泉寺といふ。行基また曾て一井を鑿ちて清水湧出せしより向井寺と稱し、且朝廷に奏し、土師下條の一邑を以て寺供に擬し、其の邑名を向井と名づく。然るに永正年中に至りて兵火に罹りしかば、寺院及び民家を堺の町中に移し、爾來この町の名を向井領町と名づけ、古來鎮守たりし東原・天土・方違の三社は依然其の舊址にありと。建武元年永福<sup>院</sup>の旨に「當院領向井村可知行之」と見ゆれば、村は此の時代は尙當寺の領たりしを知るべし。豊臣氏の時に至り朱印九拾石を寄せられ、徳川氏に至りても舊の如くなりしが、明治四年正月上地して、千年の古刹も遂に其の燈を滅するに至れり。

阿彌陀寺

阿彌陀寺は同所にあり、光明山と號し、一に寶嚴庵とも呼び、淨土宗大阿彌陀經寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。超譽生越の中興にして享保十二年四月再建せり。境内は貳百四拾七坪を有し、本堂・庫裏・小書院・門を存す。外に如意社あり。社は俗に誤りて子卯の神、或は子亥の神とも呼び、玉の明神と通稱せらる。祭神は詳ならざれども、口碑には滿干兩珠中の一を祀りし

如意社

ものなりといひ、住吉の舊記には彦火々出見尊を祀れりといひ、彦火々出見尊の海神の宮に至りて滿干の兩珠を得給ひし後は、萬事意の如くなりしを以て、此の社名を附せしものなりといふ。古は住吉の末社たりしならんも、明治維新の頃までは方違神社の御旅所にして、舊八月五日には神輿の渡御ありし所なり。而して社は寺と共に舊記に見ゆるものあり、左に掲記すべし。但し逍遙院殿記に「近き寺の風呂」と見ゆるは、旭蓮社の鹽風呂を指せるなるべし。

甘露寺親長記

文明十五年三月廿五日、參詣三村井子亥御前等、

逍遙院殿記

廿八日あみた寺へ招待ありしかば、まかりむかひて大師の御作の辨財天と拜み尊くなん、ちきか寺の風呂に入て夕つけて歸るほとに、堺の濱を見めぐりて光明院に歸りし、

西方寺

西方寺は同所にあり、淨土宗專稱寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。明治四十二年七月二十五日本堂を、同四十三年七月十五日庫裏・門等を新築せり。境内は九拾九坪なり。

眞如庵

眞如庵は同所にあり、法華宗本興寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛 上行・無邊行・淨行・安立行の四菩薩、持國天王、不動明王、廣目天王、毘沙門天王、增長天王、愛染明王を本尊とす。大永元年日眞尼の開創なり。元文二年庫裏・納屋を、寛延二年日行尼は藥醫門を、文政二年日晴尼は本堂を各再建して今に至る。境内は壹百貳拾壹坪を有し、前記本堂・納家・藥醫門の外に鎮守堂を存す。

永福寺

永福寺は市之町東六丁字寺町にあり、時宗遊行派清淨光寺末にして觀世音菩薩を本尊とす。正應元

泉然寺

年一遍上人の開創なり。境内は四百四拾參坪を有し、本堂・庫裏を存す。外に觀音堂あり。泉然寺は同所にあり、向領山と號し、一に紅凌山に作る。眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。中興の開山は賢正なり。寛永二年二月再建せり。境内は壹百八拾八坪を有し、本堂・庫裏・座敷・門を存す。

法行寺

法行寺は同所にあり、慈福山と號し、淨土宗法然院末にして阿彌陀佛を本尊とす。もと福壽庵と稱せしが、寛文二年今井宗圓なるもの之を再興し、同十五年宗仲寺と改め、延寶六年更に今の寺名に改め、同九年知恩院一代萬無上人の指圖に依りて洛東鹿ヶ谷の法然院末となる。境内は壹百八拾貳坪を有し、本堂・庫裏を存す。外に鎮守堂あり。

淨妙寺

淨妙寺は同町字内農人町にあり、寶國山と號し、淨土宗清淨華院末にして彌陀・觀音・勢至の三佛を本尊とす。元和元年九月報譽の開創なり。境内は參拾六坪を有し、本堂兼庫裏・門を存す。

開口神社

開口神社は甲斐町東一丁にあり、一に三村明神といひ、延喜式内の神社にして鹽土老翁神・妻蓋鳴命及び生國魂神を祀れり。社記に依れば、神功皇后の三韓を征して凱旋し給ふにあたり、鹽土老翁神この浦曲に影向あり、眞住吉の國と宣ひしに依りて此の地に鎮座しまるらせ、其の影向ありし時、今の川尻といへる所に於て御食を進め奉りしに、初めて口を開きまし／＼けるにより開口の社名を爲し、所在の開口村の稱も是れにちなみ、敏達天皇十年八月には掃守連矢負を遣はして當社の封戸を定めら

れ、醍醐天皇の延喜年中には從五位上を授かり、朱雀天皇の承平二年五月には正五位上に昇格し給ひしが、鳥羽天皇の天永四年五月原村の素蓋鳴命・木戸村の生國魂神を開口村なる當社に合祀せしかば、今の如く三座となりて三村明神の稱初めて起れり。是れより先、聖武天皇の天平十六年、僧正行基は境内に寺院を創建して佛地に改め、後弘法大師之を大念寺と名づけ、寺は密乘山と號し、眞言宗無本寺にして社務を執り、寺門隆盛なりしかば、世俗は單に之を大寺と呼び、社名も復た大寺神社と稱せらるゝに至りしが、今の社地を大寺といへるは即ち是れに由れり。住吉神社の神代記に依れば、當社吉の四至は「東限大路・南限神崎・西限海棹・北限堺大路」と見え、其の指せる地域は今之を詳にするを得ざるも、廣大の區域なりしは推想するに足らん。住吉神社の外宮たりしを以て、住吉の奥院と號し、朝廷は二十年毎に住吉神社の造替あると共に、當社も同じく造替せらるゝの恒例たりしといふ。古來勅願所となり、また武將の崇信も淺からず、殊に近衛家の尊崇厚くして寄進の物品少からず。明治維新後の神佛分離に依りて寺は廢絶し、社は同六年郷社に列し、同三十五年四月三十日府社に昇格し、同四十年五月二十一日南旅籠町東三丁字内農人町の銚塚にありし無格社矛神社(氣長足)を末社松風神社に合祀し、同日寺地町東三丁字内農人町旭蓮社北門内にありし村社船松神社(住吉)を、同四十一年一月十三日宿院町東一丁字宿院の西華表の南にありし村社兜神社(品陀別命・氣長)を本社境内に移轉合併せらる。境内は四千四百參拾四坪を有し、牆壁を繞らして東西南北に門を設け、本殿は明暦元年の造

營にして西面し、幣殿・拜殿・神饌所・神輿庫・神樂殿・寶庫・神馬舎・繪馬舎・連歌所・社務所・土藏・茶室等相駢び、多寶塔は舊念佛寺の遺物にして、拜殿の前には一大樟樹繁茂し、注連を掛けて石柵を繞らさる。末社に白鬚神社・琴平神社・松風神社・稻荷神社・塞神社・北辰神社・竈神社・楠本神社・嚴島神社・少彦名神社・三宅八幡神社・熊野神社・大國魂神・惠美須神社・神明神社・豐受神社・船玉神社・菅原神社・産靈神社の拾九社あり。其の所在は市中樞要の地に位せるを以て、賽者常に群集して肆店を爲し、市の名物たる謂ゆる大寺餅は南門の内におり。氏地は本市大小路以南及び泉北郡船松村一圓にして、大祭は古來陰曆八月朔日なりしも、明治十七年以來九月十二・十三の兩日に改められ、同十二日には神輿の渡御ありて股賑を極む。社寶頗る多く、傳聖武天皇宸筆の般若心經壹卷・傳土佐光起筆聖武天皇御肖像壹軸・同上光明皇后御肖像壹軸・後伏見天皇宸筆御製和歌壹卷・傳菅原道真自筆の眞影壹軸・北野事務無品親王筆北野聖廟緣起壹軸・豐臣秀吉朱印狀貳通・豐臣秀次書狀壹通・竹内良尚親王筆紙本「三村宮」三字額壹通・藤原忠熙筆紙本「開口神社」額壹幅・足利義勝筆連歌田寄進狀壹通・正親町亞相通筆茄子繪壹軸・冷泉爲家筆古今集貳冊・頓阿法師筆繫蒙抄壹冊・持明院基時筆伊勢物語壹冊・公卿十八人書土佐光則畫三十六歌仙像參拾六葉・北條遠江守氏朝寄附和歌百首壹卷・後桃園天皇寄附踏踏貳個・兼盛作太刀壹口・宗近作太刀壹口・忠倫作鉞壹口・文珠四郎氏定作太刀及び短刀貳口等の外、八條中納言隆英筆櫻町天皇緣起天覽狀壹通・筆者不詳桃園

天皇緣起天覽狀壹通・筆者不詳後桃園天皇緣起天覽狀壹通・女房文東山天皇緣起天覽狀壹通・高辻大納言豐長文中御門天皇緣起天覽狀壹通・筆者不詳仁孝天皇緣起天覽狀壹通・筆者不詳孝明天皇緣起天覽狀壹通・仙洞御所緣起天覽狀壹通は鑑查狀附、光起筆紙本着色大寺緣起繪參卷(附筆者目録)は明治四十三年四月二十日、吉光作神劍壹口は大正十年四月三十日各國寶となる。

金龍井  
(海會寺舊地)

同社の西門前に金龍井あり、一に海會寺井の名あり、南旅籠町東三丁字南裏海會寺の舊地なるを以て寺名に因み、今も尙同寺の所有なり。傳へいふ、曆應二年四月金面の龍神老翁と化し、同寺の開山乾峯和尚に謁して參禪し、其の恩を報せんが爲め和尚に謂つて曰く、寺地に水なきを憂へば試に鶴羽を以て地に布け、若し白露の浮ぶものあらば其の地に必ず清泉を得んと。和尚乃ち其の言の如く爲せしに、果して此の清泉湧出しければ、金龍井の名起り。當時老翁の歸れるかたを見せしめたるに、近所にて忽ち其の姿を失ひしかば、其れより其の地に蛇谷町の名をなせしといふ。元和元年の兵火に罹りて同寺移轉せしかば、名泉のみ此に残れり。其の水質清冽にして茶に適し、角虎道人文集には泉南第一の名泉なりとせり。前年中井某私費を投じ、鞍馬石を積みて其の井筒を修理せり。井側に海會寺定宗士認の建てし碑を存す。

當境宿松山海會禪寺者、勅賜廣智師乾峯和尚插花道場也、往昔封疆廣闊、諸堂完備、爲一方甲利矣、國師道振一世化被四方、王公歸崇靈感尤多、賀茂明神入室受戒、北野天神求書金經、曆應二年四月金面龍主拜謁、師授以三聚淨戒、龍王曰何以報慈師、

曰此地乏水致供衆則可乎、其夜忽爾穴地清泉湧出、名曰金龍井、自正慶元年草創四百二十年于茲、其間因世故堂宇屢廢、地亦隨易焉、今之寺去井五百步許在東南隅唯存金龍井、提封若干僅存舊基耳、嗟乎年代深遠而泉源不涸、直到于今者國師道徳所感、而龍王鎮護所致也、清甘香冽永沃衆渴、誰不景仰哉、因立標幟以示悠久云、

寶曆三年歲舍癸酉六月

海會現住 定宗 士認 敬誌

安養寺

安養寺は甲斐町東三丁字寺町にあり、清淨山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正十六年十二月良譽の開創なり。境内は貳百貳拾四坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。本堂は桁行七間・梁間七間、幸に舞馬の災を免れ、現在せる市中古建築物の一なり。

玉圓寺

玉圓寺は安養寺の東にあり、徳清山證誠院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正四年祐徳の開創なり。境内は貳百五拾參坪を有し、本堂・庫裏・土藏・門を存す。

法華寺

法華寺は同所五辻にあり、俗に柳の寺と呼び、本門法華宗妙蓮寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛、上行・無邊行・淨行・安立行の四菩薩、持國天王、廣目天王、毘沙門天王、增長天王、不動明王を本尊とす。境内は參百七拾五坪を有し、本堂兼庫裏・納家・藥醫門を存す。外に三光堂あり。

住本寺

住本寺は法華寺の北にあり、不二山と號し、本門宗要法寺末にして妙法曼荼羅及び日蓮聖人を本尊とす。創立の年月は詳ならず、日恩の開基なり。境内は貳百參拾八坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を

存す。

了覺寺

了覺寺は甲斐町東四丁字寺町の五辻にあり、光明山と號し、淨土宗金戒光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。永祿三年二月二十一日善秀なるもの洛の黒谷より圓光大師水鏡の御影を戴き來り、草蓆を結びて遍照庵と號せしもの即ち當寺の起原にして、御影は同大師の黒谷鍔池の邊にて水鏡を見て模せられたる自影なり。故に善秀は堺の黒谷大師と呼びて市中を勸化しけるに、其事訃聞に達して正親町天皇は堺黒谷の宸書を賜ひ、且一枚の起請を添へさせらる。是れより堺の黒谷と通稱せられ、道俗の渴仰盛なりしが、善秀は當庵に本尊のなきを歎じ、朝暮此の御影に祈願しけるに、同十一年六月二十一日の夜阿彌陀佛の尊像を得し、しかも其の像は惠心僧都の作なりしかば歡喜に堪へず、安置して本尊と仰ぎしもの即ち今の本尊是れなり。依て晝夜勤行怠ることなかりしに、其の像は大和の當麻寺に安置しありしものなりとて、同寺の僧徒競ひ來りて奪ひ返さんとせり。善秀は本尊に別るゝに忍びず、本尊に向ひて自害しければ、僧徒等は其の厚信に感じ、却て同情の涙を流して空く歸りしとなん。爾來本尊の徳光益輝き、元和年中二世存譽の時本山より今の寺號を授けられ、寺門隆昌を極めたりしも後漸次衰微し、六世是譽運應上人の時に至り、檀越乏しく頽廢に及びしかば、上人は朝に法を説き夕に義を談じて道俗を勸化し、以て寸時も倦むことなかりけるに、檀縁復た舊に復して堂宇を再建し、本山より光明山の號を與へらる、現在の堂宇即ち是れなり。境内は貳百參拾八坪を有し、本堂・庫裏・